

静岡県三島市

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第3号

確認調査

平成26・27年度実施の確認調査

2018

三島市教育委員会

静岡県三島市

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第3号

確認調査

平成26・27年度実施の確認調査

2018

三島市教育委員会

序 文

三島市は全域にわたって遺跡が点在しており、それらの遺跡は、地勢により時代区分が移り変わるという特徴を有しています。

まず、市域の3分の2を占める箱根山西麓には、旧石器時代の遺跡が多く集中しており、様々な遺構や遺物が出土しています。世界的にも類を見ない3万年前の落とし穴もまた、箱根山西麓から発見されています。

つぎに市域の3分の1は、扇状地と沖積地に地勢を分けており、こちらには弥生時代以降の遺跡が多く存在しています。現在においても開発は進み続け、平成26、27年度の試掘・発掘調査のほとんどは、この平野部で行われました。出土遺構としては、藤代遺跡から方形周溝墓跡と住居跡、青木B遺跡から古墳の周溝が検出されています。方形周溝墓は、弥生時代の墳墓であり、その地の有力な一族が埋葬されたと考えられます。古墳もまた、古墳時代の墳墓であり、その地の豪族や有力者であった人が埋葬されたのでしょう。

埋蔵文化財発掘調査作業は、三島の地で繰り返されてきた栄枯盛衰、古代ロマンを感じるとともに、考古学的見地からは、先人の痕跡をひとつひとつ拾いあげ、後世に伝えていくものとして、大変に意義深いことと実感しております。

この度、三島市が作成しました発掘調査報告書が、研究者のみならず多くの方々に活用され、学術研究の進展に、あるいは郷土史理解の一助として役立つことを願っております。

また、日ごろより本市の文化財行政推進につきまして、ご理解・ご協力を賜りました関係各位に対し、深甚なる敬意を表しつつ、刊行のことばといたします。

平成30年3月

三島市教育委員会
教育長 西 島 玉 枝

例 言

1. 本書は、平成26・27年度に実施した2年分の市内遺跡整理事業の報告書である。
2. 本事業は、平成29年4月1日より平成30年3月31日まで実施した。
3. 各遺跡の調査に係わる詳細データは、各報告冒頭に例言として記載した。
4. 本報告書の遺物整理は辻が整理作業員を指揮して実施し、その作業分担は各報告の例言に記載した。また、原稿は以下の学芸員が分担執筆し、担当を文末に明記した。

郷土文化財室 主任学芸員 辻 真人
郷土文化財室 臨時学芸員 吉野 文彬
郷土文化財室 臨時学芸員 保科 桃子

5. 本報告書掲載の調査資料は、すべて三島市教育委員会に保管されており、資料貸し出しの用意がある。また、本書の複製は、文化財の保護、教育普及、公開活用、学術研究が目的の場合にかぎり、著作権者の承認を得ずに利用することが出来る。ただし、出典を明記する必要がある。
6. 遺跡の調査、遺物整理では次の方々に御教示いただいた。厚く御礼申し上げます。次第である。

文化庁・静岡県教育委員会・静岡県教育委員会文化財保護審議委員
三島市文化財保護審議委員・富士宮市教育委員会・富士市教育委員会・沼津市教育委員会
函南町教育委員会・伊豆の国市
大塚初重・和田清吾・向坂銅二・瀬川裕一郎・佐野五十三・井鍋誉之・滝沢 誠・渡井英吾
山内昭二・鈴木敏中・岡本範之・前嶋秀張・菅原芳郎・高尾好之・池谷信之・広瀬高文
長野康敏・池谷初恵・菅原千賀子・馬飼野行雄（順不同・敬称略）

7. 埋蔵文化財関係事務局

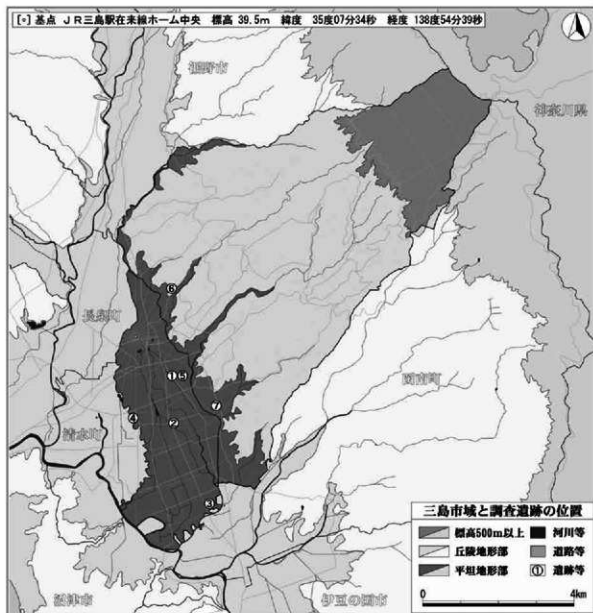
【平成26年度】

教 育 長	西島 玉枝
教 育 部 長	佐野 康仁
教 育 部 課 長	横山登志男
文化振興課 主幹	芦川 忠利
文化振興係 係長	岡村 秀一
文化振興係 主任	橋本 泰浩
文化振興係 副主任	石井 章代
文化振興係 主事補	小柴 昂之
文化振興課 臨時職員	鈴木瑠美子
文化財係 主任学芸員	辻 真人
文化財係 主任学芸員	寺田光一郎
文化財係 臨時職員	渡辺 薫
文化財係 臨時職員	矢田香緒里
文化財係 整理作業員	伊庭美紀子

【平成27年度】

教 育 長	西島 玉枝
教 育 部 長	佐野 康仁
文化振興課 課長	横山登志男
文化振興課 課長補佐	芦川 忠利
文化振興係 係長	岡村 秀一
文化振興係 副主任	石井 章代
文化振興係 主事	小柴 昂之
文化振興係 主事補	栗原 菜摘
文化振興課 臨時職員	工藤なつみ
文化財係 主任学芸員	辻 真人
文化財係 主任学芸員	寺田光一郎
文化財係 臨時職員	渡辺 薫
文化財係 臨時職員	伊庭美紀子
文化財係 臨時職員	矢田香緒里

8. 平成26年度本書掲載道跡の位置は下図のとおりである。(承認番号 平18総複 第120号)

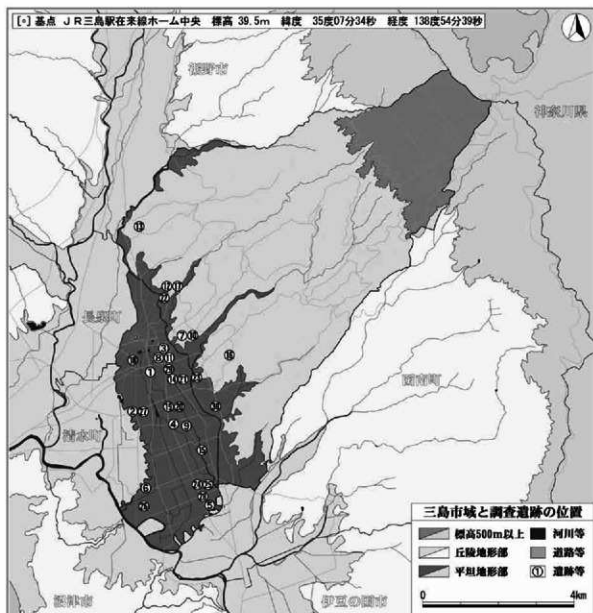


確認調査（平成26年度）

三島市教育委員会

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| ①. 上才塚道跡 第10地点 | ②. 青木B道跡 第7地点 | ③. 堀込道跡 第9地点 |
| ④. 久保道跡 第1地点 | ⑤. 上才塚道跡 第11地点 | ⑥. 千枚原A道跡 第6地点 |
| ⑦. 井上道跡 第5地点 | | |

9. 平成27年度本書掲載道跡の位置は下図のとおりである。(承認番号 平18総複 第120号)



確認調査(平成27年度)

三島市教育委員会

- | | | |
|----------------|----------------|-----------------|
| ①. 三島御殿跡 第9地点 | ②. 反り田道跡 第1地点 | ③. 塔ノ森廃寺 第10地点 |
| ④. 青木B道跡 第8地点 | ⑤. 堀込道跡 第10地点 | ⑥. 長伏道跡 第7地点 |
| ⑦. 天神原道跡 第2地点 | ⑧. 塔ノ森廃寺 第11地点 | ⑨. 藤代道跡 第5地点 |
| ⑩. 天神原道跡 第3地点 | ⑪. 塔ノ森廃寺 第12地点 | ⑫. 千枚原A道跡 第7地点 |
| ⑬. 元作場B道跡 第2地点 | ⑭. 上才塚道跡 第12地点 | ⑮. 中島B道跡 第9地点 |
| ⑯. 陣場道跡 第1地点 | ⑰. 千枚原A道跡 第8地点 | ⑱. 伊豆国分寺跡 第12地点 |
| ⑲. 青木原道跡 第10地点 | ⑳. 青木原道跡 第11地点 | ㉑. 上才塚道跡 第13地点 |
| ㉒. 千枚原横穴群 第2地点 | ㉓. 谷田前田道跡 第6地点 | ㉔. 伊勢堰道跡 第16地点 |
| ㉕. 伊勢堰道跡 第17地点 | ㉖. 中ノ坪道跡 第11地点 | ㉗. 反り田道跡 第2地点 |
| ㉘. 箱根田道跡 第8地点 | ㉙. 市ヶ原廃寺 第5地点 | ㉚. 井上道跡 第6地点 |

目 次

序 文
例 言
目 次
挿図目次
図版目次

第1章 確認調査（平成26年度）	1
第1節 上才塚遺跡 第10地点	3
第2節 青木B遺跡 第7地点	6
第3節 堀込遺跡 第9地点	10
第4節 久保遺跡 第1地点	13
第5節 上才塚遺跡 第11地点	16
第6節 千枚原A遺跡 第6地点	19
第7節 井上遺跡 第5地点	22
第2章 確認調査（平成27年度）	25
第1節 三島御殿跡 第9地点	27
第2節 反り田遺跡 第1地点	30
第3節 塔ノ森廃寺 第10地点	33
第4節 青木B遺跡 第8地点	36
第5節 堀込遺跡 第10地点	39
第6節 長伏遺跡 第7地点	42
第7節 天神原遺跡 第2地点	45
第8節 塔ノ森廃寺 第11地点	48
第9節 藤代遺跡 第5地点	51
第10節 天神原遺跡 第3地点	58
第11節 塔ノ森廃寺 第12地点	61
第12節 千枚原A遺跡 第7地点	64
第13節 元作場B遺跡 第2地点	67
第14節 上才塚遺跡 第12地点	70
第15節 中島B遺跡 第9地点	73
第16節 陳場遺跡 第1地点	76
第17節 千枚原A遺跡 第8地点	79
第18節 伊豆国分寺跡 第12地点	82
第19節 青木原遺跡 第10地点	85
第20節 青木原遺跡 第11地点	88
第21節 上才塚遺跡 第13地点	91
第22節 千枚原横穴群 第2地点	94
第23節 谷田前田遺跡 第6地点	97
第24節 伊勢堰遺跡 第16地点	100
第25節 伊勢堰遺跡 第17地点	104
第26節 中ノ坪遺跡 第11地点	108
第27節 反り田遺跡 第2地点	111
第28節 箱根田遺跡 第8地点	114
第29節 市ヶ原廃寺 第5地点	117
第30節 井上遺跡 第6地点	120

挿図目次

第1章 確認調査（平成26年度）

第1節 上才塚遺跡 第10地点 (No477)

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	3
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	4
第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20) ……	5

第2節 青木B遺跡 第7地点 (No411)

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	6
第2図 調査地点の位置 (1/5,000) ……	7
第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20) ……	8
第4図 1 トレンチ出土遺物 (1/3) ……	8
第5図 1・2 トレンチ遺構配置図 (1/20) ……	9
第6図 1 トレンチ出土土器概相図と出土土器 (左:1/4 右:1/3) ……	9

第3節 堀込遺跡 第9地点 (No465)

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	10
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	11
第3図 トレンチ配置とトレンチ西壁断面図 (1/500・1/20) ……	12

第4節 久保遺跡 第1地点 (No376)

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	13
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	14
第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/500・1/20) ……	15

第5節 上才塚遺跡 第11地点 (No477)

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	16
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	17
第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20) ……	18

第6節 千枚原A遺跡 第6地点 (No130)

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	19
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	20
第3図 トレンチ配置とトレンチ東壁断面図 (1/400・1/20) ……	21

第7節 井上遺跡 第5地点 (No403)

【挿図】

第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	22
第2図 調査地点の位置 (1/2,500) ……	23
第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20) ……	24

第2章 確認調査（平成27年度）

第1節 三島御殿遺跡 第9地点 (No354)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	27
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	28
第3図	トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/200・1/20)	29

第2節 反り田遺跡 第1地点 (No374)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	30
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	31
第3図	トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/1,000・1/20)	32

第3節 塔ノ森廃寺 第10地点 (No348)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	33
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	34
第3図	トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)	35

第4節 青木B遺跡 第8地点 (No411)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	36
第2図	調査地点の位置 (1/5,000)	37
第3図	トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/300・1/20)	38

第5節 堀込遺跡 第10地点 (No465)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	39
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	40
第3図	トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)	41

第6節 長伏遺跡 第7地点 (No463)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	42
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	43
第3図	トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20)	44

第7節 天神原遺跡 第2地点 (No341)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	45
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	46
第3図	トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)	47

第8節 塔ノ森廃寺遺跡 第11地点 (No348)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	48
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	49
第3図	トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/500・1/20)	50

第9節 藤代遺跡 第5地点 ((No409)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	51
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	52
第3図	トレンチ配置と3トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20)	53
第4図	1～4トレンチ遺構配置図 (1/40)	53
第5図	1～3トレンチ出土遺物 (1/3)	54
第6図	5～9トレンチ遺構配置図 (1/40)	55
第7図	5～8トレンチ出土遺物 (1/3)	56

第10節 天神原遺跡 第3地点 ((No341)

【挿図】

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)	58
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)	59
第3図	トレンチ配置と3トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20)	60

第11節 塔ノ森廃寺 第12地点 (No348)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	61
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	62
第3図	トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/400・1/20) ……………	63

第12節 千枚原A遺跡 第7地点 (No130)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	64
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	65
第3図	トレンチ配置とトレンチ東壁断面図 (1/300・1/30) ……………	66

第13節 元作堀B遺跡 第2地点 (No103)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	67
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	68
第3図	トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/400・1/20) ……………	69

第14節 上才塚遺跡 第12地点 (No477)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	70
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	71
第3図	トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20) ……………	72

第15節 中島B遺跡 第9地点 (No449)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	73
第2図	調査地点の位置 (1/5,000)……………	74
第3図	トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図 (1/1,000・1/20) ……………	75

第16節 陳場遺跡 第1地点 (No331)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	76
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	77
第3図	トレンチ配置と1トレンチ西壁断面図 (1/400・1/30) ……………	78

第17節 千枚原A遺跡 第8地点 (No130)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	79
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	80
第3図	トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20) ……………	81

第18節 伊豆国分寺跡 第12地点 (No356)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	82
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	83
第3図	トレンチ配置とトレンチ西壁断面図 (1/500・1/20) ……………	84

第19節 青木原遺跡 第10地点 (No368)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	85
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	86
第3図	トレンチ配置とトレンチ東壁断面図 (1/400・1/20) ……………	87

第20節 青木原遺跡 第11地点 (No368)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	88
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	89
第3図	トレンチ配置と3トレンチ東壁断面図 (1/500・1/20) ……………	90
第4図	1・3トレンチ出土遺物 (1/3) ……………	90

第21節 上才塚遺跡 第13地点 (No477)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……………	91
第2図	調査地点の位置 (1/2,500)……………	92
第3図	トレンチ配置と14トレンチ北壁断面図 (1/1,000・1/20) ……………	93

第22節 千枚原横穴群 第2地点 (No129)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	94
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	95
第3図	トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/500・1/20) ……	96

第23節 谷田前田遺跡 第6地点 (No358)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	97
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	98
第3図	トレンチ配置と15トレンチ北壁断面図 (1/1,500・1/20) ……	99

第24節 伊勢塚遺跡 第16地点 (No460)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	100
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	101
第3図	トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/600・1/20) ……	102
第4図	1・3トレンチ遺構配置図 (1/20) ……	102
第5図	1・3トレンチ出土遺物 (1/3) ……	103

第25節 伊勢塚遺跡 第17地点 (No460)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	104
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	105
第3図	トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/1,000・1/20) ……	106
第4図	1・2トレンチ出土遺物 (1/3) ……	106
第5図	1・2トレンチ遺構配置図 (1/40) ……	107

第26節 中ノ坪遺跡 第11地点 (No467)**【挿図】**

第1図	位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	108
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	109
第3図	トレンチ配置と東壁断面図 (1/500・1/20) ……	110

第27節 反り田遺跡 第2地点 (No374)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	111
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	112
第3図	トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/1,500・1/20) ……	113

第28節 箱根田遺跡 第8地点 (No461)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	114
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	115
第3図	トレンチ配置と2トレンチ西壁断面図 (1/1,500・1/30) ……	116

第29節 市ヶ原廃寺 第5地点 (No349)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	117
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	118
第3図	トレンチ配置と1トレンチ東壁断面図 (1/1,000・1/20) ……	119

第30節 井上遺跡 第6地点 (No403)**【挿図】**

第1図	遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000) ……	120
第2図	調査地点の位置 (1/2,500) ……	121
第3図	トレンチ配置と4トレンチ東壁断面図 (1/1,000・1/20) ……	122
第4図	3トレンチ出土遺物 (1/3) ……	122

図版目次

第1章 確認調査（平成26年度）

図版1 上才塚遺跡 第10地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版2 青木B遺跡 第7地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 出土遺物

図版3 樺込遺跡 第9地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版4 久保遺跡 第1地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 工事立会い

図版5 上才塚遺跡 第11地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版6 千枚原A遺跡 第6地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版7 井上遺跡 第5地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

第2章 確認調査（平成27年度）

図版8 三島御殿跡 第9地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版9 反り田遺跡 第1地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版10 塔ノ森廃寺 第10地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版11 青木B遺跡 第8地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版12 樺込遺跡 第10地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版13 長伏遺跡 第7地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版14 天神原遺跡 第2地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 完了
6. 工事立会い

図版15 塔ノ森廃寺 第11地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 工事立会い

図版16 藤代遺跡 第5地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘 (2トレンチ)
4. 断面 (3トレンチ)
5. 完了

6. 出土遺物

図版17 天神原遺跡 第3地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘 (3トレンチ)
4. 断面 (3トレンチ)
5. 完掘 (1トレンチ)
6. 断面 (1トレンチ)

図版18 塔ノ森廃寺 第12地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 完了
6. 工事立会い

図版19 千枚原A遺跡 第7地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版20 元作場B遺跡 第2地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘 (1トレンチ)
4. 断面 (1トレンチ)
5. 完掘 (2トレンチ)
6. 完了

図版21 上才塚遺跡 第12地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

図版22 中島B遺跡 第9地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面

5. 完了

6. 工事立会い

図版23 階壇遺跡 第1地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 完掘 (2トレンチ)
6. 埋め戻し

図版24 千枚原A遺跡 第8地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 調査風景
4. 完掘
5. 断面
6. 工事立会い

図版25 伊豆国分寺跡 第12地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 工事立会い

図版26 青木原遺跡 第10地点

1. 調査前
2. 調査前
3. 調査風景
4. 完掘
5. 断面
6. 埋め戻し

図版27 青木原遺跡 第11地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 工事立会い
6. 出土遺物

図版28 上才塚遺跡 第13地点

1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘 (14トレンチ)

4. 断面（14トレンチ）
5. 断面（3トレンチ）
6. 完了
- 図版29 千枚原横穴群 第2地点**
1. 調査前
2. 調査前
3. 調査風景
4. 完掘
5. 断面
6. 工事立会い
- 図版30 谷田前田遺跡 第6地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了
- 図版31 伊勢塚遺跡 第16地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了
- 図版32 伊勢塚遺跡 第17地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了
- 図版33 中ノ坪遺跡 第11地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了
- 図版34 反り田遺跡 第2地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 工事立会い
- 図版35 箱根田遺跡 第8地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘（2トレンチ）
4. 断面（2トレンチ）
5. 断面（1トレンチ）
6. 工事立会い
- 図版36 市ヶ原廃寺 第5地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 工事立会い
- 図版37 井上遺跡 第6地点**
1. 調査前
2. 調査風景
3. 完掘
4. 断面
5. 埋め戻し
6. 完了

第1章 確認調査

(平成26年度)

例 言

1. 本報告は、平成26年度に実施した確認調査についての報告である。
2. 確認調査は、国・県補助金を得て三島市教育委員会が実施したものである。
3. 確認調査は、辻真人が担当した。
4. 整理作業は、調査担当の指示の元に臨時学芸員と整理作業員（伊庭）が実施した。作業分担は以下のとおりである。
 挿図図版：辻真人・伊庭美紀子・吉野文彬・保科桃子
 写真図版：辻真人・吉野文彬
5. 原稿執筆は以下の学芸員が分担執筆し、担当を文末に明記した。
 辻真人・吉野文彬・保科桃子

凡 例

1. 遺構・遺物の縮尺
 遺構図1/200～1/500・1/1,000 断面図1/20～40 遺物図1/3
2. 実測図の標高は海拔高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。
3. 透明度の表示
 各色20%表示を基本とする。
4. 各節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを0～255の256段階で計測数値化したものである。その手順は以下のとおりである。
 - A. 断面をデジタルカメラで撮影する。
 断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。
 影の発生を抑えるため薄曇りの撮影を基本とする。
 撮影後色調補正をするために、三原色パターンと伴に撮影する。
 - B. フォトショップでデジタル画像を計測する。
 断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。
 各層位毎数カ所を指先ツール（強さ50%）で混ぜて色の平均化をする。
 スポイトツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。

Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は3桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

第1節 上才塚遺跡 第10地点 (No477)

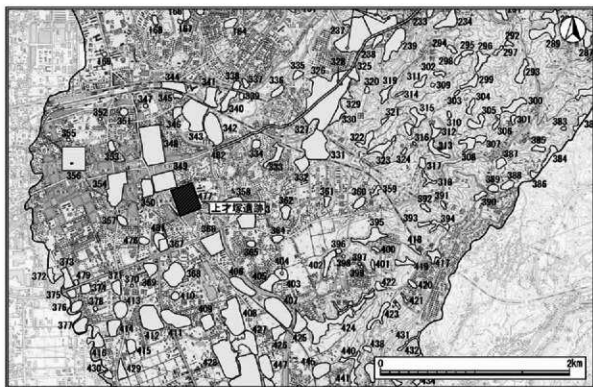
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設事に伴う上才塚遺跡第10地点の試掘・確認調査である。平成26年5月22日、株式会社平成建設より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No477上才塚遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年10月15日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月11日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により11月11日付、三教文第278・279号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は11月12日に開始、1箇所の特レンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は11月13日付、三教文第280・281号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成26年10月15日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、11月13日付、三教文第282号で進達し、同法に添付する副申を三教文第283号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年11月21日付、教文第1380号で工事立会いの通知（受理11月27日）があり、事業者により11月27日付、三教文第304号で送付し、工事立ち会いを平成27年1月13日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

上才塚遺跡は、大場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約300m、東西約250mの長方形の範囲が奈良時代の官衙跡として三島市遺跡地図に登録されている。現在、その大部分は宅地化されて、住宅が建ち並んでいる状態である。第10地点はJR三島駅の南東 (N-136.0°-E) 1.40km、標高は約22.4mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央部と重複するため調査の対象となった。

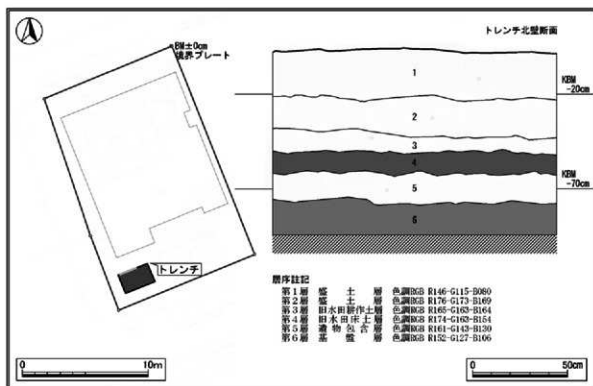
三島市は、市域東半に占める箱根山西麓、三嶋大社付近を中心とする三島市街地、南方に広がる田方平野の3つに大別でき、箱根山西麓の丘陵上には旧石器時代から縄文時代の遺跡が、三島市街地には主に古墳時代以降の遺跡が分布している。一方、本遺跡の所在する田方平野では弥生時代以降の遺跡が分布しており、流下する大場川、御殿川、境川等の中小河川流域の微高地上には集落遺跡が営まれている。

本遺跡ではこれまで9地点で調査が行われているが、本調査に至ったのはマンション建設に伴う2箇所のみである。第4地点は溝状遺構17条と土坑4基が出土し、なかでも長さ81m、上部の最大幅352cm、深さ77cmを測り南北方向に延びる13号溝は堀としての使用が想定されている。さらに破片資料であるメノウ製の腰帯飾り石(無文巡方)が出土した。この巡方が奈良・平安時代の貴族や官人が用いた腰帯の装飾品であることから、奈良時代の官衙あるいはそれに関連する施設の存在を想起させるものとして注目を集めている。「上才塚遺跡第1地点(1992)」として報告。第2地点では掘立柱建物跡3棟、柱穴列1基、溝状遺構21基が出土しており、このうち掘立柱建物跡と柱穴列、南北に位置する4基の溝状遺構はおおよそ奈良時代に位置づけられる。掘立柱建物跡はどれも大型の定形的な掘り方を有するものであり、奈良時代という時代性を考慮すると通常の集落遺跡とは異なる、公的機関の施設であった可能性が高い「上才塚遺跡第2地点(1992)」。このほか第5～7地点で奈良・平安時代の遺物が検出されたが、第2地点で確認された第3・4号溝状遺構の延長線上にトレンチを設定した第8地点では遺構・遺物は確認されなかった「三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV(2009)」「同補助事業版1号(2015)・2号(2017)」。 (吉野)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地の南西隅に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.99%であった。調査は、バックホー(01)で盛土層と耕作土を除去した後に、作業員2名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返して表土下0.96mまで掘り下げを行い、遺構と遺物の検出に努めた。層序の確認は安定的な水平堆積を示す北壁の西端で行い、6層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR146-G115-B080を示す。黄褐色土、ローム質土を主体とする盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR176-G173-B169を示す。灰褐色土、少量の小石を含む盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR165-G163-B164を示す。灰褐色土、粘性の強い水田耕作土。
- 第4層 色調RGB数値はR174-G163-B154を示す。茶褐色土、鉄分の沈着が多く認められる水田床土。
- 第5層 色調RGB数値はR161-G143-B130を示す。暗灰色土、調査地点近隣の遺物包含層に相当する。
- 第6層 色調RGB数値はR152-G127-B106を示す。茶褐色土、鉄分の沈着が顕著な基盤層となる砂層。

4. まとめ

上才塚遺跡第10地点は、奈良・平安時代の官衙跡と推定される掘立柱建物跡や区画溝が出土した第2地点、第4地点の中間に位置することから、遺跡の広がりを確認することに主眼を置いて確認調査を実施した。事業地付近は御殿場泥流堆積物による非常に堅固な砂礫層が基盤層を形成しており、本層上面を確認面として遺構の確認を行ったが、遺構と遺物は出土しなかった。事業地は遺跡範囲中の空白域あるいは後世の削平等による遺跡消滅地と理解した。(辻)

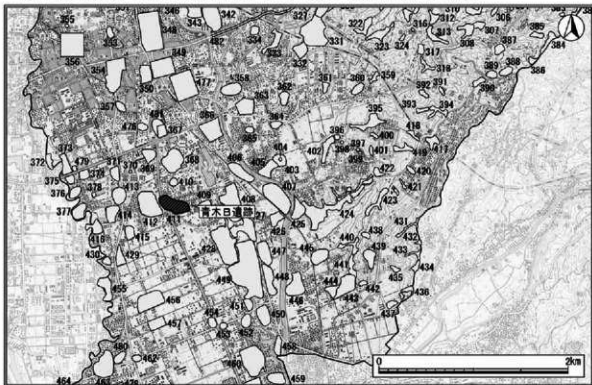
第2節 青木B遺跡 第7地点 (No.411)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、建て売り住宅建設工事に伴う掘込遺跡第7地点の試掘・確認調査である。平成26年10月9日、アイディホーム株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.411青木B遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年10月24日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月19日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により11月19日付、三教文第292・293号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は11月20日に開始、2箇所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員延べ5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働2日間で21日に完了した。調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を11月26日付、三教文298号・299号で送付し、埋蔵文化財発掘の届出書を11月27日、三教文302号で同封進達した。正式な終了報告は11月27日付、三教文第300・301号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。同日、法第93条第1項に添付する副中を三教文第303号で同封送付した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成26年12月8日付、教文第1452号で工事立会いの通知（受理12月9日）があり、事業者へ送付（12月9日付、三教文第319号）し、工事立ち会いを12月20日に行った。埋蔵文化財の認定は12月17日付、静三計98号で通知（原認定通知12月8日付、教文第1467号写し）があった。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

青木B遺跡は、御殿場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約420m、東西約170mの範囲が弥生～奈良・近世の集落跡として三島市遺跡地図に登録されている。また、遺跡が所在する田方平野には弥生時代以降の遺跡が分布しており、平野を流下する大場川、御殿川、境川等の中小河川流域の微高地上には集落遺跡が営まれている。第7地点はJR三島駅の南南東 (N-158.0°-E) 2.45km、標高約16.0mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央部と重複するため調査の対象となった。

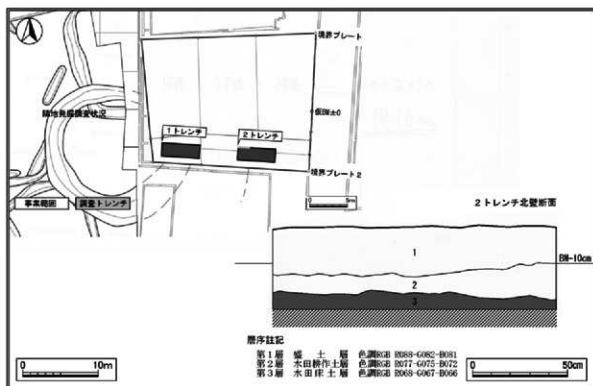
本遺跡はこれまで6地点で調査が行われている。第1地点は、今回調査を行った地点の隣接地にあたり、弥生時代中期から古墳時代の方形周溝墓が5基、溝が12基、土坑が1基、古墳時代後期の円墳が1基、溝が1基、平安時代の住居が1軒確認されている『三島市埋蔵文化財調査報告VII (2002)』。また、第2・3地点では弥生時代後期に属する方形周溝墓の一部が検出された『三島市埋蔵文化財発掘調査報告 XVI (2011)』。その他、第4～6地点では遺構や遺物は確認されていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告 XVI (2011)・XVII (2013)・XIX (2014)』。

周辺の遺跡として、No.408金沢遺跡が挙げられる。この遺跡では古墳時代前半～平安時代のカマドを伴う竪穴住居が35軒、掘立柱建物2棟、弥生後期～古墳時代にかけての方形周溝墓1基が確認されている『金沢遺跡 (1993)』。また、弥生時代中期の方形周溝墓が18基検出され、周辺が当時の墓域であるとされているNo.468長伏六反田遺跡や、水田畦畔と集落遺構が確認されたNo.476奈良橋向遺跡とNo.481西大久保遺跡が存在する『長伏六反田遺跡 (1999)』『西大久保遺跡・奈良橋向遺跡 (1996)』。これらの遺跡の出土遺物をみると弥生時代～古墳時代へと移り変わっていくのがみとれる。以上に紹介した遺跡は、本調査に至る場合が少ないことから部分的な調査しか行われていないため、検討課題は多くある。しかし、三島市域の弥生～古墳時代を生きていたであろう当時の人々の生活像を復元する資料として重要視したい。(吉野)



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×5.0m (8.0m)のトレンチを2箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約4.26%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返し、表土下0.35mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は2トレンチ北壁を利用して行い、3層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。

第1層 色調RGB数値はR088-G082-B081を示す。暗灰色の盛土層。

第2層 色調RGB数値はR077-G075-B072を示す。暗灰色の水田耕作土層。

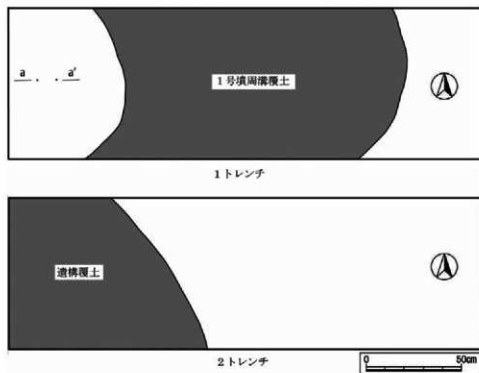
第3層 色調RGB数値はR068-G067-B066を示す。茶褐色の水田床土層で少量の遺物を含む。

1トレンチにおける遺構・遺物 (第5図：遺構 第4図1・2 第6図：3)

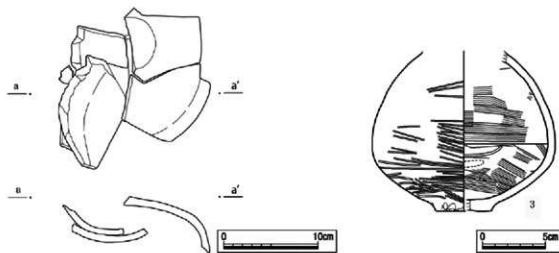
本トレンチでは、1地点の調査時に検出した1号墳の周溝とおもわれる溝を発見した。第4図に示したように1地点と今回の調査を照らし合わせると、1号墳の周溝の延長線上に本トレンチの溝が存在することから1号墳の周溝であると判断した。遺物は、第3層から出土しており、1・2ともに刷毛による調整をされた壺型土器と甕形土器の破片である。また3は、外側を横ナデによる調整、内側を横または斜めに刷毛調整を行っている壺形土器である。



第4図 1トレンチ出土遺物 (1/3)



第5図 1・2トレンチ遺構配置図 (1/20)



第6図 1トレンチ出土土器微細図と出土土器 (左:1/4・右:1/3)

2トレンチにおける遺構・遺物 (第5図:遺構)

本トレンチの西側から弧を描くような遺構を検出した。覆土の掘削を行っていないので、性格や時期を断定できるような遺物を得ることはできなかった。遺物は微細であり図示できなかった。(吉野)

4. まとめ

調査の結果、断面図の第1層は暗灰色の盛土層、第2層は暗灰色の水田耕作土で遺構と遺物は全く出土せず、第3層は表土下35cmに広がる茶褐色の水田床土で少量の遺物を含むが遺構を確認することができなかった。表土下44cm以下がこの地域の基盤層となる暗褐色砂層になり、本層上面で遺構の確認を行った結果、全てのトレンチで遺構を確認した。特に第1号トレンチで確認した溝は昭和62年10月に西側隣接地の発掘調査で出土した第1号墳の周溝の一部と推定できる。(吉野)

第3節 堀込遺跡 第9地点 (No.465)

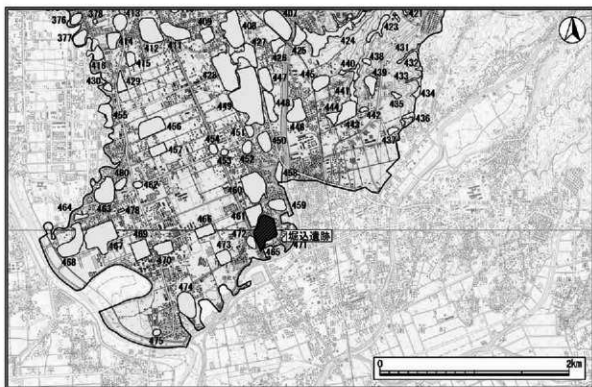
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う堀込遺跡第9地点の試掘・確認調査である。平成26年12月12日、株式会社一条工務店より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.465堀込遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年12月12日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成27年1月16日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者に1月16日付、三教文第341・342号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は1月21日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出に努め、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は1月23日付、三教文第345・346号により静岡県教育委員会と事業者に報告した。また平成26年12月12日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年1月23日付、三教文第347号で進達し、同法に添付する副申を三教文第348号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年1月28日付、教文第1709号で工事立会いの通知（受理2月3日）があり、事業者に2月3日付、三教文第361号で送付した。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

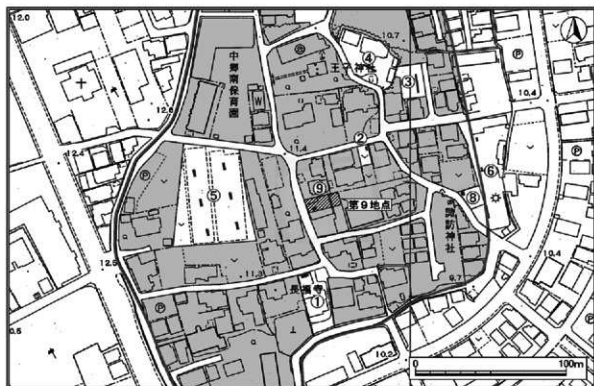
堀込遺跡は平野部を流下する大場川右岸の半島状微高地に位置する。王子神社を中心に最長部が南北約380m、東西約250mの範囲が古墳時代から中世の遺物散布地として三島遺跡地図に登録されている。第9地点は東西JR三島駅の南南東(N-156.0°-E)4.79km、標高約11.4mに位置し、事業地が遺跡範囲の東部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡はこれまで8地点で調査が行われている。第1～4、第6～8地点の調査では遺構・遺物は発見されていないが、第5地点から古墳～平安時代の土師器が発見されている。しかし、現代の比較的新しい溝状遺構からの出土であるので搬入遺物であると判断している『三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版1号(2015)』また、遺跡が所在する微高地には、No460伊勢塚遺跡・No461箱根田遺跡・No465堀込遺跡と連続して遺跡が存在する。箱根田遺跡では大型掘立柱建物跡と南北に延びる流路跡が検出し、流路内からは祭祀関連遺物が奈良・平安時代の土師器とともに出土した『箱根田遺跡(2003)』。そして伊勢塚遺跡でも前述の箱根田遺跡で確認された流路跡につながる遺構が検出している『伊勢塚遺跡3・4地点(2010)』。また、南側に隣接するNo471安久遺跡からは古墳時代中期から平安時代の堅穴住居跡や井戸跡、河川跡が検出され、河川跡より多量の廃棄土器が出土している『安久遺跡(1989)』。(古野)

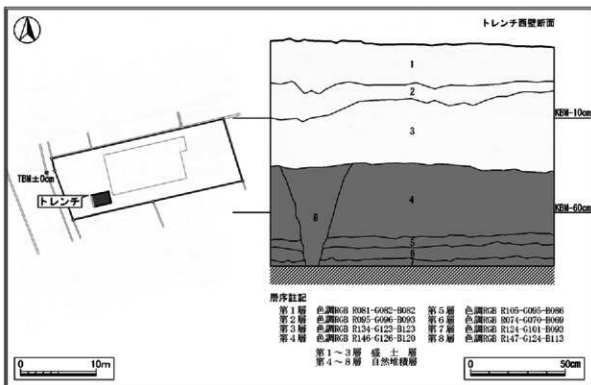
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.01%であった。調査は、バックホー(01)で盛土層を除去した後、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.13mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認はトレンチ西壁断面を利用して行い、8層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ西壁断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層** 色調RGB数値はR081-G082-B082を示す。青灰色砂礫、宅地造成時の盛土層。
- 第2層** 色調RGB数値はR095-G096-B093を示す。褐色土、砂礫を多く含む宅地造成時の盛土層。
- 第3層** 色調RGB数値はR134-G123-B123を示す。暗褐色土、宅地造成時の盛土層。
- 第4層** 色調RGB数値はR146-G126-B120を示す。暗灰色土、硬く締った砂質土の互層。
- 第5層** 色調RGB数値はR105-G095-B086を示す。乳灰色土、硬く締ったシルト質土。
- 第6層** 色調RGB数値はR074-G070-B086を示す。暗灰色土、非常に硬く締ったシル質土。
- 第7層** 色調RGB数値はR124-G101-B093を示す。乳灰色土、硬く締ったシルト質土。
- 第8層** 色調RGB数値はR147-G124-B113を示す。青灰色、色調が異なるが4～7層と同等の堆積層。

4. まとめ

堀込遺跡は大場川右岸の微高地上に位置しており、集落遺跡の適地と考えられるが、試掘・確認調査の結果、遺構と遺物は出土しなかった。第1～3層は宅地造成時の盛土層である。第4層は硬く締った砂質土の互層。第5層～7層は硬く締ったシルト層で河川氾濫に由来する堆積層と推定できる。第8層は色調が異なるが、土層内の混入物は第4～7層と同等である。また、植物根の周りに鉄の酸化物が付着して成長した、高師小僧と呼ばれる褐鉄鉱が出土することから、第5～7層は長期間湿地帯であったことが推定でき、地下水や植物根等の影響により色調に変化が生じたものと考えられる。

以上のことから本地点は、事業地の全域が遺跡範囲中の空白域（湿地帯）と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。堀込遺跡ではこれまでの試掘・確認調査においても遺構と遺物はほとんど出土せず、いずれの地点も遺跡内の空白地と推定されていることから、遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が高い。(辻)

第4節 久保遺跡 第1地点 (No.376)

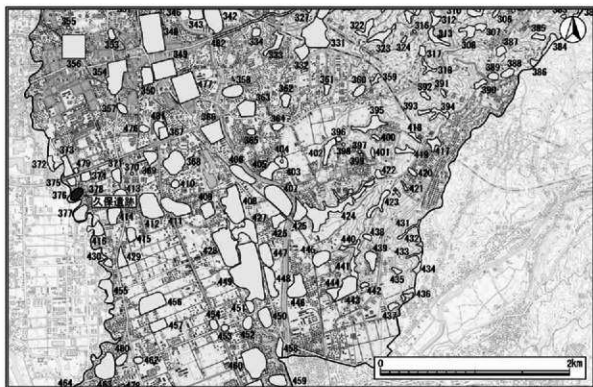
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅新築工事に伴う久保遺跡第1地点の試掘・確認調査である。平成26年12月24日、渡邊建築計画研究所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.376久保遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成26年12月24日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成27年1月23日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により1月23日付、三教文第349・350号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は1月28日に開始、1箇所のトレンチを作業員3名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は1月29日付、三教文第355・356号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成26年12月24日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年1月29日付、三教文第357号で進達し、同法に添付する副申を三教文第358号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年2月6日付、教文第1767号で工事立会いの通知（受理2月10日）があり、事業者により2月10日付、三教文第373号で送付し、工事立ち会いを3月27日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

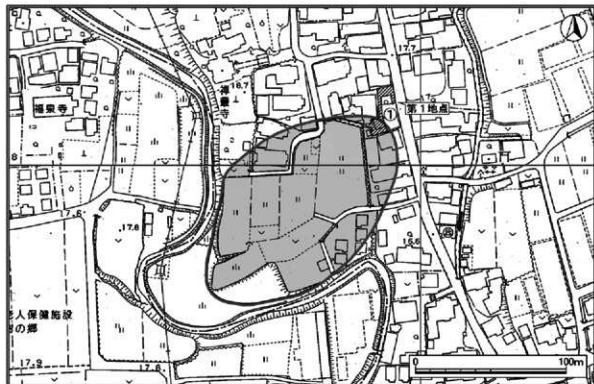
久保遺跡は境川左岸の段丘上に位置する遺跡で、南北約160m、東西約110mの楕円形の範囲が弥生時代～古代の遺物散布地として三島遺跡地図に登録されている。第1地点はJR三島駅の南南西 (N-178.0°-W) 2.1km、標高は約1.77m位置事業地が遺跡範囲の北東部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡はこれまで調査が行われておらず、今回の調査が初例となる。隣接する境川は、その名称の通り古代、伊豆国と駿河国との国境となった川であり、今でもこの川を境に古代条里地湖の区画方位が異なることが地図上から読み取れる。周辺には古墳～平安時代の溝状遺構が検出したNo479玉川塚田遺跡、No455平田前田遺跡、「安長勾東継申」と多文字墨書された坪が平安時代の住居跡から検出したNo480桶田遺跡、弥生時代の方形周溝墓、平安時代の住居跡等が検出したNo468長伏六反田遺跡などがある。特にNo373宮ノ前B遺跡第1地点では、奈良・平安時代の住居跡の一部を検出し、それに伴ってカマドも確認できたが白色粘土や袖部の補強材等は発見できなかった。遺物は住居床面より須恵器の甕の胴部片が出土している『三島市埋蔵文化財調査報告Ⅷ (2003)』。また同遺跡第2地点より平安時代末～中世初頃ぐらいの3間×4間以上で2～3回の建て替えが行われた痕跡がある掘立柱建物跡が発見されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅦ (2009)』。(吉野)

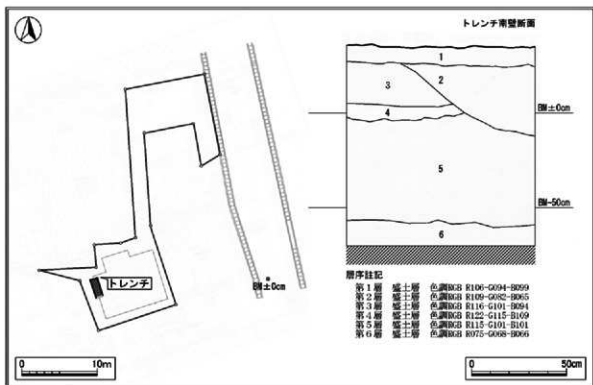
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.1m×2.5m (2.75m²) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.35%であった。調査は、重機を使用せずに作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.05mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチの南壁断面を利用して行い、6層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR106-G094-B099を示す。黒褐色土、柔らかく粘性の強い盛土層。
 第2層 色調RGB数値はR109-G082-B065を示す。黄褐色土、柔らかく粘性の強い盛土層。
 第3層 色調RGB数値はR116-G101-B094を示す。暗褐色土、ロームブロックを少量含む盛土層。
 第4層 色調RGB数値はR122-G115-B109を示す。灰色砂礫層、硬く締まった盛土層。
 第5層 色調RGB数値はR115-G101-B101を示す。暗褐色土、幕末～明治時代の陶磁器を含む盛土層。
 第6層 色調RGB数値はR075-G068-B066を示す。暗褐色土、柔らかく粘性の弱い盛土層。

4. まとめ

久保遺跡は弥生時代～古代の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されているが、発掘調査は今回が初例となり、また周辺遺跡の調査例も少ないため、本地域の実態ははっきりわかっていない。しかし遺跡周辺には境川が北から南に向かって大きく蛇行しながら流下しており、浸食作用によって削り残された半島状の微高地に弥生時代以降の遺跡の存在が推定されている。

試掘・確認調査では層序を第1～6層に分層したが、その全てが盛土層で文化財発掘調査の対象となる遺構と遺物は出土しなかった。第5層中に江戸時代後期から明治時代前半の陶磁器がわずかに含まれることから、明治時代以降の数回にわたる盛り土によって現在の地形が形作られたことは想像に難くない。また、西側に隣接する水田耕作面とは約1.6mの標高差があるため、同程度の盛り土を行って宅地を形成したことが推定できる。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第5節 上才塚遺跡 第11地点 (No477)

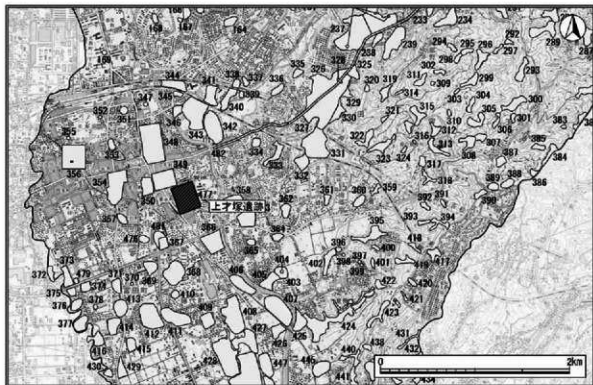
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建築工事に伴う上才塚遺跡第11地点の試掘・確認調査である。平成27年1月8日、有限会社大和より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道路範囲No477上才塚遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年1月9日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（1月29日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により29日付、三教文第359・360号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は2月3日に開始、1箇所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は2月5日付、三教文第367・368号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年1月9日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年2月13日付、三教文第377号で進達し、同法に添付する届申を三教文第378号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年2月20日付、教文第1854号で工事立会いの通知（受理2月24日）があり、事業者により2月24日付、三教文第384号で送付し、工事立ち会いを4月17日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

上才塚遺跡は、大場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約300m、東西約250mの長方形の範囲が奈良時代の官衙跡として、三島市遺跡地図に登録されている。現在、その大部分には既存宅地が建ち並んでいる状態である。第11地点はJR三島駅の南東 (N-131.0°-E) 1.54km、標高約22.4mに位置し、事業地が遺跡範囲の南東部と重複するため調査の対象となった。

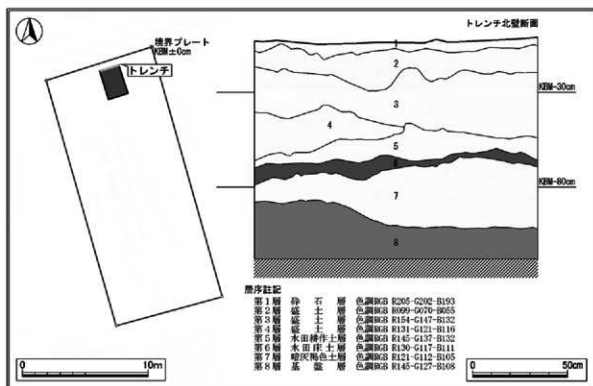
三島市は、市域東半に占める箱根山西麓、三嶋大社付近を中心とする三島市街地、南方に広がる田方平野の3つに大別できる。なかでも田方平野には弥生時代以降の遺跡が分布しており、この田方平野を流下する大場川、御殿川、境川等の中小河川流域の微高地上には集落遺跡が営まれている。

本遺跡はこれまで10地点で調査が行われているが、本調査に至ったのはマンション建設に伴う2箇所のみである。第4地点は溝状遺構17条と土坑4基が出土し、なかでも長さ81m、上部の最大幅352cm、深さ77cmを測り南北方向に延びる13号溝は堀としての使用が想定されている。さらに破片資料であるがメノウ製の腰帯飾り石(無文巡方)が出土している。この巡方は奈良・平安時代の貴族や官人が用いた腰帯の装飾品であることから、奈良時代の官衙あるいはそれに関連する施設の使用を想起させるものとして注目を集めている。『上才塚遺跡第1地点(1992)』として報告。第2地点では掘立柱建物跡3棟、柱穴列1基、溝状遺構21基が出土しており、このうち掘立柱建物跡と柱穴列、南北に位置する4基の溝状遺構はおおよそ奈良時代に位置づけられる。掘立柱建物跡は、どれも大型の定形的な掘り方を有するものであり、奈良時代という時代性を考慮すると通常の集落遺跡とは異なる、公的機関の施設であった可能性が高い『上才塚遺跡第2地点(1992)』。このほか第5～7地点で奈良・平安時代の遺物が出土しており、第8地点では、第2地点で検出された第3・4号溝状遺構の延長線上にトレンチを設定したが遺構・遺物は確認されなかった『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV(2009)』、『同補助事業版1号(2015)・2号(2017)』。今後、当遺跡に関する調査件数が増えることを期待したい。(古野)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0m)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.19%であった。調査は、バックホー(01)で盛土層を除去した後に、作業員2名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.15mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北壁を利用して行い、8層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層** 色調RGB数値はR205-G202-B193を示す。灰白色砕石層、駐車場の砕石舗装。
- 第2層** 色調RGB数値はR099-G070-B055を示す。暗茶褐色土、非常に硬く締まった砂礫主体の盛土層。
- 第3層** 色調RGB数値はR154-G147-B132を示す。灰褐色土、やや柔らかくコンクリート片を含む盛土層。
- 第4層** 色調RGB数値はR131-G121-B116を示す。黒灰色土、柔らかくビニールを含む盛土層。
- 第5層** 色調RGB数値はR145-G137-B132を示す。暗灰色土、少量の鉄分を含む旧水田の耕作土。
- 第6層** 色調RGB数値はR130-G117-B111を示す。茶褐色土、鉄分を多く含む旧水田の床土。
- 第7層** 色調RGB数値はR121-G112-B105を示す。暗褐色土、奈良時代以降の遺物包含層に相当する。
- 第8層** 色調RGB数値はR145-G127-B108を示す。明茶褐色砂、基盤層となる非常に硬く締まった砂礫層。

4. まとめ

調査の結果、第1～4層は盛土層で、第4層からビニールが出土することから比較的新しい時代の盛り土と考えられる。第7層は砂礫混じりの暗褐色土で奈良時代以降の遺物包含層に相当するが、遺物は全く出土しなかった。第8層は基盤層となる砂層で鉄分の沈着が見られる。本層上面を遺構確認面として丁寧な平面確認を行ったが、遺構と遺物を発見することはできなかった。(注)

第6節 千枚原A遺跡 第6地点 (No.130)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設に伴う千枚原A遺跡第6地点の試掘・確認調査である。平成26年12月19日、新日本住建株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.130千枚原A遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年1月8日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（2月12日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者にて2月12日付、三教文第374・375号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は2月13日に開始、1箇所のトレンチを設置後、事業者が提供したバックホーで盛土層を除去した後、作業員1名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は2月18日付、三教文第380・381号により静岡県教育委員会と事業者にて報告した。また平成27年2月5日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、2月18日付、三教文第382号で進達し、同法に添付する副申を三教文第383号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年2月27日付、教文第1908号で工事立会いの通知（受理3月3日）があり、事業者にて3月3日付、三教文第389号で送付し、工事立ち会いを3月31日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

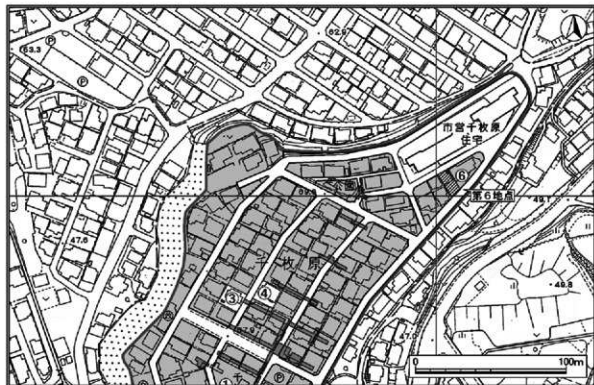
千枚原A遺跡は、箱根西麓から延びる丘陵末端、沢地川により開析された標高60m～70mに位置し、南北約430m、東西約170mの範囲が縄文～古墳時代の集落跡として三島遺跡地図に登録されている。本遺跡の所在する丘陵は、沢地のあたりで西と南に分岐し、市街地へ向かって突出している。この丘陵はいわゆる洪積台地で、褐色ローム層が厚く、その上に黒褐色の良くしまった土層が堆積している。第6地点はJR三島駅の北東 (N-35.5°-E) 1.71km、標高は約49.1mに位置し、事業地が遺跡範囲の北東部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は県東部を代表する縄文時代の遺跡として知られており、これまで5地点で調査が行われている。そのうち三次にわたって行われた第1地点の調査では、敷石住居跡3棟・竪穴住居8棟・石組9基・溝1条が確認されている『三島市千枚原遺跡 (1967)』。また最近では、平成23・24・26年にかけて調査されているが、第Ⅲスコリア帯等を検出していることから後世の削平をかなり受けていることがわかった『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIX (2014)』、『同補助事業版1号 (2015)・2号 (2017)』。しかし、敷石住居跡2軒が現地保存したとされる千枚原公園と第4地点の調査地点との比高差が1m弱しかないことから、現地保存の内容に疑問が残る。今後、この疑問を解決できるような調査を行う必要があるであろう。(吉野)

3. 調査の概要

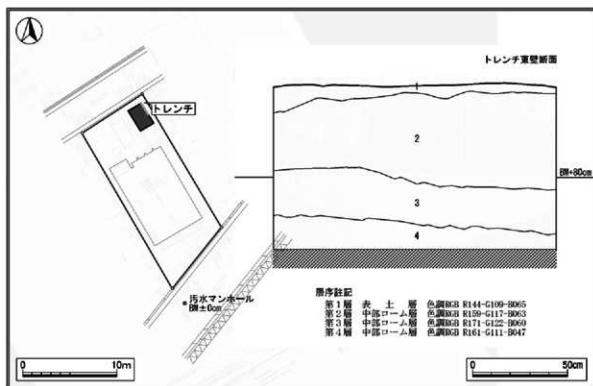
トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.94%であった。調査は、事業者の提供したバックホーと、作業員1名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.85mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北東壁断面を利用して行い、4層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ東壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR144-G109-B065を示す。明褐色土、少量の砂と小石を含む表土層。
 第2層 色調RGB数値はR159-G117-B063を示す。黄褐色土、三島バミス状の橙色粒子を少量含む。
 第3層 色調RGB数値はR171-G122-B060を示す。黄褐色土、白色粒子をブロック状に含む。
 第4層 色調RGB数値はR161-G111-B047を示す。黄褐色土、橙色スコリアを多く含む。

4. まとめ

調査の結果、第2層以下が中部ローム層に相当し上部ローム層が全く残存していないことから、調査地点には遺跡が存在しないことが判明した。さらに本調査地点から南南西に約200m離れた第5地点の調査でも同様の成果が得られていることから、遺跡推定範囲の東辺部分は広範囲にわたって宅地造成のために削平消滅しており、遺跡は尾根中央部から東辺にかけて残存していることが推定できる。

以上のことから市段階の判断では事業地は遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第7節 井上遺跡 第5地点 (No.403)

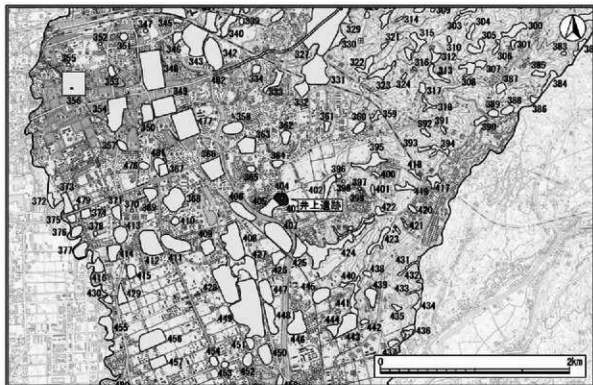
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建築工事に伴う井上遺跡第5地点の試掘・確認調査である。平成27年1月16日、株式会社一条工務店より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道路範囲No.403井上遺跡と重複関係にあることを三島市道路地図で示した。そして平成27年1月22日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（2月26日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により2月26日付、三教文第386・387号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は2月27日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は3月3日付、三教文第390・391号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年1月22日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、3月3日付、三教文第392号で進達し、同法に添付する副申を三教文第393号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年3月4日付、教文第1947号で工事立会いの通知（受理3月10日）があり、事業者により3月10日付、三教文第399号で送付し、工事立ち会いを3月13日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第26・27号（2015）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

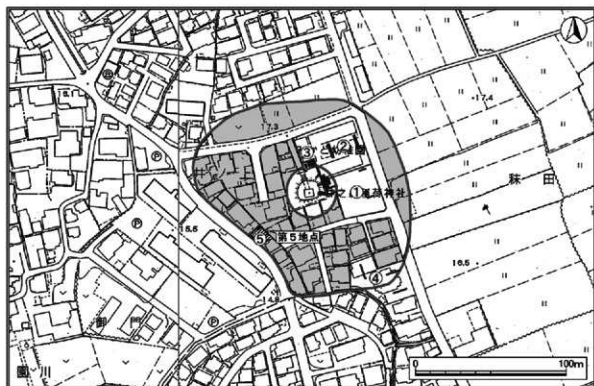
井上遺跡は、三島市街地の南東、大場川左岸に位置し、南北約130m、東西約140mのやや半円の範囲が古墳時代の遺物の散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第5地点はJR三島駅の南東(N-132.0°-E) 2.72km、標高は約15.5mに位置し、事業地が遺跡範囲の西部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡はこれまで4地点で調査が行われている。第1～3地点では、古墳時代中期の甕片が数点確認されているが、遺構は検出されず『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XVI (2011)』、第4地点では、遺構・遺物は検出していない。周辺の遺跡では、まず当遺跡範囲の中心には井之森古墳がある。現在その頂部に井之森稲荷神社が祭られている。平成14年に神社敷地内の駐車場拡張計画に伴い墳丘部周辺の確認調査を実施した結果、同古墳は径15～20mに円墳で主体部には横穴式石室を有すると考えられており、遺物としては、古墳時代中期の土師器・須恵器が出土している『三島市埋蔵文化財発掘調査報告X (2005)』。また特記すべき市内の古墳に関しては、№424向山古墳群がある。当古墳群は、井上遺跡の南方約700mの低丘陵上に位置する2群16基の古墳群で3世紀末から6世紀前半の所産と位置づけられている。各古墳は、断絶期が存在するが約300年間の間に同じ尾根上に古墳の築造を繰り返している。このことは、古墳の被葬者同士が生前において関係があった可能性が考えられ三島市域における当時の支配者層の様相を解明できる。なおこの向山古墳群は三島市が都市公園として整備・管理を行っている。(吉野)

3. 調査の概要

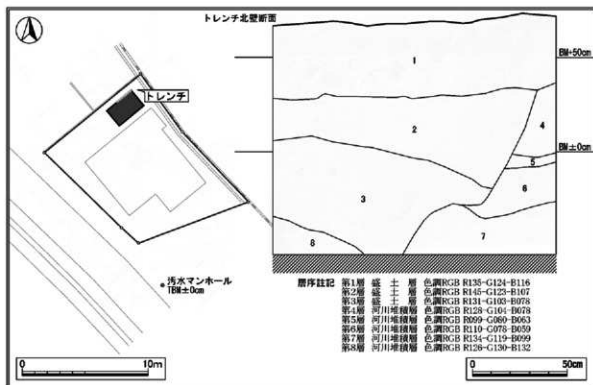
トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0m)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.78%であった。調査は、バックホー(01)で盛土層を除去した後、作業員2名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.2mまで掘り下げを行ったところで



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20)

三島市教育委員会

湧水のためそれ以上の掘り下げを断念した。層序の確認はトレンチ北壁を利用して行い、8層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR135-G124-B116を示す。暗褐色土、砕石、コンクリート片を含む柔らかい盛土層。

第2層 色調RGB数値はR145-G123-B107を示す。暗褐色土、粘質土をブロック状に含む柔らかい盛土層。

第3層 色調RGB数値はR131-G103-B078を示す。褐色土、6層の褐色砂を含む柔らかい盛土層。

第4層 色調RGB数値はR128-G104-B078を示す。茶褐色砂、非常に硬く締まった砂層。河川堆積物。

第5層 色調RGB数値はR099-G080-B063を示す。暗褐色砂、硬く締まった細砂層。河川堆積物。

第6層 色調RGB数値はR110-G078-B059を示す。茶褐色砂、4層より砂粒が細かい。河川堆積物。

第7層 色調RGB数値はR134-G119-B099を示す。暗灰色砂、硬く締まった砂層。河川堆積物。

第8層 色調RGB数値はR126-G130-B132を示す。黒色砂、柔らかい黒色細砂層。河川堆積物。

4. まとめ

調査の結果、第1～3層は柔らかい盛土層、第4層～8層は安定した堆積状況を示す砂の互層で、河川堆積物と推定できるかいずれの層位からも遺構と遺物は出土せず、遺跡の存在を確認することは出来なかった。井上遺跡推定範囲の中心には井之森古墳があり、その周辺に古代の遺跡の広がりが推定できるが、今回の調査地点は東側の微高地よりも階段状に約1m下がっていること、西側道路の旧地形は河川であったことから、河川内の遺跡空白地と考えられる。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(注)

第2章 確認調査

(平成27年度)

例 言

1. 本報告は、平成27年度に実施した確認調査についての報告である。
2. 確認調査は、国・県補助金を得て三島市教育委員会が実施したものである。
3. 確認調査は、辻真人が担当した。
4. 整理作業は、調査担当の指示の元に臨時学芸員と整理作業員（伊庭）が実施した。作業分担は以下のとおりである。
挿図図版：辻真人・伊庭美紀子・吉野文彬・保科桃子
写真図版：辻真人・吉野文彬
5. 原稿執筆は以下の学芸員が分担執筆し、担当を文末に明記した。
辻真人・吉野文彬・保科桃子

凡 例

1. 遺構・遺物の縮尺
遺構図1/200～1/500・1/1,000 断面図1/20～40 遺物図1/3
2. 実測図の標高は海拔高度を示すが、それ以外は事業地基準点からのマイナス深度である。
3. 透明度の表示
各色20%表示を基本とする。
4. 第1～6節に表示される層位の色調RGB数値は、赤緑青の濃さを0～255の256段階で計測数値化したものである。その手順は以下のとおりである。
 - A. 断面をデジタルカメラで撮影する。
断面に太陽光が正面からあたる時間帯を基本とする。
影の発生を抑えるため薄曇時の撮影を基本とする。
撮影後色調補正をするために、三原色パターンと伴に撮影する。
 - B. フォトショップでデジタル画像を計測する。
断面部分のレベル補正後、三原色パターンに基づき色調補正をする。
各層位毎数箇所を指先ツール（強さ50%）で混ぜて色の平均化をする。
スポイトツールで色調を吸い取り、カラーピッカー数値を読み取る。Rは赤、Gは緑、Bは青で数値は3桁で表示した。RGB表示の設定ができるソフトウェアならば、層位色調の再現が画面上で可能である。

第1節 三島御殿跡 第9地点 (No.354)

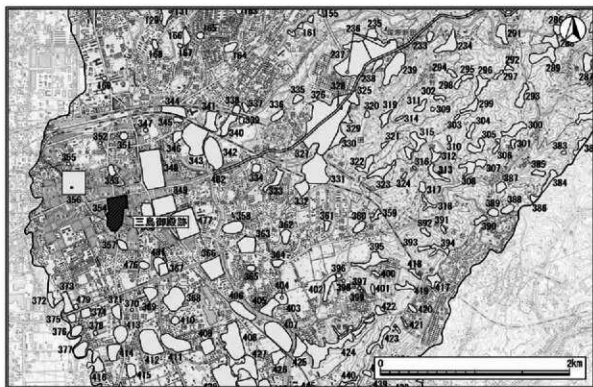
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う三島御殿跡第9地点の試掘・確認調査である。平成26年8月21日、旭化成ホームズ株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道跡範囲No.354三島御殿跡と重複関係にあることを三島市道跡地図で示した。そして平成27年3月12日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（4月25日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として道跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により4月25日付、三教文第71・72号で通知し、道跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は4月28日に開始、1箇所のトレンチを設置後、作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は4月30日付、三教文第75・76号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年3月12日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、4月30日付、三教文第77号で遅達し、同法に添付する届申を三教文第78号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年5月12日付、教文第274号で工事立会いの通知（受理5月15日）があり、事業者により5月15日付、三教文第96号で送付し、工事立ち会いを平成27年5月29日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 道跡の位置と周辺の道跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

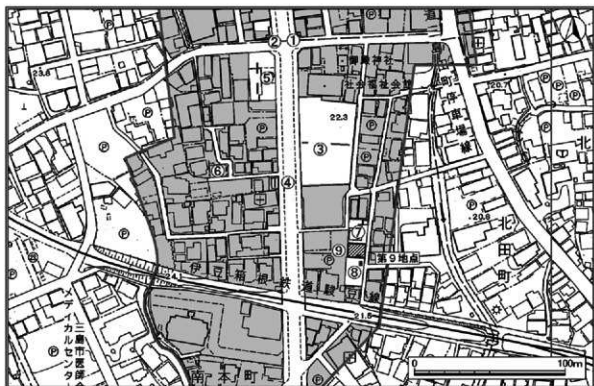
2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2回)

三島御殿跡は御殿川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約360m、東西約210mの範囲が江戸時代の城館跡として三島市遺跡地図に登録されている。第9地点はJR三島駅の南南東 (N-161.0°-E) 1.03km、標高約20.3mに位置し、事業地が遺跡範囲の南東部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡の所在する三島市街地は古代から近世にかけて伊豆国の中心として栄えた地域で、周囲には伊豆国分寺・塔ノ森廃寺・市ヶ原廃寺・三島代官所等の寺院や官衙が多く営まれてきた。本地域が栄えた理由として、御殿場溶岩流の上に乗っていて地質的に安定しているため自然災害の影響を受けにくいこと、付近の小浜池などから豊富な湧水を得られることが挙げられる。

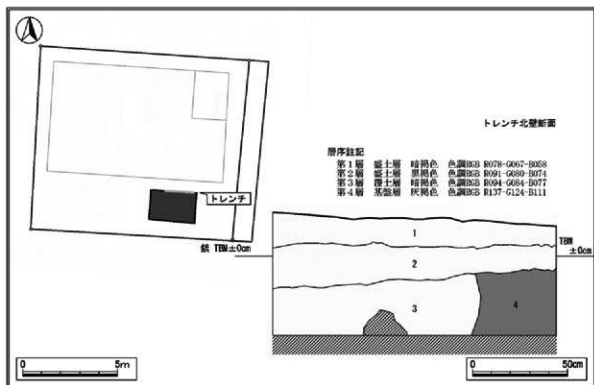
三島御殿は、三代将軍徳川家光が將軍宣下のために上洛するのに伴い、17世紀前半に造営されたと伝えられている。御殿の詳細は不明であるが、三島市郷土資料館所蔵の文久2年(1862)に描かれた『御殿跡之圖』によれば敷地範囲は約13,000坪と广大で、北は旧東海道に当たる現在の県道沿津三島線、西から南は楽寿園内の小浜池の自然流路である四の宮川、東は菰池の湧水を水源とする御殿川に囲まれた高台がその範囲だと考えられ、当時は清流を見下ろす景勝の地であったと想像される。しかし、その後の利用回数が少なく、維持・管理することが困難となり、次第に荒廃したといわれ、現在、当時の面影を残すものは御殿地という地名、御殿川、御殿神社の名称、周囲に残された石垣のみである。

本遺跡ではこれまで8地点で調査が行われている。しかし、いずれの調査地点においても、江戸時代の三島御殿に伴う遺構・遺物は発見されていない。第1地点では平安時代の住居2軒が、第2地点では奈良・平安時代の住居や溝状遺構、近世の土坑が土器等の遺物とともに確認されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ(1994)・Ⅳ(1995)』。このほか、第4地点では弥生～奈良・平安時代までの土器類が出土しているが、第3・5～7地点では、遺構・遺物の検出はない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅸ(2014)』。(吉野)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/200・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0m)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.67%であった。調査は、重機を使用せずに作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.61mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。トレンチ北壁断面で層序の確認を行い、4層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR078-G067-B058を示す。暗褐色土、礫やコンクリート片を含む盛土層。

第2層 色調RGB数値はR091-G080-B074を示す。黒褐色土、20cm以下の礫を含む盛土層。

第3層 色調RGB数値はR094-G084-B077を示す。暗褐色土、近代の陶器、ガラスピンを含む土坑の覆土。

第4層 色調RGB数値はR137-G124-B111を示す。灰褐色砂、硬く締まった細砂層。扇状地堆積層。

4. まとめ

三島御殿は江戸幕府第三代将軍徳川家光の上洛に合わせて造営した御殿として知られているが、資料が残っており、実態は全くと言っていいほど分かっていない。またこれまで三島御殿跡の推定範囲内で8箇所の確認調査を実施してきたが、御殿の存在を証明する遺構や遺物は全く出土していない。

今回の調査では第4層となる扇状地堆積層上面で遺構の確認を行い、土坑状の掘り込みを調査したが、覆土から近代の陶器やコンクリート片、ガラスピンが出土し、残念ながら御殿に直接結びつく遺構の発見には至らなかった。試掘・確認調査第7～9地点の東側には御殿川が南へ流下し、西側には比高差2mを測る石垣が組まれている。以上のことから、御殿川を堀に見立て、一段高くなった西側の石垣上に御殿を造営したと推定できる。(注)

第2節 反り田遺跡 第1地点 (No.374)

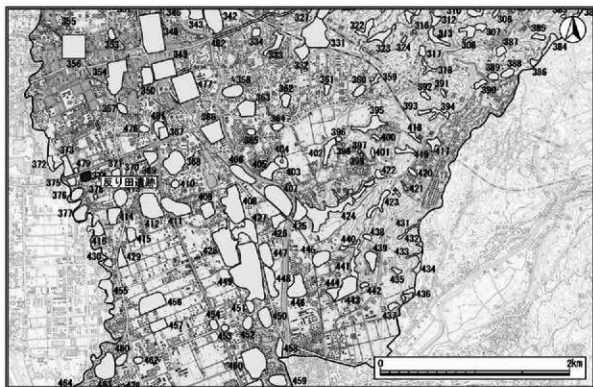
1. 調査の経緯と経過

この調査は、飲食店舗建設工事に伴う反り田遺跡第1地点の試掘・確認調査である。平成27年4月8日、株式会社Frontierより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.374反り田遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年4月10日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（5月14日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により5月14日付、三教文第94・95号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は5月22日に開始、4箇所のトレンチを設置後、バックホー（02）で盛土層を除去した後に作業員6名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は5月23日付、三教文第112・113号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年4月10日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、5月23日付、三教文第114号で進達し、同法に添付する副申を三教文第115号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年6月1日付、教文第388号で工事立会いの通知（受理6月4日）があり、事業者により6月4日付、三教文第134号で送付し、工事立ち会いを6月17日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

戻り田遺跡は、複数蛇行する境川左岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約98m、東西約103mの四角形の範囲が古墳時代後期・古代・近世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第1地点はJR三島駅の南 (N-179.0°-W) 1.93km、標高約18.3mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央部と重複するため調査の対象となった。本遺跡の所在する三島市の西城は、古くから当地への玄関口となっており、清水町・沼津市へと続く平野が広がる。伊豆半島への入り口部にあたる本市の南城は、縄文海進には浅海性となっていた田方平野が展開しており、弥生時代以降、次第に陸地化し現在のような沖積平野が形成されていった。この田方平野には川床の比高差が少ないため複数に蛇行を繰り返す中小河川が流れており、現在の清水町・沼津市との主な市町境となっている。その河川流域の微高地上には弥生時代以降の集落遺跡が多く分布する。

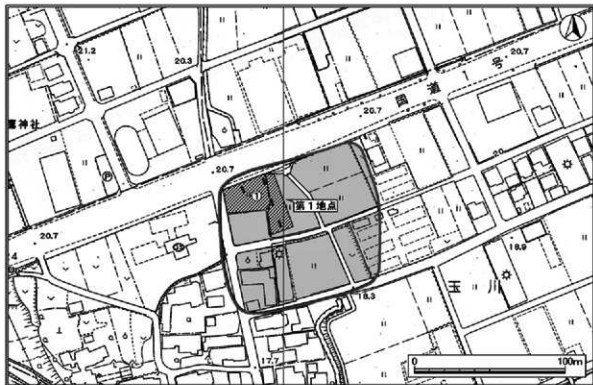
本遺跡ではこれまで調査が行われておらず、今回の調査が初例となる。周辺には、奈良・平安時代の竪穴住居が1軒確認されたNo373宮ノ前B遺跡、弥生時代～古代までの散布地と登録されているNo375畑ヶ頭遺跡、古墳時代前半～平安時代の竪穴住居が35軒検出されているNo408金沢遺跡等が存在する『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV (2009)』『金沢遺跡 (1993)』。(吉野)

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

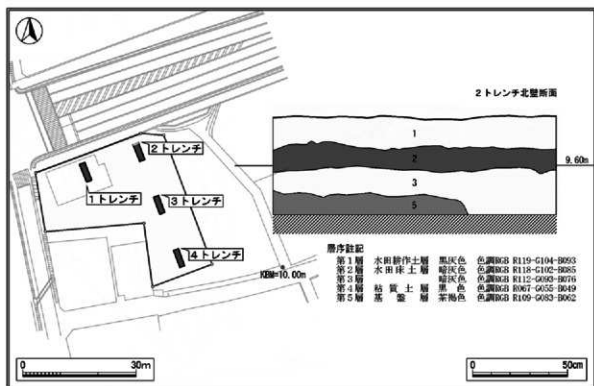
試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×5.0m (8.0㎡) のトレンチを4箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.20%であった。調査は、作業員6名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返し、表土下0.64mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は各トレンチ北壁、あるいは東壁で行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/1,000-1/20)

三島市教育委員会

- 第1層 色調RGB数値はR119-G104-B093を示す。黒灰色土、やや硬く粘性の強い現代の水田耕作土。
- 第2層 色調RGB数値はR118-G102-B085を示す。暗灰色土、鉄分の沈着が多い水田床土。
- 第3層 色調RGB数値はR112-G093-B076を示す。暗灰色土、2層に類似するが鉄分の沈着が少ない。
- 第4層 色調RGB数値はR067-G055-B049を示す。黒色粘質土、1・3トレンチの一部に分布する。
- 第5層 色調RGB数値はR109-G083-B062を示す。茶褐色砂礫、鉄分の沈着が顕著な砂礫層。基盤層。

4. まとめ

反り田遺跡の調査は今回の確認調査が初例となったが、遺構と遺物は全く出土せず遺跡の実像は何も分かっていない。しかし国道1号を挟んで北西に隣接するNo.479玉川塚田遺跡では、幅70～110cmの直交する溝5本等が確認され、田方条里を区画する溝と目されている。またこれらの南北方向の溝と軸線をほぼ同じくする1×3間の掘り立て柱建物跡1棟が出土していることから、往時の周辺地域には耕作地が広がり、それに伴う小屋あるいは倉庫が散在している風景を想像できる。さらに西に目を向けるならば、No.373宮ノ前B遺跡第1地点では包含層から複数の環が出土したほかに住居跡の一部を確認している。

こうした調査結果を総合すると、境川左岸の微高地上には奈良平安時代の集落が営まれ、さらに東側の後背湿地に耕作地が広がるという典型的な土地の利用形態が見えてくる。国道1号以南の現在の土地利用もおおむねこれと一致しており、境川に沿って古くからの集落が存在しその東側には水田を主体とする耕作地が広がっている。おそらくこれらの集落と耕作地は奈良時代に起源をもち、現在まで連綿と続いてきたものと考えられる。

しかし残念ながら今回の試掘確認調査では遺構と遺物を確認することができず、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。今後は条里の確認に主眼を置いた、長いトレンチを利用する調査方法が有効になるであろう。(注)

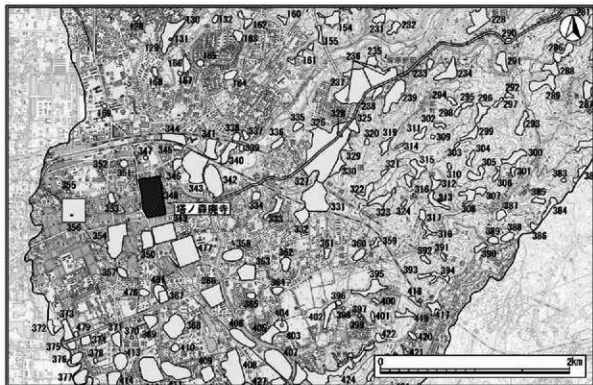
第3節 塔ノ森廃寺 第10地点 (No.348)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、賃貸併用住宅建設事に伴う塔ノ森廃寺第10地点の試掘調査である。平成27年4月8日、積水ハウス株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.348塔ノ森廃寺と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年4月22日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（5月26日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により5月26日付、三教文第116・117号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は5月27日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は5月28日付、三教文第124・125号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年4月22日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年5月28日付、三教文第126号で進達し、同法に添付する届申を三教文第127号で同封送した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年6月19日付、教文第520号で工事立ち合いの通知（受理6月23日）があり、事業者により6月23日付、三教文第158号で送付し、工事立ち合いを平成28年1月8日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2回)

塔ノ森廃寺は大場川右岸の微高地上に位置し、三島市街地に位置する三嶋大社境内及びその周辺を域内とする南北約420m、東西約220mの、ほぼ長方形の範囲が古墳時代～近世の社寺跡として三島市遺跡地図に登録されている。第10地点はJR三島駅の南東 (N-114.0°-E) 0.64km、標高約29.2mに位置し、事業地が遺跡の範囲の北部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は白鳳期の古代寺院(私寺)で、三嶋大社境内及びその周辺を寺域としたようだが位置関係は不明である。これまで9地点で調査が行われており、第1～4地点では三嶋大社内の事務所等建設に伴って調査を行っている。第1・2地点では定型的で大型の掘り方を有する掘立柱建物跡が検出し、国片関連の遺構である可能性が指摘され、第3地点では非常に堅固な基盤層を深く掘り込んでいる1号溝を検出していることから大社境内域の変遷等を考察する上での重要な手がかりとして報告されている『三嶋大社境内遺跡1(1990)・第3地点(1997)』。第4地点では、タガネ痕がある礎石が発見され、1634～1744年の絵図に残される三重塔(五重塔)の可能性が想定される『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅷ(2003)』。また、第5地点では、大正～昭和時代の磁器・瓦片が出土しているが、他地点の調査では、遺構・遺物は確認されていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅥ(2011)・ⅩⅧ(2013)』『同補助事業版第1号(2015)・第2号(2017)』。(吉野)

3. 調査の概要

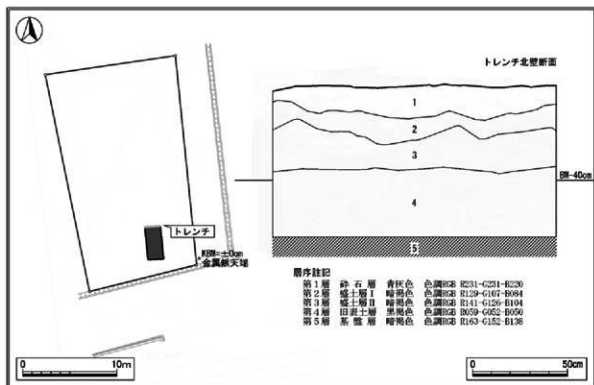
トレンチ配置と層序 (第3回)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×3.5m(5.6㎡)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.95%であった。調査は、作業員2名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.78mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認はトレン



第2回 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

チ北壁断面を利用して行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層** 色調RGB数値はR231-G231-B220を示す。青灰色砕石、駐車場の砕石層層。
- 第2層** 色調RGB数値はR129-G107-B084を示す。暗褐色土とローム質土の互層からなる盛土層。
- 第3層** 色調RGB数値はR141-G126-B104を示す。暗褐色土、径5cm以下の小石を多く含む盛土層。
- 第4層** 色調RGB数値はR059-G052-B050を示す。黒褐色土、包含層に相当する旧表土層。
- 第5層** 色調RGB数値はR163-G152-B138を示す。暗褐色砂礫、基盤層となる御殿場泥流堆積層。

4. まとめ

塔ノ森廃寺の過去の調査事例では、本調査地点第5層の御殿場泥流堆積層を掘り込み面として遺構の確認を行っており、第4層の黒褐色土が遺物包含層に相当すると推定できる。しかし残念ながら今回の試掘・確認調査では遺構と遺物は全く出土しなかった。

塔ノ森廃寺の発掘調査でこれまでに遺構と遺物が出土した第1～3地点はいずれも三嶋大社の中心部にあたる社務所や宝物館の位置に該当する。その一方で、現在の境内として区画されている範囲の外側からは遺跡の存在を示すものはほとんど出土していない。こうした三嶋大社周辺の空白域が、塔の森廃寺の広大な寺域内の管理された空閑地なのか、あるいは寺域(遺跡)から外れる空白地帯なのか軽々に断定することはできないが、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第4節 青木B遺跡 第8地点 (No.411)

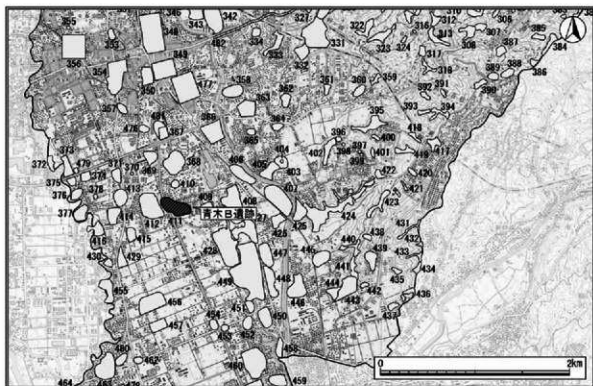
1. 調査の経緯と経過

この調査は、土地売買に伴う青木B遺跡第8地点の試掘・確認調査である。平成27年4月30日、株式会社ルーム・アシストより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.411青木B遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年5月15日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（6月2日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者にて6月2日付、三教文第130・131号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は6月4日に開始、バックホー（01）で砕石層と盛土層を除去した後、2箇所のトレンチを作業員3名で掘り下げて遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は6月11日付、三教文第144・145号により静岡県教育委員会と事業者にて報告した。また平成27年5月15日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年6月11日付、三教文第146号で進達し、同法に添付する副申を三教文第147号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年6月19日付、教文第521号で工事立会いの通知（受理6月23日）があり、事業者にて6月23日付、三教文第159号で送付し、工事立会いを3月27日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

青木B遺跡は、御殿場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約170m、東西約420mのほぼ楕円形の範囲が弥生～奈良時代の集落跡として三島地遺跡地図に登録されている。本遺跡の西には伊豆国と駿河国の国境となった境川が、東には御殿川や大場川が流下しており、河川流域の微高地上には弥生時代以降の遺跡が占地している。なお、河川間には古代条里制地割が今も残り、地図上から明瞭に読み取れる。第8地点はJR三島駅の南南東(N-158.0°-E) 2.59km、標高約16.3mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡ではこれまで7地点で調査が行われており、そのうち遺構が検出されている地点は、第1～3地点と第7地点である。第1地点では、弥生時代中期から古墳時代の方形周溝墓が5基、溝が12基、土坑が1基、古墳時代後期の円墳が1基、溝が1基、平安時代の住居が1軒確認されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告VII(2002)』。第2・3地点では弥生時代後期に属する方形周溝墓が一部検出されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告VI(2011)』。第7地点では、第1地点の調査時に検出した第1号墳の周溝と考えられる溝が検出されている。その他第4～6地点では遺構や遺物の出土とはともに確認されていない。(古野)

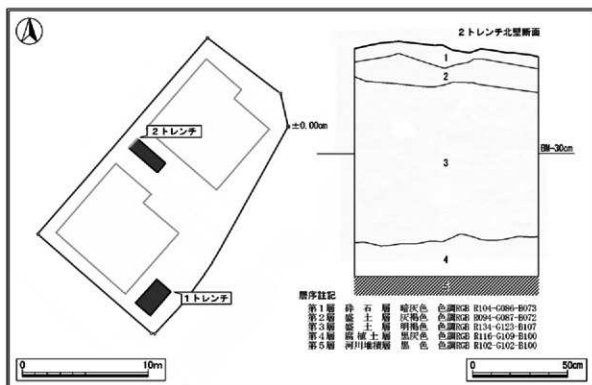
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)の1トレンチと1.0m×3.0m(3.0㎡)の2トレンチを配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.14%であった。調査は、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返した。1トレンチは第5層の河川堆積砂層中で湧水があったため直ちに埋め戻し、急遽2トレンチを設営して掘り下げを行った。層序の確認は2トレンチの北壁断面を利用して行い5層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)



第3図 トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/300・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層** 色調RGB数値はR104-G086-B073を示す。暗灰色砕石、駐車場の砕石層。
- 第2層** 色調RGB数値はR094-G087-B072を示す。灰褐色土、固く締まって粘性の弱い盛土層。
- 第3層** 色調RGB数値はR134-G123-B107を示す。明褐色土、拳大～人頭大の礫を多量に含む盛土層。
- 第4層** 色調RGB数値はR116-G109-B100を示す。黒褐色土、鉄分を多く含む腐植土層。
- 第5層** 色調RGB数値はR102-G102-B100を示す。黒色砂、基盤層となる河川堆積層。

4. まとめ

青木B遺跡は巨視的には御殿川右岸に立地するが、更に調査地点付近を詳細に見ていくと源兵衛川を水源とする温水池から流れ出る用水路の左岸に隣接している。この用水路は現在ではコンクリート護岸されているが、本来は自然地形を利用して開削した用水であることは想像に難くなく、周辺には小規模な湿地が形成されていたと考えられる。基盤層の上に薄く広がる第4層の黒褐色土は弱い腐敗臭を放つ未分解の腐植土層で鉄分の沈着が顕著であることから、一定期間湿地帯のような環境が続いていたことが明らかである。そして厚さ90cmを測る第3層は拳大～人頭大の礫を大量に含む盛土層で、湿地帯を一気に埋め立てて現在の地形を形成したことを物語っている。第1層から第3層までは盛土層、第4層、第5層は自然堆積層になるが、何れの層位からも遺構と遺物出土しなかった。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第5節 堀込遺跡 第10地点 (No.465)

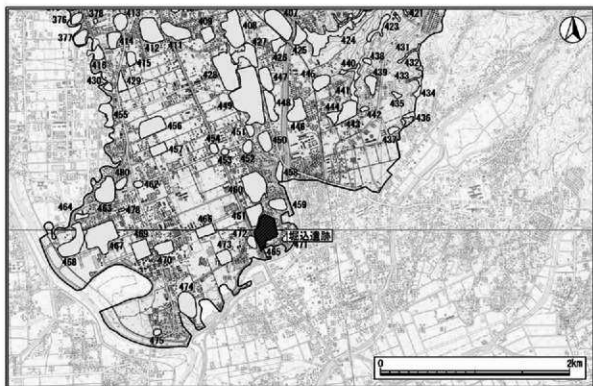
1. 調査の経緯と経過

この調査は、土地売買に伴う堀込遺跡第10地点の試掘・確認調査である。平成27年4月28日、有限株式会社三栄ホームより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.465堀込遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年5月19日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（6月9日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により6月9日付、三教文第136・137号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は6月10日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は6月11日付、三教文第148・149号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年5月19日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、6月11日付、三教文第150号で進達し、同法に添付する副申を三教文第151号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年6月19日付、教文第522号で工事立会いの通知（受理6月23日）があり、事業者により6月23日付、三教文第160号で送付し、立ち会いを8月31日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

堀込遺跡は平野部を流下する大場川右岸の半島状微高地に位置し、王子神社を中心に南北約380m、東西約250mの広大な範囲が古墳時代～中世の遺物散布地として三島遺跡地図に登録されている。微高地は、誤伝側から大場川に続く蛇行帯半島状微高地に展開し、その広範で平滑な範囲にNo460伊勢堰遺跡・No461箱根田遺跡・No465堀込遺跡と連続して展開した状況にある。第10地点は東西JR三島駅の南南東(N-155.5°-E) 4.69km、標高約10.7mに位置し、事業地が遺跡範囲の東部と重複するため調査の対象となった。

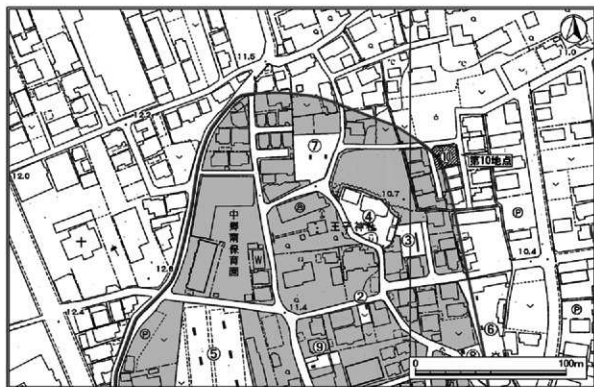
本遺跡ではこれまで9地点で調査が行われている。そのうち遺物が検出されているのは古墳～平安時代の土師器が出土している第5地点だけであるが、現代の比較的新しい溝状遺構からの出土であるので搬入遺物であると判断した『三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版第1号 (2015)』。他地点の調査では遺構・遺物ともに確認されていない。

周辺の遺跡調査例としては、北側に伊勢堰遺跡・箱根田遺跡の他にNo408金沢遺跡・No463長伏遺跡など、弥生時代～中世の集落跡や条里・官衙関連の遺跡調査例が存在している。また、西側には狩野川と大場川の後背湿地が大規模に拡がり、水田などの生産遺跡も周辺に想定できる。(古野)

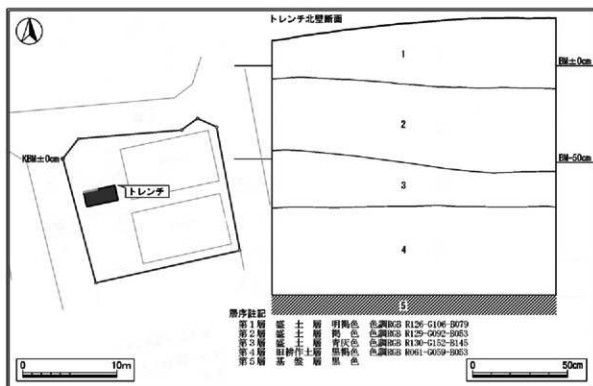
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×3.5m (5.6㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.44%であった。調査は、作業員3名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返し、表土下1.46mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北壁断面を利用して行い、5層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR126-G106-B079を示す。明褐色土、ローム質土を主体とする盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR129-G092-B053を示す。褐色土、ローム質土を主体とする盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR130-G152-B145を示す。青灰色土、ローム質土を主体とする盛土層。
- 第4層 色調RGB数値はR061-G059-B053を示す。黒褐色土、旧耕作土。
- 第5層 色調RGB数値はR145-G137-B132を示す。黒色砂、基盤層となる黒色の硬砂層。

4. まとめ

堀込遺跡第10地点は大場川右岸の微高地上に位置しており、集落遺跡の適地と考えられるが、試掘・確認調査の結果、遺構と遺物は出土しなかった。これまでの試掘・確認調査においても遺構と遺物はほとんど出土しておらず、いずれの地点も遺跡内の空白地と推定されている。第3層はローム質土を主体としているが青灰色に変色しており、埋め立て後の一定期間地下水水位が上昇していたことが窺われる。これを裏付けるかのように第4層の下位から大量の湧水があり、調査は第5層の上面を確認した段階でそれ以上の掘り下げを断念した。遺物が全く出土しないことから本地点も遺跡内の空白域に相当し、過去の調査事例と照合すると堀込遺跡は王子神社周辺の狭い範囲に限定的に存在する可能性が高い。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第6節 長伏遺跡 第7地点 (No.463)

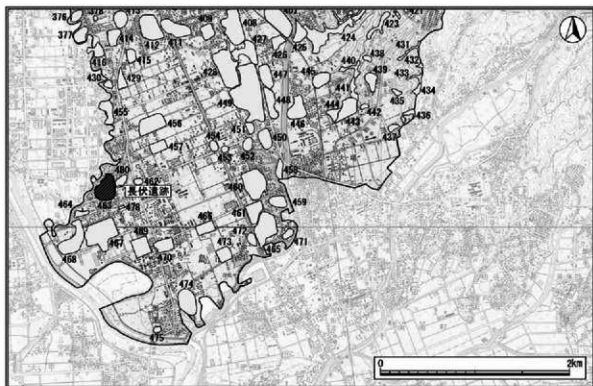
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う長伏遺跡第7地点の試掘・確認調査である。平成27年5月20日、セキスイハイム東海株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.1463長伏遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年5月22日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（7月7日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により7月7日付、三教文第179・180号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は7月8日に開始、1ヶ所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は7月9日付、三教文第185・186号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年5月22日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、7月9日付、三教文第187号で進達し、同法に添付する副申を三教文第188号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事のための発掘に係る指示について、平成27年7月15日付、教文第702号で工事立会いの通知（受理7月22日）があり、事業者により7月22日付、三教文第206号で送付し、工事立ち会いを7月20日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

長伏遺跡は、三島市街地南方に広がる田方平野、境川と一級河川である狩野川の合流部近くに位置し、南北約285m、東西約215mの範囲が弥生時代の遺物散布地として三島遺跡地図に登録されている。遺跡周辺は比較的発掘調査例が多く、弥生～平安時代の集落域が想定できる。第7地点はJR三島駅の南(N-178.0°-E)4.08km、標高約11.3mに位置し、事業地が遺跡範囲の南部と重複するため調査の対象となった。

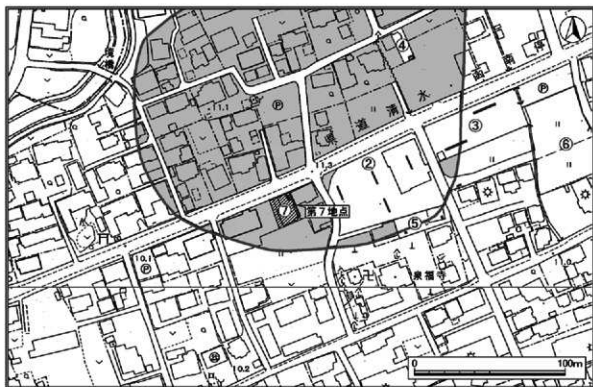
本遺跡ではこれまで7地点で調査が行われている。第0地点は三島市郷土館開館と弥生文化研究のための学術調査で溝状遺構と土器類が出土し、第1地点は加藤学園による調査で弥生時代の環濠状溝跡の検出事例がある。しかし、第0・1地点ともに調査位置が特定できない状況にあり、正式報告の刊行を期待したい『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅷ(2003)』『同補助事業版第2号(2017)』。第2地点には若干の遺物包含層が残存していたが遺構の検出は認められず、その他第3～6地点に至っては遺構・遺物ともに確認に至っていない。

周辺遺跡としては、弥生時代中期～後期の水田跡が検出された№478長伏上塩辛田遺跡や、同中期の方形周溝墓が18基検出されている№468長伏六反田遺跡があり、三島市内の弥生時代を復元する資料として重要視すべき遺跡が存在している。(吉野)

3. 調査の概要

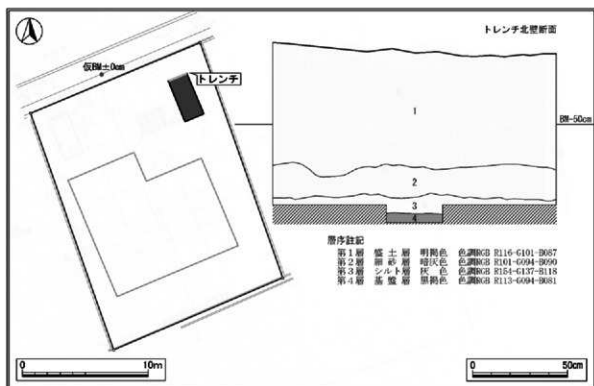
トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×3.5m (5.6㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.97%であった。調査は、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.86mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北壁断面を利用して行い、4層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/300・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR116-G101-B087を示す。明褐色土、水田耕作土が床土を混入する盛土層。

第2層 色調RGB数値はR101-G094-B090を示す。暗灰色土、固く締まった細砂層。

第3層 色調RGB数値はR154-G137-B118を示す。灰色シルト、非常に硬く締まった乳灰色のシルト層。

第4層 色調RGB数値はR113-G094-B081を示す。黒褐色砂、基盤層となる硬質砂層。

4. まとめ

長伏遺跡の最初の発掘調査事例は昭和41年までさかのぼり、弥生時代中期(原添期)の環濠もしくは排水路とされる溝、住居址1軒、喪棺墓と考えられる土坑I基が確認されている。この調査では溝から出土した一括土器を対象として編年研究がなされ、原添式に対応する駿豆地方の形式として「長伏式」が提唱されている。このように長伏遺跡は三島地域では重要な遺跡であるが、残念なことに詳細な位置情報が残っておらず、調査位置は特定できていない。

今回の調査では第1層として60cmを超える厚い盛土層を確認したが、この中にはブロック状の水田耕作土や床土を多く見出すことができ、大規模な天地返しが行われていることが明らかになった。また第2層の細砂層と第3層のシルト層は河川の氾濫を起源とする沖積層で、遺跡周辺に広く分布しているが遺構と遺物は全く出土しなかった。また近年、遺跡推定範囲の南東部を中心とした試掘確認調査が行われているが、いずれの地点からも遺構と遺物は出土していない。遺跡推定範囲北部のやや標高の高いエリアを中心に、長伏遺跡は存在するものと推定できる。

以上のことから市段階の判断では事業地は遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と判断した。(注)

第7節 天神原遺跡 第2地点 (No.341)

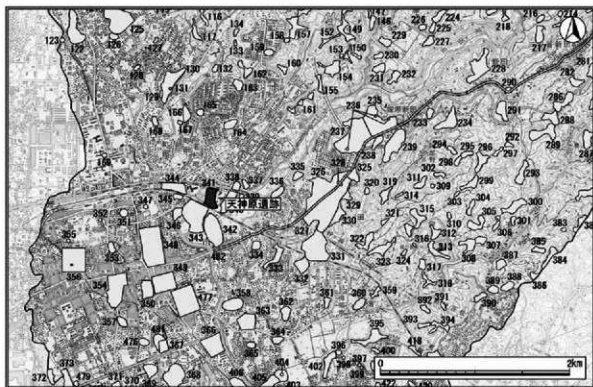
1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地分譲事業に伴う井上遺跡第5地点の試掘・確認調査である。平成27年5月20日、株式会社小野不動産より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.341天神原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年5月19日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（7月14日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により7月14日付、三教文第196・197号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は7月15日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（02）で盛土層を除去した後作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は7月16日付、三教文第199・200号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年5月22日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、7月23日付、三教文第209号で進達し、同法に添付する副申を三教文第210号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年7月27日付、教文第762号で工事立会いの通知（受理7月29日）があり、事業者により7月29日付、三教文第217号で送付し、工事立ち会いを平成28年1月13日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

天神原遺跡はJR三島駅の東北東約1.4km、三島市街地を望む箱根山西麓の尾根上に位置し、南北約200m、東西約140mの範囲が旧石器～古墳時代の遺物の散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第2地点はJR三島駅の東 (N-84.5°-E) 1.33km、標高約48.0mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央部と重複するため調査の対象となった。

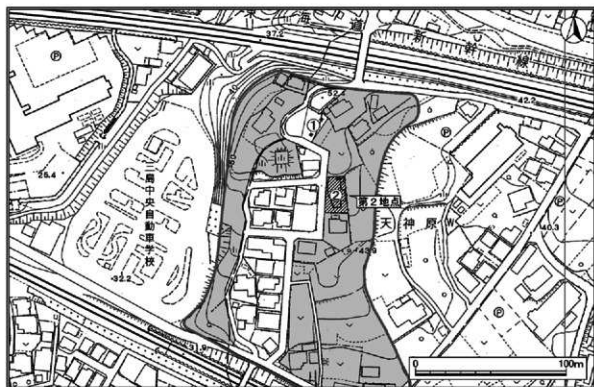
本遺跡の所在する箱根山西麓の丘陵地帯は厚く堆積したローム層に覆われており、旧石器～縄文時代にかけての遺跡が濃密に分布している。これに対して、三島市街地には、主に古墳時代以降の遺跡が分布しており、市街地南方に広がる平野部には弥生時代前期以降の遺跡が分布する。

本遺跡は古くから道溝塚遺跡あるいは天神原遺跡として知られている。これまで調査を行ったのは第1地点のみであり、その際に遺構や遺物は確認できずに周辺の大規模な宅地造成によって消滅したとしている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV (2009)』。本遺跡の同一尾根上には、No.337徳倉谷津A遺跡、No.338君ヶ沢遺跡、No.339徳倉谷津B遺跡、No.340和田遺跡が存在し、縄文時代早期～中期の遺物散布地であると遺跡地図には記載されている。しかし、これらの遺跡の正式の調査事例はなく、過去の造成や道路工事によって削平を受けている可能性があることを留意したい。(吉野)

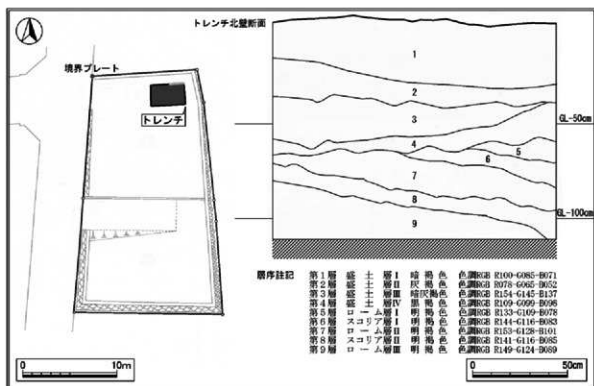
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に2.0m×3.5m (7.0㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.05%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.17mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北壁東端の断面を利用して行い、9層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR100-G085-B071を示す。暗褐色土、盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR078-G065-B052を示す。灰褐色土、砕石を多く含む盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR154-G145-B137を示す。暗灰褐色土、柔らかく粘性の強い盛土層。
- 第4層 色調RGB数値はR109-G099-B098を示す。黒褐色土、柔らかくロームブロックを含む。旧耕作土。
- 第5層 色調RGB数値はR133-G109-B078を示す。明褐色土、やや柔らかく粘性の強いローム質土。
- 第6層 色調RGB数値はR144-G116-B083を示す。明褐色、橙色スコリアをブロック状に含むスコリア層。
- 第7層 色調RGB数値はR153-G128-B101を示す。明褐色土、やや柔らかく粘性の強いローム質土。
- 第8層 色調RGB数値はR141-G116-B085を示す。明褐色、橙色スコリアをブロック状に含むスコリア層。
- 第9層 色調RGB数値はR149-G124-B089を示す。明褐色土、三島バミスを少量含むローム質土。

4. まとめ

当該地の北北西50mに位置する第1地点の調査時に行った聞き取り調査では、「この辺り一帯は昭和の半ば頃に数メートルに及ぶ土取りが行われて現在の地形が人工的に造られた」という証言が得られている。今回の試掘確認調査では、上部ローム層が完全に消失していることと第5層以下が中部ローム層に相当することが判明し、先の証言を裏付ける結果となった。調査地点は南に向かって著しく標高を減じる傾斜地にコンクリートの擁壁を築いて盛り土し、東側の畑作地、西側の道路よりも南端で2m程高い宅地を造成している。土層観察から、第4層は上部ロームを削平した後に耕地となっていた時期の耕作土、第1～3層は宅地化のための盛土層と理解できる。

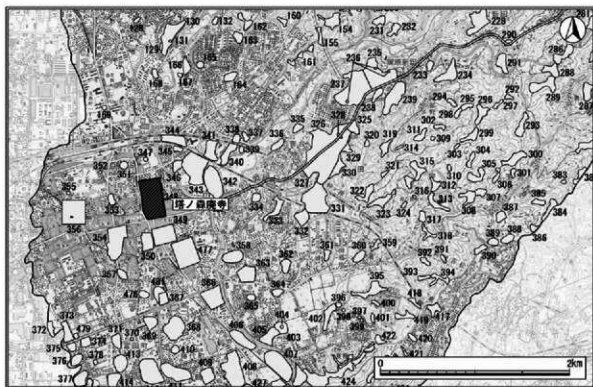
以上のことから市段階の判断では事業地は後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と判断した。(注)

第8節 塔ノ森廃寺 第11地点 (No.348)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、倉庫・車庫建設工事に伴う塔ノ森廃寺第11地点の試掘・確認調査である。平成27年5月11日、藤本建築設計室一級建築士事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.348塔ノ森廃寺遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年5月22日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（7月17日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により7月17日付、三教文第203・204号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は7月23日に開始、1箇所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は7月23日付、三教文第207・208号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成27年7月2日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、7月23日付、三教文第209号で進達し、同法に添付する副申を三教文第210号で同封送した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年8月4日付、教文第792号で工事立会いの通知（受理8月6日）があり、事業者により8月6日付、三教文第241号で送付し、工事立会いを8月19日に行った。調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

塔ノ森廃寺は大場川右岸の微高地上に位置し、三島市街地に位置する三嶋大社境内及びその周辺を域内とする南北約420m、東西約220mの、ほぼ長方形の範囲が古墳時代～近世の社寺跡として三島市遺跡地図に登録されている。第11地点はJR三島駅の南東 (N-110.0°-E) 0.80km、標高約28.4mに位置し、事業地が遺跡範囲の北東側と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は白鳳期の古代寺院(私寺)で、三嶋大社境内及びその周辺を寺域としたようだが位置関係は不明である。これまで10地点で調査が行われており、第1～4地点では、三嶋大社内の事務所等建設に伴って調査を行っている。第1・2地点では、定型的で大型の掘り方を有する掘立柱建物跡が検出、国庁関連の遺構である可能性が指摘され、第3地点の調査では非常に堅固な基盤層を深く掘り込んでいる1号溝を検出していることから大社境内域の変遷等を考察する上での重要な手がかりとして報告されている『三嶋大社境内遺跡1(1990)・第3地点(1997)』。第4地点では、タガネ痕がある礎石が発見されており、1634～1744年の絵図に残される三重塔(五重塔)の可能性が想定された『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅷ(2003)』。また、第5地点では大正～昭和時代の磁器・瓦片が出土しているが、他地点の調査では遺構・遺物は確認されていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅣ(2011)・ⅩⅧ(2013)』『同補助事業版第1号(2015)・第2号(2017)』。(吉野)

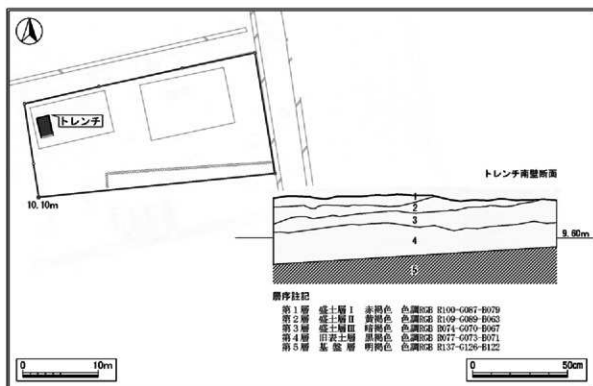
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0m)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約0.89%であった。調査は、作業員2名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.35mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ南壁断面を利用して行い、5層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR100-G087-B079を示す。赤褐色土、赤褐色のスコリアを含む駐車場の盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR109-G089-B063を示す。黄褐色土、ローム質土を主体とする盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR074-G070-B067を示す。暗褐色土、やや柔らかく粘性の弱い盛土層。
- 第4層 色調RGB数値はR077-G073-B071を示す。黒褐色土、非常に固く締まった旧表土。
- 第5層 色調RGB数値はR137-G126-B122を示す。明褐色砂礫、基盤層となる御殿場泥流堆積層。

4. まとめ

塔ノ森廃寺のこれまでの調査事例では、本調査地点第4層の黒褐色土が遺物包含層第5層の御殿場泥流堆積層の上面が遺構の掘り込み面となるのが一般的である。事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地であるが、第10地点同様に第11地点でも遺構と遺物は全く出土しなかった。

自然堆積層である第4層の黒色土に遺物が包蔵されないことから、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(注)

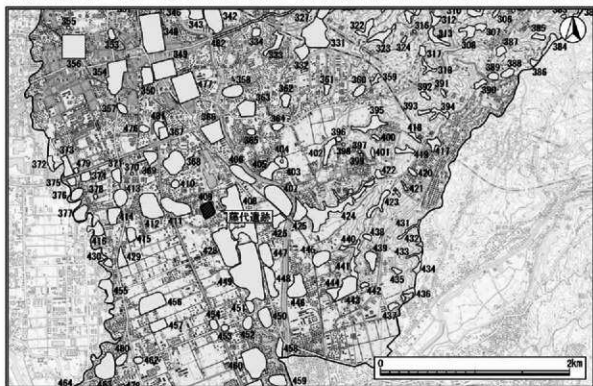
第9節 藤代遺跡 第5地点 (No.409)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地分譲事業に伴う藤代遺跡第5地点の試掘・確認調査である。平成27年6月12日、株式会社共同開発より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.348塔ノ森塚寺遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年6月26日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（7月25日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により7月25日付、三教文第211・212号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は7月28日に開始、3箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後作業員11名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働3日間で30日に完了した。調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を8月6日付、三教文第231号・232号で送付し、正式な終了報告は8月6日付、三教文第229・230号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成27年6月26日、事業者より埋蔵文化財発掘届の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、8月14日付、三教文第253号で達達し、同法に添付する副中を三教文第254号で同封送付した。事業地は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、平成28年1月13日決済1月13日締結の遺跡保護に関わる協定関係を事業者との間で締結した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年9月8日付、教文第907号で工事立会いの通知（受理9月10日）があり、事業者へ送付（9月10日付、三教文第291号）し、工事



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

立ち会いを10月16日に行った。埋蔵文化財の認定は、9月2日付、静三計第66号で通知（県認定通知8月24日付、三教文第895号写し）があった。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）

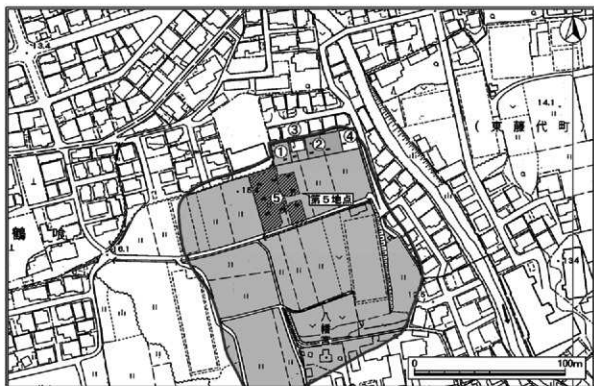
2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

藤代遺跡は御殿川右岸の微高地上、田方平野に位置し、南北約160m、東西約150mのほぼ正方形の範囲が弥生～古墳時代の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。この田方平野には大場川、御殿川、境川などの中小河川が流下し、これらの河川流域微高地上には弥生時代以降の集落遺跡が分布する。これらの河川が広がる低湿地には律令期の条理地割が明瞭に残っており、本遺跡はその末端部にあたる。第5地点はJR三島駅の南南東（N-29,0°-E）2.60km、標高約15.4mに位置し、事業地が遺跡の範囲の北部中央と重複するため調査の対象となった。本遺跡ではこれまで4地点で調査が行われている。第1・2地点では古墳～奈良時代にかけての土師器が出土する包含層が確認されているが、他地点では遺構・遺物の検出には至っていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV（2014）』『同補助事業版第1号（2015）』。周辺の遺跡としては、古墳～平安時代の重複した住居跡や弥生～古墳時代の方形周溝墓等が確認できたNa408金沢遺跡、弥生～平安時代の大規模な集落であったNa449中島B遺跡が存在する。（吉野）

3. 調査の概要

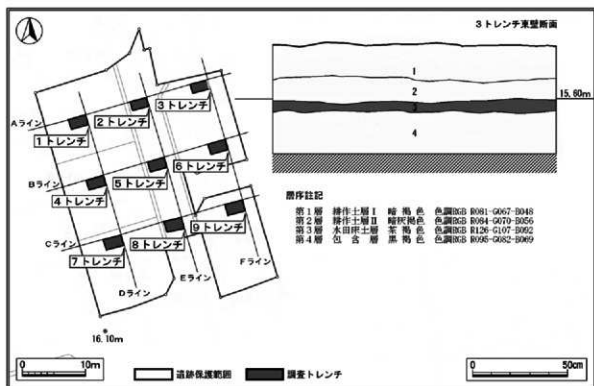
トレンチ配置と層序（第3図）

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを10m間隔に3箇所×3列、9箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.62%であった。調査は、作業員延べ11名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返した。層序の確認は3トレンチ東壁断面を利用して行い、4層に分層した。以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。（吉野）



第2図 調査地点の位置（1/2,500）

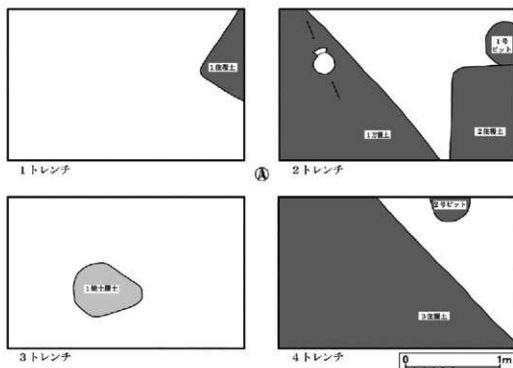
三島市教育委員会



第3図 トレンチ範囲と3トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20)

三島市教育委員会

- 第1層 色調RGB数値はR081-G067-B048を示す。暗褐色土、旧水田耕作土。
- 第2層 色調RGB数値はR084-G070-B056を示す。暗灰褐色土、旧水田耕作土。
- 第3層 色調RGB数値はR126-G107-B092を示す。茶褐色土、鉄分を多く含む茶褐色の水田床土。
- 第4層 色調RGB数値はR095-G082-B069を示す。黒褐色土、遺物包含層。



第4図 1～4トレンチ遺構配置図 (1/40)



1 トレンチ出土遺物



2 トレンチ出土遺物



2



3



4



1



2

3 トレンチ出土遺物



第5図 1～3トレンチ出土遺物 (1/3)

1 トレンチにおける遺構・遺物 (第4図：遺構 第5図1～3：遺物)

本トレンチでは、住居1軒が検出されている。一部分の検出のため、住居の主軸方位等は不明確ではあるが、プランの西・南側が直線的であることから方形を呈している可能性がある。また遺構掘削を行っていないため時期確定はできていない。

1 トレンチにおける出土遺物は、3点である。1は、甕形土器の底部であり、残存率は1/2であったため復元実測である。下半部にハケとナデによる調整がされている。また内側にもナデによる調整がみられる。2は、甕形土器底部であり残存率が1/2であったため復元実測を行った。底部付近に指おさえとハケによる調整がされている。3は、甕形土器の肩部の破片であり柳描による直線文と波状文が施されている。

2 トレンチにおける遺構・遺物 (第4図：遺構 第5図1～4：遺物)

本トレンチでは、住居跡1軒・ピット1基・方形周溝墓1基もしくは環壕が確認されている。2号住居址はプランの覆土の掘削を行わなかったため遺物や炉またはカマドの有無は確認できなかった。そのためこの住居址の主軸方位や帰属時期の確定はできていない。またトレンチ東側にある土坑との新旧関係も不明である。

出土遺物は数点出土している。1は胴部に最大径をもち、頸部は緩やかな弧を描いて外反しさらに屈折部を経て外反する口縁部をもつ弥生時代後期～古墳時代前期の複合口縁壺で、全体が磨かれている。他には、

ハケメ調整された変形土器の底部や須恵器の環の口縁部破片が出土している。

3 トレンチにおける遺構・遺物 (第4図: 遺構 第5図1・2: 遺物)

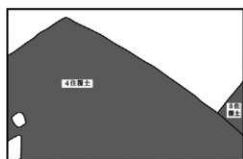
本トレンチでは、中央部より焼土が集中している範囲が確認された。この焼土が住居内の炉の可能性も考えられるが、住居跡の遺構プランを確認することができなかったが、遺物は数点出土している。

1は、変形土器の底部であり残存率が1/2であったので復元実測をした。外面と内面にハケによる調整されており底部には木炭跡がある。2は1号焼土に近接して土師器の環が出土している。熱をうけかなり歪んでいるが1号焼土との関係は不明である。

4 トレンチにおける遺構・遺物 (第4図: 遺構)

本トレンチでは、住居跡1軒とピットが1基確認された。どちらも覆土の掘削を行わなかったので帰属時期と主軸方位は不明であるが、直線的なプランであることから方形に近い住居である可能性がある。

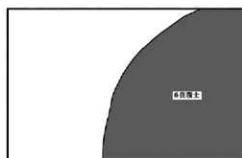
遺物は、出土していない。



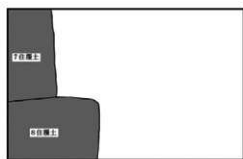
5 トレンチ



6 トレンチ



7 トレンチ

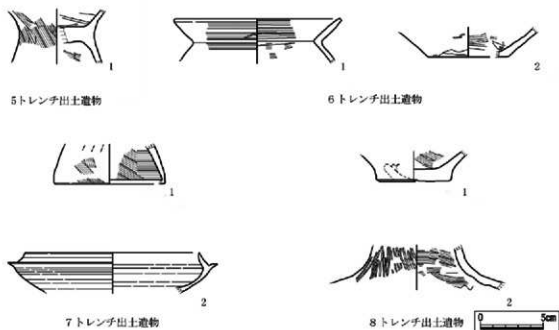


8 トレンチ



9 トレンチ

第6図 5～9トレンチ遺構配置図 (1/40)



第7図 5～8トレンチ出土遺物 (1/3)

5トレンチにおける遺構・遺物 (第6図：遺構 第7図1：遺物)

本トレンチでは、住居跡2軒が確認された。4号住居跡・5号住居跡ともに覆土の掘削を行わなかったため、帰属時期や主軸方位は不明である。4号住居跡の形態は、方形を呈しておりトレンチ西側ではカマドの袖の構築材が確認されているが、トレンチの拡張を行わなかったためカマドの位置を特定できていない。

遺物は1点出土している。1は台付甕の甕と脚部の接合部破片で、斜めにハケ調整を行い、内側には横ハケの調整を行っている。

6トレンチにおける遺構・遺物 (第6図：遺構 第7図1・2：遺物)

本トレンチでは、遺構は検出されていないが、トレンチ西側に乳白色粘土塊が出土している。乳白色粘土塊を検出した高さより下に掘削を行っていないため、用途等は不明である。遺物は若干出土している。1は、甕形土器の口縁部から頸部にかけての破片である。外側内側ともによく磨かれている。2は、甕形土器の底部破片である。外側は磨かれており内側は、ハケによる調整が施されている。

7トレンチにおける遺構・遺物 (第6図：遺構 第7図1・2：遺物)

本トレンチでは、東側から中央部にかけて円形の形状を呈した遺構プランを検出した。形態から住居跡の可能性が考えられるが、覆土の掘削を行わなかったため帰属時期と遺構の性格は不明である。遺物は若干出土している。1は、内側にハケによる調整をしている台付甕の脚部である。2は、須恵器の蓋の復元実測である。

8 トレンチにおける遺構・遺物 (第6図:遺構 第7図1・2:遺物)

本トレンチでは、西側より直線的な遺構プランを2つ検出した。どちらも住居跡の可能性が考えられるが、どちらも覆土の掘削を行わなかったため、帰属時期と遺構の性格は不明である。遺物は若干出土している程度である。1は内側にハケ調整のある甕形土器である。2は、外側にヘラによる磨きがあり内側はハケによる調整が施されている壺形土器である。

9 トレンチにおける遺構・遺物 (第6図:遺構)

本トレンチでは、東側と南側に延びている溝状遺構とピットが検出している。溝状遺構については、形態から判断すると、4本の溝が独立して1基を構成する方形周溝墓の可能性が考えられる。また、ピットのとの新旧関係は、溝のプランを切っていることからピットのほうが新しいと考えられる。しかし、両遺構とも覆土の掘削を行っていないため、明確な新旧関係は判断できない。また遺物は、本トレンチにおいて全く出土していない。

4. まとめ

調査の結果、住居跡9軒、方形周溝墓1基もしくは環壕の一部と思われる遺構、ピット3基の遺構プランが確認され、包含層や覆土から複数の遺物が検出された。遺構確認面は、本来ならば第4層（黒褐色土の包含層）になると推定されるが、調査担当者によると遺構の覆土も同様の黒褐色土であったため分離することができなかった。今回の試掘調査では、第4層下層の基盤層との境で遺構の確認を行ったことから特に第2トレンチの遺構に関しては遺構覆土の掘削を行っていたと考えられる。各トレンチにおいて、遺物が多数出土しているがここでは、第2トレンチの複合口縁をもつ壺形土器について考察する。

第2トレンチにおける複合口縁壺の出土位置は、覆土上層から出ていることが調査の時に確認されている。これは、一般的に下から上に向かって堆積するという地層累重の法則を用いると、その遺構が築造・廃絶してからかなりの時間が経過していると考えることが可能である。また今回出土した壺形土器は、横に倒れている状態であったことから、捨てられたもしくは供献された後に自然現象で転がった結果であると推測した。

以上のことから、この複合口縁壺が弥生時代後期～古墳時代前期の範疇であると考えられることからそれ以前に機能していた遺構であるとされる。今回の試掘調査によって検出した遺構プランが一部分であるため、推測の域を出ないが方形周溝墓の一边の溝または環壕の一部であると判断できる。また第1トレンチにおいて、弥生時代中期後半の壺片が出土していることから、当事業範囲に重複している藤代遺跡は弥生時代中期後半～古墳時代前期にかけての集落または墓域が存在する可能性が考えられる。

事業者には事業範囲の地下に以上のような遺跡が展開していることを説明・理解してもらった上で、盛り土を行うことによって遺跡の保護層を確保して開発を進めるように指導した。(吉野)

第10節 天神原遺跡 第3地点 (No.341)

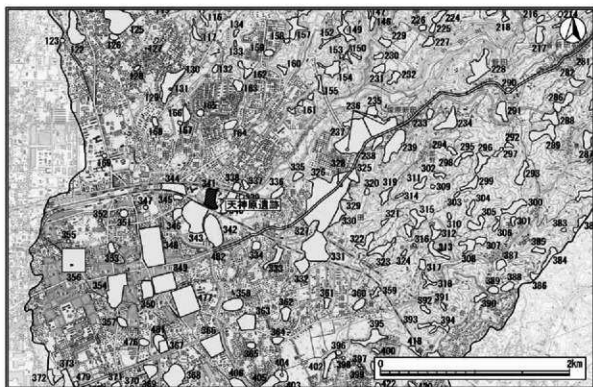
1. 調査の経緯と経過

この調査は、宅地分譲事業に伴う天神原遺跡第3地点の試掘・確認調査である。平成27年6月30日、株式会社丹下不動産より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.341天神原遺跡と重複関係にあることを三島市道路地図で示した。そして平成27年6月30日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（7月31日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により7月31日付、三教文第219・220号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は8月1日に開始、3箇所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は8月6日付、三教文第233・234号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年8月6日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、8月6日付、三教文第235号で進達し、同法に添付する副申を三教文第236号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年9月8日付、教文第908号で工事立会いの通知（受理9月10日）があり、事業者により9月10日付、三教文第292号で送付した。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

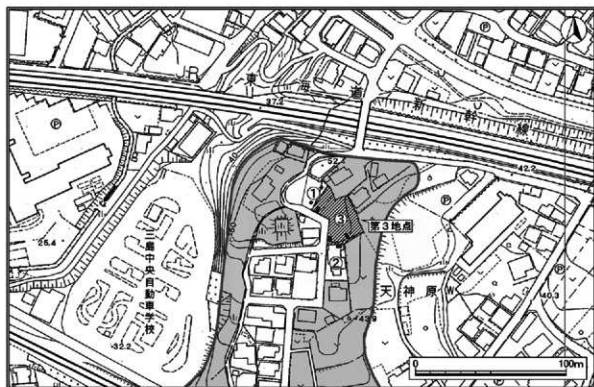
三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

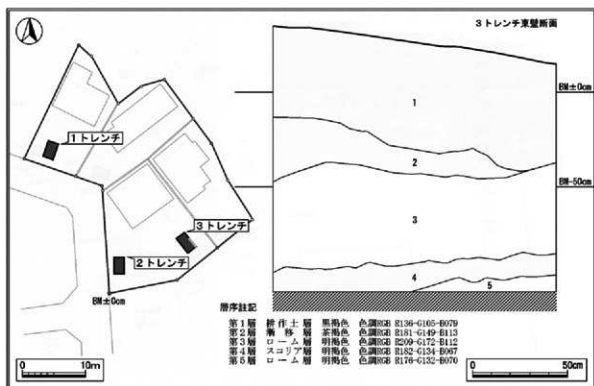
天神原遺跡はJR三島駅の東北東約1.4km、三島市街地を望む箱根山西麓の尾根上に位置し、南北約200m、東西約140mの範囲が旧石器～古墳時代の遺物の散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第3地点はJR三島駅の東 (N-95.0°-E) 1.33km、標高約48.0mに位置し、事業地が遺跡範囲の中央部に重複するため調査の対象となった。

本遺跡の所在する箱根山西麓の丘陵地帯は厚く堆積したローム層に覆われており、標高50～400m辺りに旧石器～縄文時代にかけての遺跡が濃密に分布している。これに対して、標高20～50mを測る三島市街地は、およそ2,800～2,700年前に急激に堆積した三島扇状地上に広がっており、主に古墳時代以降の遺跡が分布している。この三島扇状地は直径数cm～200cmにも達する巨大な礫を含む扇状地堆積からなる非常に堅固な基盤層で、その上には薄い表土層が堆積しているに過ぎず、往時の開発が困難であったことは想像に難くない。更に市街地南方に広がる標高10～20mの平野部は縄文海進で水没している地域であり、海進が終息すると弥生時代前期以降の遺跡が分布する。

本遺跡は古くから道溝塚遺跡あるいは天神原遺跡として知られており、これまで2地点で調査を行っている。第1・2地点の両調査では、遺構や遺物は確認できずに周辺の大規模な宅地造成によって消滅したとしている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV (2009)・本章7節』。加えて、第2地点は1～4層が盛土層で5～9層で中部ロームということから、本来中部ローム以後に堆積したであろう地層が全く確認できない状態であった。本遺跡の同一尾根上には、No.337徳倉谷津A遺跡、No.338君ヶ沢遺跡、No.339徳倉谷津B遺跡、No.340和田遺跡が存在し、縄文時代早期～中期の遺物散布地であると遺跡地図には記載されている。しかし、現在これらの遺跡の正式の調査事例はなく、過去の造成や道路工事によって削平を受けている可能性があることを留意したい。(吉野)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と3トレンチ東壁断面図 (1/600・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0m)のトレンチを3箇所に配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.71%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返し、表土下1.36mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は3トレンチ東壁南端の断面で行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR136-G105-B079を示す。黒褐色土、柔らかい耕作土。

第2層 色調RGB数値はR181-G149-B113を示す。茶褐色土、漸移層状の茶褐色土。

第3層 色調RGB数値はR209-G172-B112を示す。明褐色土、混入物のほとんどないローム層。

第4層 色調RGB数値はR182-G134-B067を示す。明褐色土、硬く縮ったスコリア帯。

第5層 色調RGB数値はR176-G132-B070を示す。明褐色土、混入物のほとんどないローム層。

4. まとめ

試掘確認調査の結果、天神原遺跡第3地点からは、遺構と遺物は全く出土せず、遺跡の存在を確認することはできなかった。過去の聞き取り調査と前2回の調査結果から、この辺り一帯は数メートルに及ぶ土取りが行われて上部ローム層が完全に消失していることが十分に予想されていたが、改めて遺跡消滅の事実を突き付けられる結果となった。第1層は上部ローム削平から今日まで続く畑地の耕作土、第2層は漸移層に類似するが全く別の固く締まった粘質土、第3層以下は中部ローム層である。

以上のことから市段階の判断では事業地は後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と判断した。(注)

第11節 塔ノ森廃寺 第12地点 (No.348)

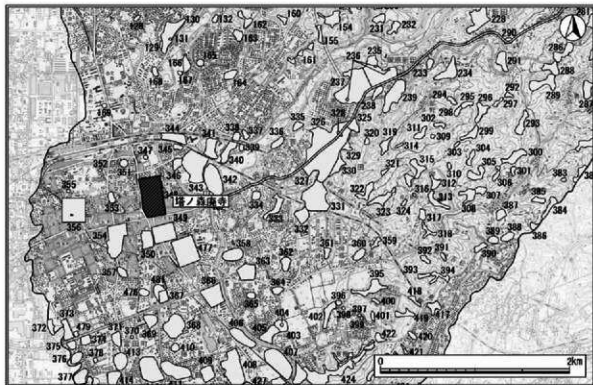
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う塔ノ森廃寺第12地点の試掘・確認調査である。平成27年6月2日、大和ハウス工業株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周辺道跡範囲No.348塔ノ森廃寺と重複関係にあることを三島市道跡地図で示した。そして平成27年6月9日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（8月1日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として道跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により8月1日付、三教文第221・222号で通知し、道跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は8月5日に開始、3箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は8月6日付、三教文第237・238号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年6月9日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、8月6日付、三教文第239号で進達し、同法に添付する副申を三教文第240号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年8月20日付、教文第870号で工事立会いの通知（受理8月25日）があり、事業者により8月25日付、三教文第259号で送付し、工事立会いを8月27日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 道跡の位置と周辺の道跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

塔ノ森廃寺は大場川右岸の微高地上に位置し、三島市街地に位置する三嶋大社境内及びその周辺を域内とする南北約420m、東西約225mの、ほぼ長方形の範囲が古墳時代～近世の社寺跡として三島市遺跡地図に登録されている。第12地点はJR三島駅の南東 (N-116.0°-E) 0.85km、標高約27.4mに位置し、事業地が遺跡の範囲の東側と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は白鳳期の古代寺院(私寺)で、三嶋大社境内及びその周辺を寺域としたようだが位置関係は不明である。これまで11地点で調査が行われており、第1～4地点では三嶋大社内事務所等建設に伴って調査を行っている。第1・2地点では大型の掘立柱建物跡が検出し、国庁関連の遺構である可能性が指摘され、第3地点の調査では非常に堅固な基盤層を深く掘り込んでいる1号溝を検出していることから大社境内域の変遷等の考察に関する重要な手がかりとして報告されている『三嶋大社境内遺跡Ⅰ(1990)・第3地点(1997)』。第4地点ではタガネ痕がある礎石が発見されており、1634～1744年の絵図に残される三重塔(五重塔)の可能性が想定された『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅷ(2003)』。そのほか、第5地点では大正～昭和時代の磁器・瓦片が出土しているが、他地点の調査では、遺構・遺物は確認されていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅣ(2011)・ⅩⅧ(2013)』『同補助事業版第1号(2015)・第2号(2017)』。(吉野)

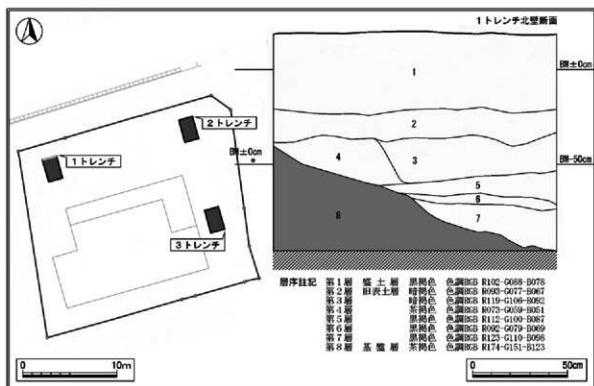
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを3箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.65%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.7mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は1トレンチ北壁断面で行い、8層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR102-G088-B078を示す。黒褐色土、砕石を多く含む盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR093-G077-B067を示す。暗褐色土、茶褐色の砂をブロック状に含む旧表土。
- 第3層 色調RGB数値はR119-G106-B092を示す。暗褐色土、やや柔らかい。
- 第4層 色調RGB数値はR073-G059-B051を示す。茶褐色砂、やや硬く鉄分を多く含む砂層。
- 第5層 色調RGB数値はR112-G100-B087を示す。黒褐色土、やや硬い。
- 第6層 色調RGB数値はR092-G079-B069を示す。黒褐色土、径2cm以下の小石を少量含む。
- 第7層 色調RGB数値はR123-G110-B098を示す。黒褐色土、径2cm以下の小石を多く含む。
- 第8層 色調RGB数値はR174-G151-B123を示す。茶褐色砂礫、御殿場泥流堆積層。砂礫からなる基礎層。

4. まとめ

事業地は遺跡立地の好適地である河川微高地であるが、遺構と遺物は全く出土しなかった。第2層は旧表土とらえたが、奈良平安時代の遺物包含層となりうる程古い時代のものとは考えにくい。第8層の御殿場泥流堆積層が緩やかに東に向かって傾斜する落ち込みの中に水平堆積する第5～7層は遺構覆土とも考えられるが、遺物が出土せず積極的に遺構と判断することはできなかった。また3トレンチでは長径1mを超える大型の石材が第8層に半ば埋まった状態で2個出土し、第3地点で調査した祭祀遺構と類似するが、遺物の出土がなく遺構と認定できなかった。

以上のことから市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第12節 千枚原A遺跡 第7地点 (No.130)

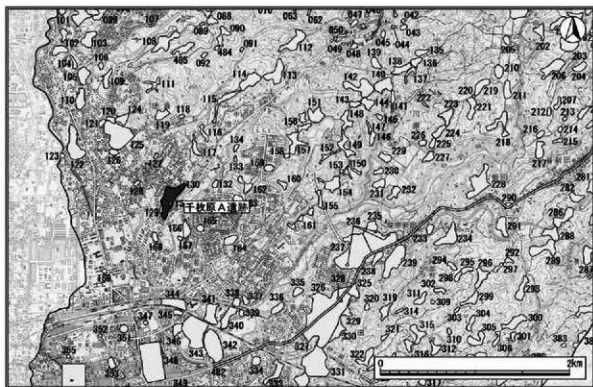
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う千枚原A遺跡第7地点の試掘・確認調査である。平成27年6月26日、株式会社プライムホームより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.130千枚原A遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年6月27日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（8月11日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により8月11日付、三教文第245・246号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は8月12日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後作業員4名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は8月13日付、三教文第248・249号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成27年6月27日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、8月13日付、三教文第250号で進達し、同法に添付する副申を三教文第251号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年8月27日付、教文第906号で工事立会いの通知（受理9月3日）があり、事業者により9月5日付、三教文第280号で送付した。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

千枚原A遺跡は、箱根西麓から延びる丘陵末端、沢地川により開析された標高60m～70mに位置し、南北約430m、東西約170mの範囲が縄文～古墳時代の集落跡として三島遺跡地図に登録されている。本遺跡の所在する丘陵は、沢地のあたりで西と南に分岐し、市街地へ向かって突出している。この丘陵は褐色ローム層が厚く、その上に黒褐色の良くしまった土層が堆積している。第7地点はJR三島駅の北北東 (N-32.5°-E) 1.48m、標高約67.0mに位置し、事業地が遺跡範囲の南西部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は県東部を代表する縄文時代の遺跡として知られている。これまで6地点で調査が行われており、主体となる第1地点の調査では三次に渡る調査が実施されている。第一次調査では敷石住居跡が多数の縄文時代中期～後期の土器とともに検出され、続く第二・三次調査では、竪穴住居跡8軒・敷石住居跡2軒・石組が跡9基・溝跡1本とともに多量の土器が出土している『三島市誌上巻 (1958)』『三島市千枚原遺跡 (1967)』。この調査は、トレンチ調査とその拡張による全城調査としていたため、未調査部分が多く含まれると想定されている。しかしながら、第3地点では旧表土からわずかに縄文時代と古墳時代の土器が出土ただけで、遺跡の残存は確認できず、他地点に至っては遺構・遺物の確認には至っていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版第1号 (2015)・第2号 (2017)』。(吉野)

3. 調査の概要

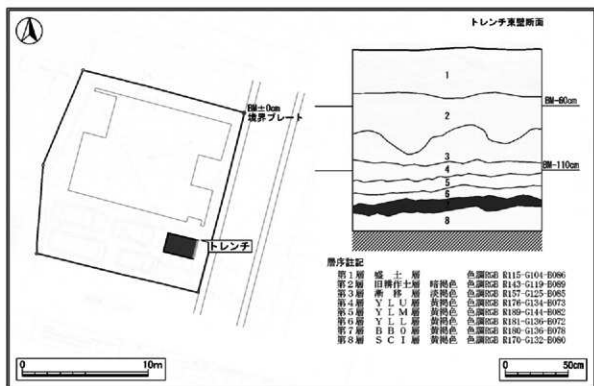
トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.93%であった。調査は、作業員4名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.45mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認はトレンチ東壁断面を利用して行い、8層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ東壁断面図 (1/300・1/30)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層** 色調RGB数値はR115-G104-B086を示す。青灰色砕石、砕石を主体とする駐車場の整地層。
- 第2層** 色調RGB数値はR143-G119-B089を示す。暗褐色土、やや柔らかく小石や炭化物を含む旧耕作土。
- 第3層** 色調RGB数値はR157-G125-B085を示す。淡褐色土、やや柔らかく粘性強。漸移層。
- 第4層** 色調RGB数値はR176-G134-B073を示す。黄褐色土、やや柔らかく粘性やや強。休耕層(Y L U)。
- 第5層** 色調RGB数値はR189-G144-B082を示す。黄褐色土、やや柔らかく粘性強。休耕層(Y L M)。
- 第6層** 色調RGB数値はR181-G136-B072を示す。黄褐色土、やや柔らかく粘性やや強。休耕層(Y L L)。
- 第7層** 色調RGB数値はR190-G136-B078を示す。黄褐色土、白色粒子を少量含む第0黒色帯(B B O)。
- 第8層** 色調RGB数値はR170-G132-B080を示す。黄褐色、橙色スコリアを含む第1スコリア層(S C I)。

4. まとめ

近年試掘確認調査を実施した第5地点、第6地点では、上部ローム層が削平されて完全に消滅しており同様の状況が予想されたが、今回の調査では予想に反して漸移層以下の基本層序が良好に残存していることを確認することができた。第4～6層の休耕層は微妙な硬さの相違と層間に散在する橙色スコリアを手掛かりに3層に分層することが可能となった。また第7層は第0黒色帯に、第8層は第1スコリア層に相当するが、ブロック状の不安定な堆積状況を示しており、二次堆積の可能性が高い。見た目は安定した水平堆積を示しているが、調査地点の西側は比高差20mを図る崖に面した不安定な環境で、生活の適地となりえなかったせいかいずれの層位からも遺物は出土しなかった。

この結果、事業地の全域が遺跡範囲中の空白域と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第13節 元作場B遺跡 第2地点 (No.103)

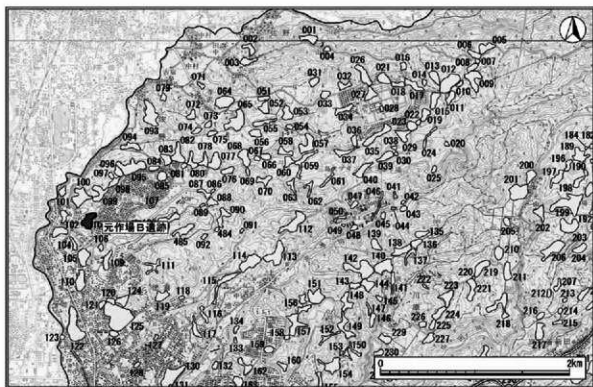
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う元作場B遺跡第2地点の試掘・確認調査である。平成27年6月16日、株式会社スマート不動産より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.103元作場B遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年6月23日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（8月22日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により8月22日付、三教文第256・257号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は8月27日に開始、2箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を排除した後に作業員6名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は9月3日付、三教文第276・277号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年9月1日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年9月3日付、三教文第278号で進達し、同法に添付する届申を三教文第279号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年9月8日付、教文第993号で工事立会いの通知（受理9月10日）があり、事業者により9月10日付、三教文第293号で送付した。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

元作場B遺跡は箱根山西麓末端部の尾根上に位置する遺跡で、南北約160m、東西約110mの範囲が遺物散布地として三島遺跡地図に登録され、縄文時代の遺物が出土することで知られている。第2地点はJR三島駅の北 (N-179.0°-E) 3.03km、標高約112.0m位置事業地が遺跡範囲の北東部と重複するため調査の対象となった。

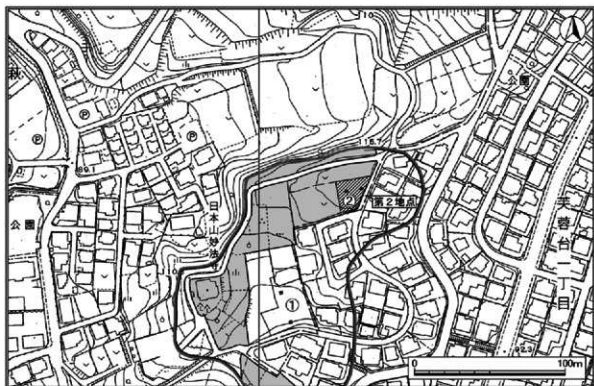
本遺跡は、箱根山西麓地域に位置している。この西麓地域は、約50,000年前頃火砕流の流下や火山灰の堆積によって、東麓や他の山麓と比べて緩やかな斜面が形成され、溪谷に向かって突き出した小舌状台地となっている。そのような台地上には遺跡が数多く展開している『静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 下原遺跡1 (1995)』。

本遺跡でこれまで調査が行われたのは第1地点のみであるが、その際遺構・遺物等の痕跡は一切確認できなかった『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XI (2006)』。周辺の遺跡としては、近接する西側の独立丘陵にNa102中山山遺跡があり、後期旧石器時代の国府系のナイフ形石器、縄文時代中期の集落跡が検出されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告VII (2002)』。加えて、東尾根上には縄文時代の住居跡5軒検出されているNa485小池遺跡が存在する『静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 小池遺跡 (1998)』。(吉野)

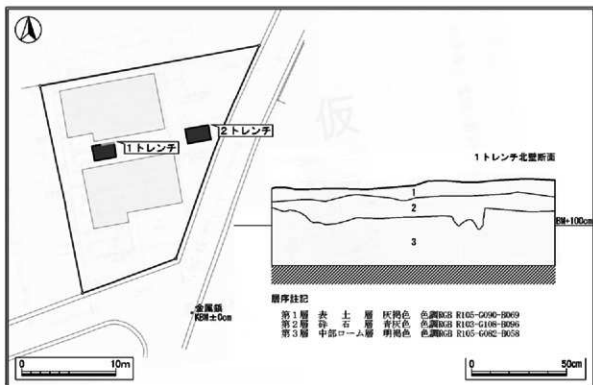
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを2箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.42%であった。調査は、作業員6名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.53mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチの北壁東端の断面を利用して行い、3層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR105-G090-B069を示す。灰褐色土、やや柔らかい表土層。

第2層 色調RGB数値はR103-G108-B096を示す。青灰色砕石、旧建物の基礎砕石。

第3層 色調RGB数値はR105-G082-B058を示す。明褐色土、非常に固く締まった中部ローム層。

4. まとめ

元作場B遺跡は縄文時代の遺物散布地として16,810㎡が登録されているが、宅地造成によって東側の約3分の2が削平され、遺跡の推定残存範囲は5,250㎡に過ぎない。調査地点は東側の宅地よりも一段高くなった尾根の頂部に該当するため、旧石器時代～縄文時代の遺跡の存在を期待したが、遺構と遺物は全く出土しなかった。

土層観察から、上部ロームは完全に削平消失していることが明らかで、さらに第3層の中部ローム層には径1cm程度の橙色の三島バミスが散在していることから、相当量の中部ローム層も削平されていることが理解できる。さらに第1地点の調査で、西に向かって標高を減じる斜面に1.8mを超える盛り土がなされていることが判明していることから、狭い尾根の頂部を削平して谷地形を埋め、平坦面を広げて宅地造成を行っていることは想像に難くない。こうして見ていくと、現在遺跡が残存しているとされる範囲の大部分が、尾根頂部の削平によって発生した土砂による埋め立てによって作り出された緩斜面である可能性が高い。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第14節 上才塚遺跡 第12地点 (No.477)

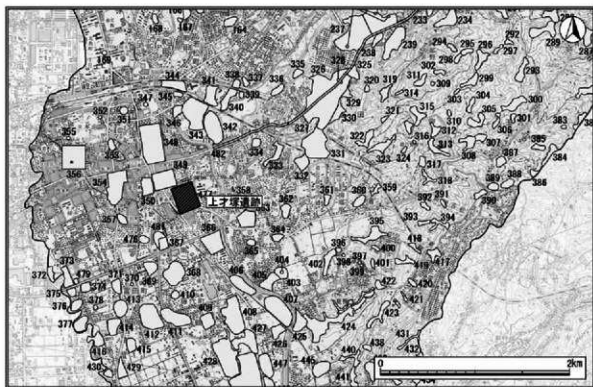
1. 調査の経緯と経過

この調査は、集合住宅建設事に伴う上才塚遺跡第12地点の試掘・確認調査である。平成27年8月7日、渡邊建築計画研究所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.477上才塚遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年8月27日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（9月1日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により9月1日付、三教文第268・269号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は9月3日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は9月5日付、三教文第281・282号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年8月27日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年9月5日付、三教文第283号で進達し、同法に添付する届申を三教文第284号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年9月14日付、教文第1011号で工事立会いの通知（受理9月17日）があり、事業者により9月17日付、三教文第305号で送付し、工事立ち会いを9月30日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

上才塚遺跡は、大場川右岸の微高地に位置する遺跡で、南北約300m、東西約250mの長方形の範囲が奈良時代の官衙跡として、三島市遺跡地図に登録されている。第12地点はJR三島駅の南東 (N-129.5°-E) 1.42 km、標高約22.4mに位置し、事業地が遺跡範囲の東部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は近辺に存在しているNo.349市ヶ原廃寺、No.348塔ノ森廃寺などの遺跡との関連から、奈良・平安時代の官衙跡と推測される遺跡である。これまで11地点で調査が行われているが、本調査を実施したのは第2・4地点のみである。第4地点では溝状遺構17条と土坑4基が出土し、なかでも長さ81m、上部の最大幅352cm、深さ77cmを測り南北方向に延びる13号溝は堀としての使用が想定されている。さらに破片資料であるがメノウ製の腰帯飾り石(無文巡方)の出土し、平安時代官衙あるいはそれに関連する施設の存在を想起させるものとして注目を集めている。『上才塚遺跡第1地点(1992)』として報告。第2地点では掘立柱建物跡3基、柱穴1基、溝状遺構21基が出土した『上才塚遺跡第2地点(1992)』。また、第5～7地点で奈良・平安時代の遺物が出土しているが、他地点では、遺構・遺物は確認されなかった『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV(2009)』、『同補助事業版第1号(2015)・第2号(2017)』。今後、調査件数が増えることで官衙の様相を紐解けるような資料にめぐりあえることを期待したい。(吉野)

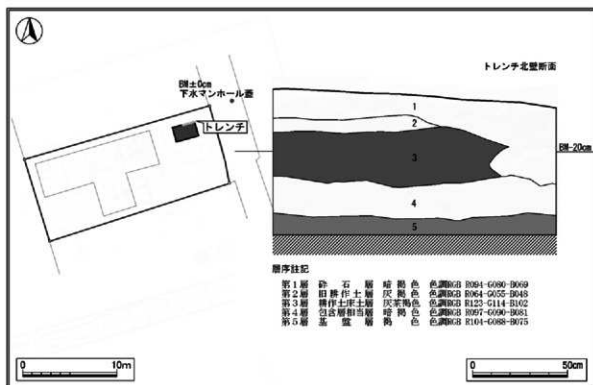
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.24%であった。調査は、作業員2名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.75mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北壁東端の断面を利用し行い、5層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR094-G080-B069を示す。暗褐色土、駐車場表層の砕石と暗褐色土の互層。
- 第2層 色調RGB数値はR064-G055-B048を示す。灰褐色土、少量の鉄分を含む旧耕作土。
- 第3層 色調RGB数値はR123-G114-B102を示す。灰茶褐色土、鉄分の沈着が多く認められる耕作土床土。
- 第4層 色調RGB数値はR097-G090-B081を示す。暗褐色土、奈良時代以降の遺物包含層に相当する。
- 第5層 色調RGB数値はR104-G088-B075を示す。褐色砂、鉄分の沈着が見られる基盤層となる砂層。

4. まとめ

上才塚遺跡は第1～4地点（発掘調査報告書名は第1地点、第2地点）で大型の溝や掘立柱建物跡、更にはメノウ製の腰帯飾り石（無文巡方）が出土したことから、平安時代官衙あるいはそれに関連する施設の存在を想起させるものとして注目を集めたが、それ以降の調査では遺構はもとより目立った遺物も出土していない。

今回の試掘確認調査でも、第4層の砂礫混じりの暗褐色土がこの地域の奈良時代以降の遺物包含層に相当すると推定したが、遺物は全く出土しなかった。また基盤層となる第5層の上面を確認面として遺構の確認を行ったが、遺構と遺物を発見することはできなかった。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(注)

第15節 中島B遺跡 第9地点 (No449)

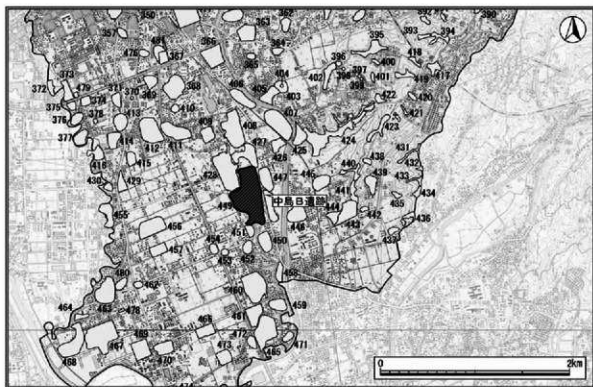
1. 調査の経緯と経過

この調査は、賃貸住宅建設事に伴う中島B遺跡第9地点の試掘・確認調査である。平成27年9月8日、八反畑住宅有限会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道路範囲No.449中島B遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年9月8日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（9月15日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により9月15日付、三教文第300・301号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は9月16日に開始、3箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は9月22日付、三教文第306・307号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年9月8日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、9月22日付、三教文第308号で進達し、同法に添付する副申を三教文第309号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年10月2日付、教文第1077号で工事立会いの通知（受理10月10日）があり、事業者により10月10日付、三教文第339号で送付し、工事立ち会いを12月24日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

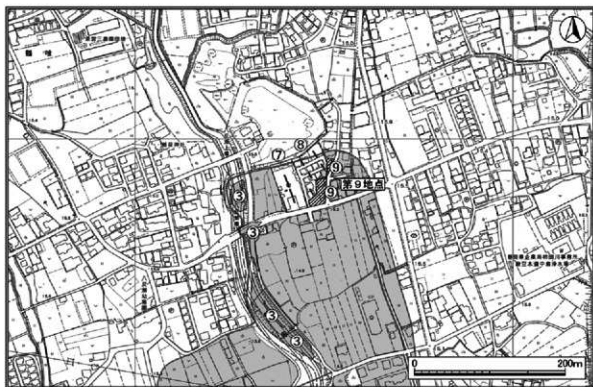
中島B遺跡は、御殿川左岸の微高地上（梅名・中島地域）に位置し、南北約620m、東西約340mの範囲が弥生時代～中世の遺跡散布地として三島遺跡地図に登録されている。本遺跡周辺には弥生～平安時代の集落跡と墓域・水田などの生産遺跡・祭祀跡などの検出事例もまわっており、中世の遺跡散布地を含む複合遺跡が多く分布する。第9地点はJR三島駅の南南東（N-32.5°-E）3.18km、標高約15.2mに位置し、事業地が遺跡範囲の北部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡はこれまでに8地点で調査を行っているが、遺跡面積が143,940㎡と広大なため、小字名を遺跡名として報告したり複数の遺跡をまとめて遺跡群として報告したりするなど、名称に若干の混乱をきたしている。第1地点は御殿川小規模河川改修工事に伴う発掘調査で弥生～平安時代の集落跡が出土し、中島下舞台として報告している『中島下舞台遺跡(1983)』。第2地点は同事業上流部の発掘調査で、弥生時代～中世にまたがる大規模な集落跡と墓域が出土し、中島B遺跡上舞台地点として『三島市埋蔵文化財発掘調査報告IX(2004)』で報告している。第3地点は静岡県埋蔵文化財調査研究所が発掘調査を実施し、『御殿川流域遺跡群I(1993)・II(1994)』として報告を刊行している。この報告書では同一工事内での調査地点を分かり易くするために字名を遺跡名として採用し、中島B遺跡の一部を中島西原田遺跡、梅名大曲田遺跡、No.428鶴岡広田遺跡の一部を八反畑前田遺跡の名称で報告している。このほかに第4～8地点では古墳～平安時代の土器が出土し、第6地点からは掘立柱建物跡と溝跡を検出している『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XV(2010)・XVI(2011)・XVII(2013)』。(吉野)

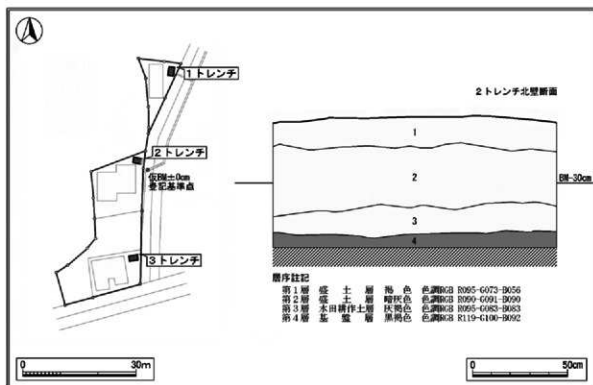
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを3箇



第2図 調査地点の位置 (1/5,000)



第3図 トレンチ配置と2トレンチ東壁断面図 (1/1,000-1/20)

三島市教育委員会

所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.87%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返し、表土下0.65mまで掘り下げを行った。層序の確認は2トレンチ東壁断面を利用して行い、4層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR095-G073-B056を示す。褐色土、柔らかく小石を少量含む土層。
- 第2層 色調RGB数値はR090-G091-B090を示す。暗灰褐色土、固く締まった砂質の盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR095-G083-B063を示す。灰褐色土、粘性の強い水田耕作土。
- 第4層 色調RGB数値はR119-G100-B092を示す。黒褐色砂、調査地点周辺の基盤層。

4. まとめ

西側に隣接する第8地点の試掘確認調査で古墳時代～平安時代の土器等が出土し、薄い遺物包含層が本調査地点の北西部に存在することが報告されている。そのため1・2トレンチ周辺に遺跡が存在することが予想されたが、遺構と遺物は出土しなかった。第3層の水田耕作土が基盤層の上に直接乗っていること、第8地点の遺物包含層とはほぼ同一の深度に存することから、本地点における遺物包含層は耕作によって削平されて消滅したものと推定できる。

以上のことから市段階の判断では事業地は遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と考えた。(辻)

第16節 陳場遺跡 第1地点 (No.331)

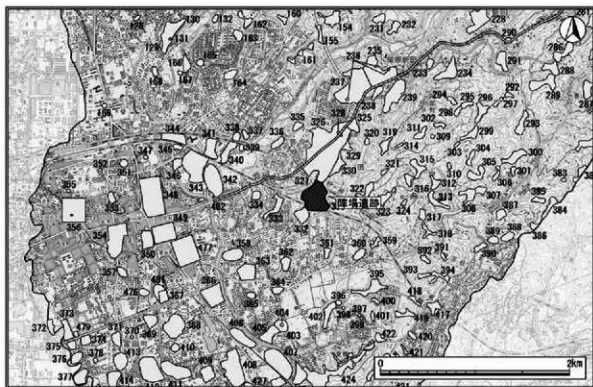
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う陳場遺跡第1地点の試掘・確認調査である。平成26年9月4日、株式会社アイダ設計一級建築士事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.331陳場遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年9月16日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（9月22日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により9月22日付、三教文第310・311号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は9月25日に開始、2箇所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員4名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は10月1日付、三教文第324・325号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年9月16日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、10月1日付、三教文第326号で進達し、同法に添付する副申を三教文第327号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年10月8日付、教文第1119号で工事立会いの通知（受理10月14日）があり、事業者により10月14日付、三教文第345号で送付した。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

陳場遺跡は三島市街地を望む箱根山西麓の尾根上に位置し、南北約338m、東西約250mの範囲は縄文時代の遺物の散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第1地点はJR三島駅の東(N-101.0°-E) 2.55km、標高約66.7mに位置し、事業地が遺跡の範囲の南東と重複するため調査の対象となった。

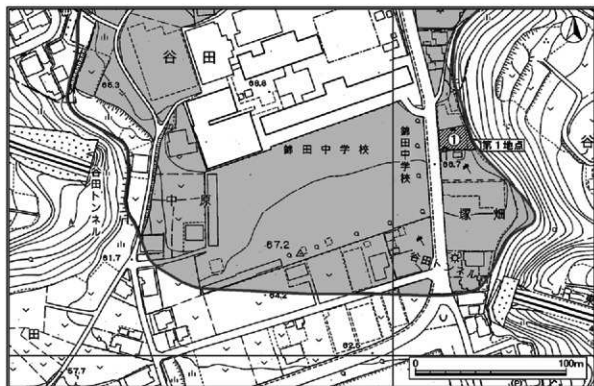
本遺跡の所在する箱根山西麓の丘陵地帯は厚く堆積したローム層に覆われており、標高550～60m辺りに旧石器～縄文時代にかけての遺跡が濃密に分布している。これに対して、三島市街地には主に古墳時代以降の遺跡が分布しており、更に市街地南方に広がる田方平野には弥生時代前期以降の遺跡が分布する。

本遺跡ではこれまで発掘調査は行われておらず、今回の調査が初例となる。周辺の代表的な遺跡として、箱根西麓最大規模の遺跡であるNo.326初音ヶ原A遺跡・No.327初音ヶ原B遺跡が、同一丘陵に隣接して存在する。この遺跡では後期旧石器時代の石器製作跡や狩猟のための落とし穴と考えられる大型の土坑群、縄文時代草創期～後期の土器などが検出されている『初音ヶ原遺跡(1999)』。このほか、後期旧石器時代から江戸時代、特に縄文時代草創期後半と中期後半の遺物検出事例のあるNo.325船久保遺跡や縄文時代の石器及び奈良時代の須恵器・土師器の遺物検出事例のあるNo.329枝洞山遺跡等がある『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ(1994)・XV(2010)』。(保科)

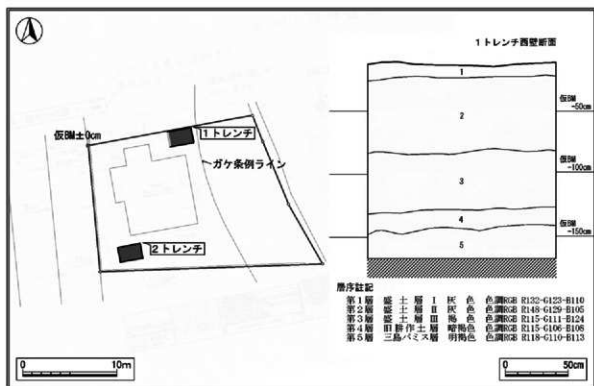
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを2箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.67%であった。調査は、作業員4名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.53mまで掘り下げを行った。層序の確認は1トレンチ西壁断面を利用して行い、5層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と1トレンチ西壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR132-G123-B110を示す。灰色土、硬く締った碎石層で駐車場に伴う盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR148-G129-B105を示す。灰色土、やや柔らかく軽石を含む盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR115-G111-B124を示す。褐色土主体の盛土層に少量の2層の灰色土を含む。
- 第4層 色調RGB数値はR115-G106-B108を示す。暗褐色土、硬く締った旧耕作土。粘性の弱い土。
- 第5層 色調RGB数値はR118-G119-B113を示す。明褐色土、三島バミスをブロック状に含む中部ローム。

4. まとめ

陳場遺跡は箱根山西麓の南西方向に延びる丘陵地帯から更に南に派生する、幅250m程の小規模な尾根上に占地している。今回試掘確認調査を行った第1地点は遺跡の南東部に位置し、東側は標高差24mを測る崖に面している。

土層観察の結果、第5層中に橙色の三島バミスがブロック状に散在していることから、上部ローム層は元より相当量の中部ローム層も削平されていることが理解できる。この上には自然堆積層が存在せず、第4層が耕作土、第3層～第1層が盛土層と続いている。以上のことから、崖際に不安定な堆積をしていたロームが谷部に自然崩壊するかあるいは人工的に削平された後に一旦耕作地として利用され、その後の盛り土によって現在の地形が形作られたことが推測される。また遺構と遺物は出土しなかった。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(註)

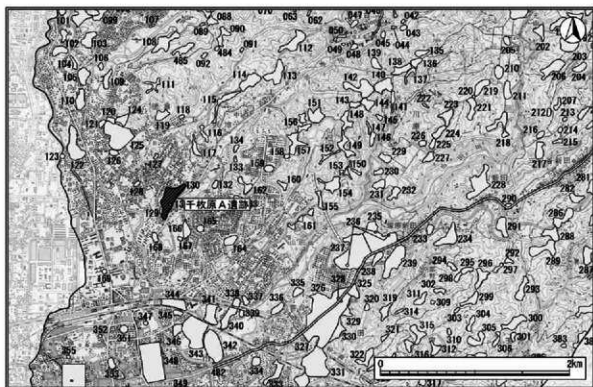
第17節 千枚原A遺跡 第8地点 (No.130)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う掘込遺跡第10地点の試掘・確認調査である。平成27年9月30日、ミサワホームセラミック株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.130千枚原A遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年9月30日付で調査依頼書と土地所有者承諾書(事業主)が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定(10月10日決裁)した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により10月10日付、三教文第341・342号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。現地調査は10月15日に開始、1箇所のトレンチを設営後、作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は10月16日付、三教文第347・348号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年9月30日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書(法第93条第1項)が提出されていたため、平成27年10月16日付、三教文第349号で進達し、同法に添付する副申を三教文第350号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年10月26日付、教文第1193号で工事立会いの通知(受理10月29日)があり、事業者により10月29日付、三教文第369号で送付し、工事立ち合いを12月6日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号(2017)』で報告している。(吉野)



第1図 遺跡の位置と周辺の道跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

千枚原A遺跡は、箱根西麓から延びる丘陵末端、沢地川により開析された標高60m～70mに位置し、南北約430m、東西約170mの範囲が縄文～古墳時代の集落跡として三島遺跡地図に登録されている。本遺跡の所在する丘陵は、沢地のあたりで西と南に分岐し、市街地へ向かって突出している。この丘陵はいわゆる洪積台地で、褐色ローム層が厚く、その上に黒褐色の良くしまった土層が堆積する。第8地点はJR三島駅の北東 (N-35.5°-E) 1.71km、標高約49.1mに位置し、事業地が遺跡範囲の南東部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は県東部を代表する縄文時代の遺跡として知られており、これまで7地点で調査が行われている。主体となる第1地点の調査では敷石住居跡3軒・堅穴住居跡8軒・石組跡9基・溝跡1条が確認されている『三島市誌上巻 (1958)』『三島市千枚原遺跡 (1967)』。また最近では、平成23・24・26年にかけて調査されているが、表土や擾乱直下が第Ⅲスコリア帯であることから後世の削平をかなり受けていると判断している『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIX (2014)』、『同補助事業版1号 (2015)・2号 (2017)』。また、周辺遺跡としては№122反畑遺跡・№102中村山遺跡が有名で拠点的な集落跡が箱根山西麓域の尾根鞍部に大集落を形成する地域にある『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅶ (2002)・Ⅹ (2005)』。(保科)

3. 調査の概要

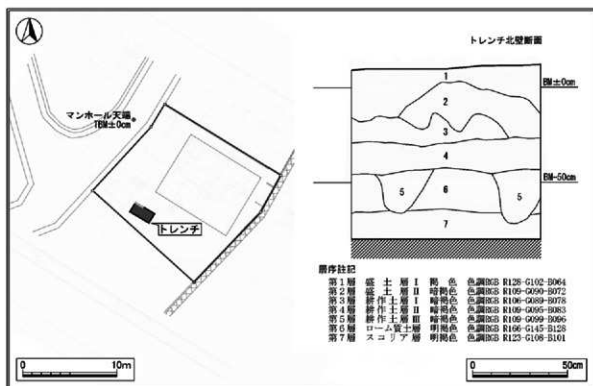
トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.2m×2.5m (3.0㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.50%であった。調査は、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.90mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ北壁断面を利用して行い、7層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR128-G102-B064を示す。褐色土、硬く締まって小石をやや多く含む盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR109-G090-B072を示す。暗褐色土、硬く締った盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR106-G089-B078を示す。暗褐色土、土器状の細かな橙色粒子を含む耕作土。
- 第4層 色調RGB数値はR109-G095-B083を示す。暗褐色土、土器状の細かな橙色粒子を含む耕作土。
- 第5層 色調RGB数値はR109-G099-B096を示す。暗褐色土、第4層と第6層からなる耕作土。
- 第6層 色調RGB数値はR166-G145-B128を示す。明褐色土、橙色スコリアを少量含む。中部ローム。
- 第7層 色調RGB数値はR123-G108-B101を示す。明褐色土、中部ローム層中のスコリア層。

4. まとめ

土層観察の結果、第6層以下が中部ローム層に相当し、上部ローム層は削平されて消滅していることが明らかになった。調査地点は昭和30年代に宅地造成が行われた住宅地であり、この造成で大規模な削平が行われたことは想像に難くない。そのため第6層の上には自然堆積層が存在せず、第5層～第3層が耕作土、第2・1層が盛土層と続いている。以上のことから、人工的に削平された後に一旦耕作地として利用され、その後の盛り土によって現在の地形が形作られたことが推測される。何れの層位からも遺構と遺物が出土しなかった。

この結果、市段階では事業地の全域が後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(辻)

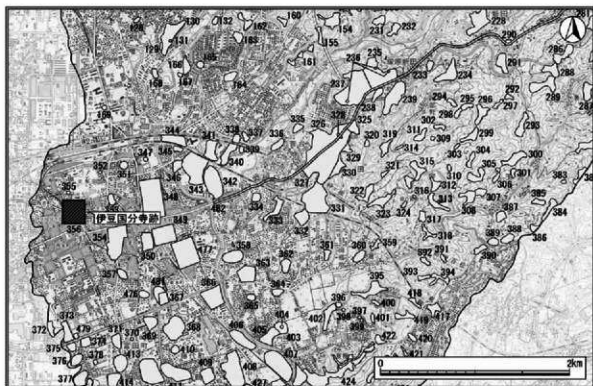
第18節 伊豆国分寺跡 第12地点 (No.356)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う伊豆国分寺跡第12地点の試掘調査である。平成27年8月21日、有限会社俊建築設計事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.356伊豆国分寺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年8月21日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（10月21日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により10月21日付、三教文第352・353号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施することとなった。

現地調査は10月22日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は10月23日付、三教文第358・359号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年8月21日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年10月23日付、三教文第360号で進達し、同法に添付する届申を三教文第361号で同封送した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年11月4日付、教文第1236号で工事立ち会いの通知（受理11月11日）があり、事業者により11月11日付、三教文第390号で送付し、工事立ち会いを11月11日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

伊豆国分寺跡は境川と御殿川の間にある比較的幅広い平坦地に展開し、南北約250m、東西約250mの、ほぼ正方形の範囲が奈良時代～近世の社寺跡として三島市遺跡地図に登録されている。第12地点はJR三島駅の南 (N177.0°-W) 0.58km、標高約28.4mに位置し、事業地が遺跡の範囲の東返中央と重複するため調査の対象となった。

伊豆国分寺は天平13年(741)聖武天皇の詔勅によって造営がなされた古代寺院である。本遺跡は小規模ながら比較的発掘調査事例の多い地域にあり、奈良時代～近世の社寺域が想定されている。これまで11地点で調査が行われており、主体となる軽部慈恩氏による三島市誌編纂に伴う調査では金堂・僧坊・中門・回廊と推定する礎石や掘立柱建物跡の遺構、多量の布目瓦遺物を検出した『三島市誌上巻(1958)』『三島市埋蔵文化財発掘調査報告V(1996)』。第4地点では塔跡基壇と礎石測量図の作成が行われ、報告が成されている『静岡県古代寺院・官衙遺跡(2003)』。第5地点は塔跡基壇の南東角を検出し『三島市埋蔵文化財発掘調査報告V(1996)』、第6地点では伽藍地西門にあたると思われる掘立柱建物が検出されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIII(2008)』。徐々にではあるが、確実に伊豆国分寺の範囲を確定できるような資料は増加してきている。(保科)

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

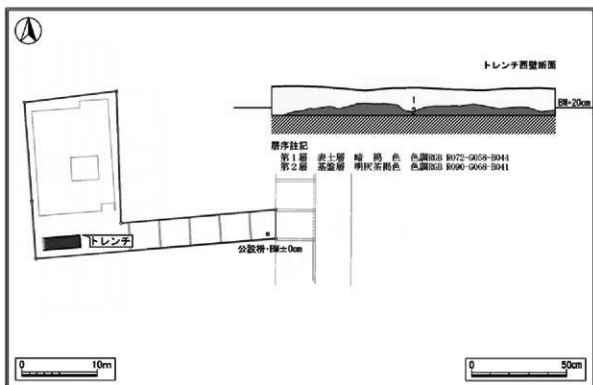
試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×5.0m(8.0㎡)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.50%であった。調査は、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返した。層序の確認はトレンチ西壁断面を利用して行い、2層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ西壁断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

第1層 色調RGB数値はR072-G058-B044を示す。暗褐色土、硬く締った粘性の弱い表土層。

第2層 色調RGB数値はR090-G068-B041を示す。明灰茶褐色砂礫、硬く締まった扇状地堆積層。

4. まとめ

調査地点は伊豆国分寺跡の推定範囲の東辺に位置している。そのため寺域を区画する溝あるいは堀に関係する遺構の有無を確認することを調査の主な目的として、東西方向のトレンチを設定して、試掘確認調査を実施した。調査の結果、現地表面から16cmで基盤層となる扇状地堆積層に到達し、本層上面で遺構の確認を行ったが、遺構と遺物は出土しなかった。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(注)

第19節 青木原遺跡 第10地点 (No.368)

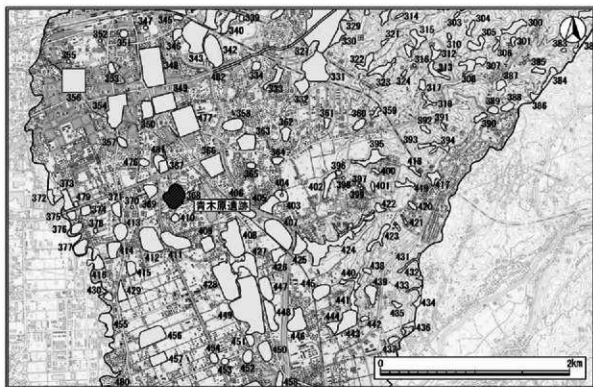
1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う青木原遺跡第10地点の試掘・確認調査である。平成27年6月12日、田代工務店一級建築士事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.368青木原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年8月4日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（10月28日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により10月28日付、三教文第366・367号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は10月29日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は10月29日付、三教文第370・371号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年8月4日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成27年10月29日付、三教文第372号で進達し、同法に添付する届申を三教文第373号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年11月4日付、教文第1247号で工事立会いの通知（受理11月10日）があり、事業者により11月11日付、三教文第389号で送付した。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

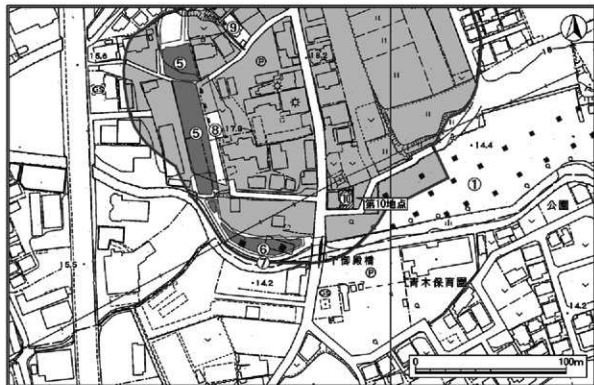
青木原遺跡は御殿川の蛇行によって形成された半島状の微高地に位置し、南北約260m、東西約230mの不整形の範囲が古墳時代～中世の遺物散布地として三島市道跡地図に登録されている。第10地点はJR三島駅の南南東 (N-26.5°E) 2.12km、標高約14.4mに位置し、事業地が遺跡の範囲の南端部と重複するため調査の対象となった。本遺跡は弥生～平安時代の墓域・集落域と想定されており、これまで9地点で調査を行っている。本調査に至ったのは御殿川河川改良工事に伴う第0・5～7地点の発掘調査で、弥生時代後期～古墳時代前期の方形周溝墓3基、古墳時代後期～奈良時代の住居13軒、平安時代の住居跡3軒とともに多量の遺物が出土した。また6地点では市内道跡初となる突線組式銅鐸の模造品と考えられる小銅鐸も出土している『青木原遺跡 (2007)・青木原遺跡Ⅱ (2011)』。ほかにも、第1～4・8地点において旧河川跡や方形周溝墓状遺構、弥生～平安時代の土器等が検出されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告VI (2006)・VII (2007)・XIV (2009)』『同補助事業版第1号 (2015)』。

周辺の代表的な遺跡として、本遺跡の北側には弥生時代の堅穴住居跡が数軒と水田跡が検出されているNo.476奈良橋向遺跡とNo.481西大久保遺跡が、南側には同時代の方形周溝墓が多数検出されたNo.468長伏六反田遺跡がある『西大久保遺跡・奈良橋向遺跡 (1996)』『長伏六反田遺跡 (1999)』。(保科)

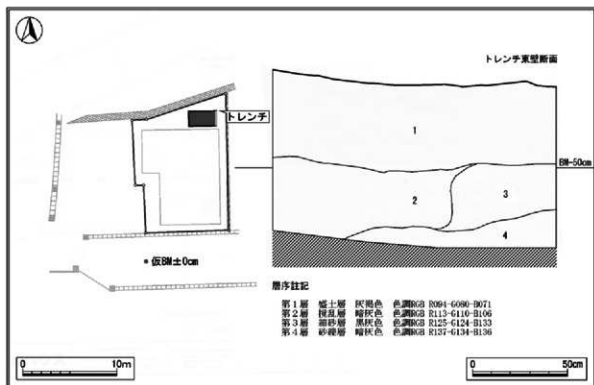
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0㎡) のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.25%であった。調査は、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.85mまで掘り下げを行った。層序の確認はトレンチ東壁断面を利用して行い、4層に分層した。(古野)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置とトレンチ東壁断面図 (1/400・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層** 色調RGB数値はR094-G080-B071を示す。灰褐色土、拳大以下の礫を多く含む表土層。
- 第2層** 色調RGB数値はR113-G110-B106を示す。暗灰色土、柔らかく腐敗臭を伴う攪乱層。
- 第3層** 色調RGB数値はR125-G124-B133を示す。黒灰色砂、暗青灰色細砂の互層。河川堆積層。
- 第4層** 色調RGB数値はR137-G134-B136を示す。暗灰色砂礫、非常に硬く縮った砂礫層。扇状地堆積層。

4. まとめ

青木原遺跡にはこれまでに9地点の調査実績があるが、本調査まで実施したのはわずかである。静岡県埋蔵文化財調査研究所によって4地点2冊の発掘調査報告書が刊行されているにすぎない。いずれも御殿川の河川整備、河川改良工事に伴う発掘調査で、微高地上からは古墳時代～奈良・平安時代の住居跡2軒や方形周溝墓3基が調査されているが、旧河道埋没箇所からは近現代の護岸杭以外の遺構は発見されていない。また河道跡からは弥生時代後期から近代にいたる膨大な量の遺物が出土しているが、大多数は上流からの漂着物と目されている。その一方で、包含層の最下層から出土した遺物の中には、流着痕の認められない完形品、残存率の高い土器や重量物が含まれ、埋没時の原位置を大きく動いていないと推測されている。またこうした一群の遺物とともに出土した弥生時代後期～古墳時代前期の突線紐式銅鐸の小型品（模造品）は、発掘時に鮮やかな金属光沢を残し、傷もないことから埋納品として注目されている。

今回の調査では河川堆積層と推定する砂層あるいは砂礫層を確認したが、湧水を伴う壁面の崩壊が始まり危険を回避するために85cm以上の掘り下げを断念した。このことから調査地点は旧河川内と推定でき、北側の一段高い地域に広がる微高地に集落遺跡が存在することが推測できる。

この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形変化による遺跡の消滅地と理解し、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(注)

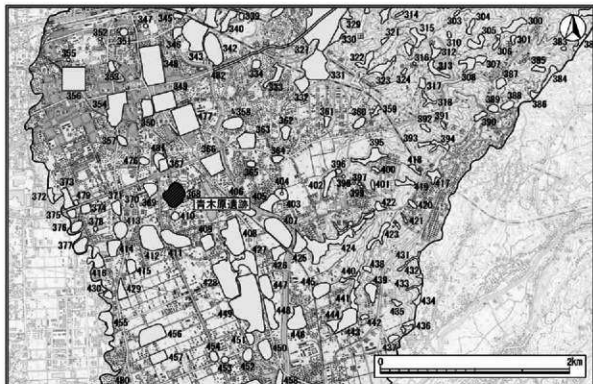
第20節 青木原遺跡 第11地点 (No.368)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、集合住宅建設工事に伴う青木原遺跡第11地点の試掘調査である。平成27年2月26日、東京セキスイハイム株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.368青木原遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして同年8月11日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月1日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により11月1日付、三教文第376・377号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は11月5日に開始、4箇所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を11月6日付、三教文第386号・387号で送付し、埋蔵文化財発掘の届出書を11月6日、三教文384号で同封進達した。正式な終了報告は11月6日付、三教文第382・383号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。同日、法第93条第1項の添付する副申を三教文第385号で同封送付した。事業地は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、締結の遺跡保護に関わる協定（平成28年3月24日決済）関係を事業者との間で締結した。

静岡県教育委員会からは、土木（受理11月18日）があり事業者へ送付（11月18日付、三教文第397号）し、工事立ち会いを12月1日に行った。埋蔵文化財の認定は、12月1日付、静三計第81号で通知（県認定通知11



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

月18日付、三教文第1311号写し)があった。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号(2017)』で報告している。(吉野)

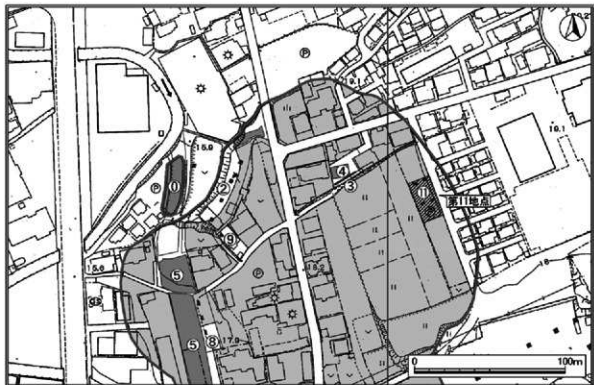
2. 遺跡の立地と周辺の調査例(第1・2図)

青木原遺跡は御殿川の蛇行によって形成された半島状の微高地に位置する。南北約260m、東西約230mの、不整円形の範囲が古墳時代から中世の遺物散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第11地点はJR三島駅の南南東(N-29.0°-E)2.01km、標高約19.0mに位置し、事業地が遺跡の範囲の東端部と重複するため調査の対象となった。本遺跡は弥生～平安時代の墓域・集落域と想定されており、これまで10地点で調査を行っている。本調査に至ったのは第0・5～7地点の発掘調査であり、弥生時代後期～古墳時代前期の方形周溝墓や古墳時代後期～平安時代の住居跡とともに多量の遺物が出土した。また第6地点では市内遺跡初となる突線組式銅鐸の模造品と考えられる小銅鐸も出土している『青木原遺跡(2007)・青木原遺跡II(2011)』。ほかにも、第1～4・8地点では旧河川跡や方形周溝墓状遺構、弥生～平安時代の土器等が検出されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告VI(2006)・VII(2007)・XIV(2009)』『同補助事業版第1号(2015)』。(保科)

3. 調査の概要

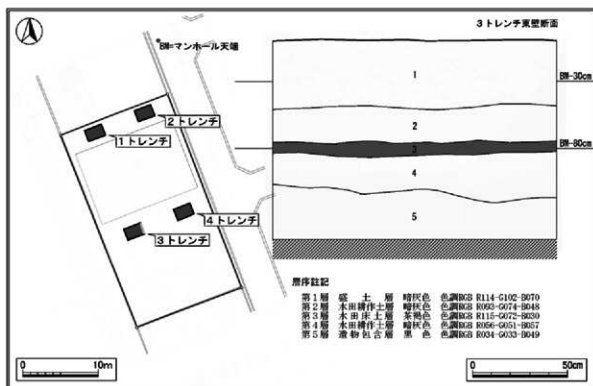
トレンチ配置と層序(第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを4箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.42%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.05mまで掘り下げを行った。層序の確認は3トレンチ東壁断面を利用して行い、5層に分層した。以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)



第2図 調査地点の位置(1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と3トレンチ東壁断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

- 第1層 色調RGB数値はR114-G102-B070を示す。暗灰色土、盛土層。
- 第2層 色調RGB数値はR093-G074-B048を示す。暗灰色土、水田耕作土。
- 第3層 色調RGB数値はR115-G072-B030を示す。茶褐色土、鉄分を多く含む水田床土。
- 第4層 色調RGB数値はR056-G051-B057を示す。暗灰色土、旧水田の耕作土。
- 第5層 色調RGB数値はR034-G033-B049を示す。黒色土、礫混じりの黒色土。遺物包含層。



第4図 1・3トレンチ出土遺物 (1/3)

1 トレンチにおける遺構と遺物

1は、遺構は確認されなかったが、5層より刷毛調整の施された襷底部片が出土している。

3 トレンチにおける遺構と遺物

1トレンチと同じく遺構は確認されなかったが、5層より数点遺物が出土している。特に3の土師器は口縁部が内側に折り返されている。

4. まとめ

調査の結果、第1層が盛土層、第2層～4層が水田関連層となり、第5層が遺物包含層となった。よって事業地に遺跡が広がっていることは確実なので、建物の基礎構造が遺跡に対して影響を少なくするために、遺跡保護協定を結び、保護層の確保に努めるよう事業者に通達した。保護層を確保することで、本発掘調査の必要はなく工事立会いが妥当であると判断した。(吉野)

第21節 上才塚遺跡 第13地点 (No.477)

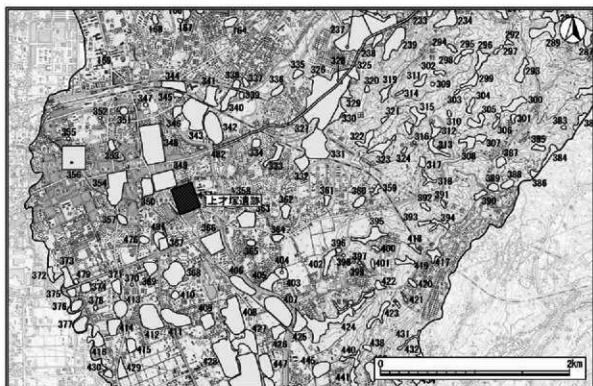
1. 調査の経緯と経過

この調査は、集合住宅建設事に伴う三島御殿跡第9地点の試掘・確認調査である。平成27年8月6日、株式会社六吹工務店より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道路範囲No.477上才塚遺跡と重複関係にあることを三島市道跡地図で示した。そして平成27年8月21日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月18日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により11月18日付、三教文第392・393号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は11月19日に開始、16箇所のトレンチを設置後、作業員延べ15名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働2日間で20日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は11月26日付、三教文第402・403号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年8月21日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、11月26日付、三教文第404号で進達し、同法に添付する副申を三教文第405号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年12月8日付、教文第1422号で工事立会いの通知（受理12月10日）があり、事業者により12月10日付、三教文第432号で送付し、工事立ち会いを平成28年10月3日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

上才塚遺跡は、大場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約300m、東西約250mの長方形の範囲が奈良時代の官衙跡として、三島市遺跡地図に登録されている。現在、その大部分には既存宅地が建ち並んでいる状態である。第13地点はJR三島駅の南東 (N-136.0°-E) 1.40km、標高約22.4mに位置し、事業地が遺跡範囲の北部と重複するため調査の対象となった。

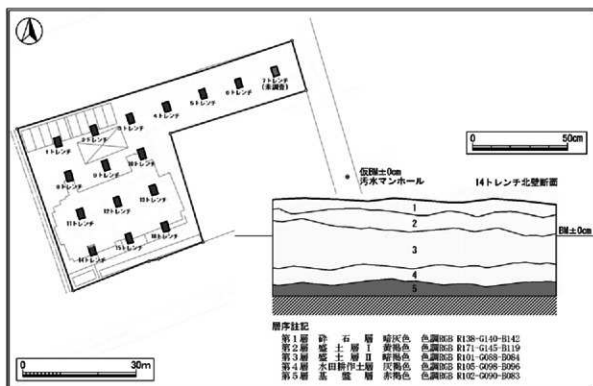
三島市の地勢は、市域東半に占める箱根山西麓、三嶋大社付近を中心とする三島市街地、南方に広がる田方平野の3つに大別できる。箱根山西麓の丘陵上には旧石器～縄文時代の遺跡が、三島市街地には主に古墳時代以降の遺跡が分布している。一方、本遺跡が所在する田方平野には弥生時代以降の遺跡が分布しており、大場川・御殿川・境川等の中小河川が流下する微高地上には集落遺跡が営まれている。

上才塚遺跡は近辺に存在しているNo349市ヶ原鹿寺、No348塔ノ森鹿寺などの遺跡との関連から、奈良・平安時代の官衙跡と推測される遺跡である。本遺跡ではこれまで12地点で調査が行われているが、本調査を実施したのはマンション建設に伴う第2・4地点のみである。第4地点は溝状遺構17条と土坑4基が出土し、なかでも長さ81m、上部の最大幅352cm、深さ77cmを測り南北方向に延びる13号溝は堀としての使用が想定されている。さらに破片資料であるがメノウ製の腰帯飾り石(無文巡方)が出土した。この巡方は奈良・平安時代の貴族や官人が用いた腰帯の装飾具であることから、平安時代官衙あるいはそれに関連する施設の存在を想起させるものとして注目を集めている。『上才塚遺跡第1地点(1992)』として報告。第2地点では掘立柱建物跡3基、柱穴列1基、溝状遺構21基が出土し、一般集落とは異なる公的機関の施設であった可能性を示している『上才塚遺跡第2地点(1992)』。このほか第5～7地点で奈良・平安時代の遺物が出土するが、他の地点では、遺構・遺物は確認されなかった『三島市埋蔵文化財報告XIV(2009)』、『同補助事業版1号(2015)・2号(2017)』。(保科)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と14トレンチ北壁断面図 (1/1,000-1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0m)のトレンチを16箇所に配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.79%であった。調査は、作業員延べ15名の手掘りによる耕土と平面確認を繰り返し、表土下0.47mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。14トレンチ北壁で層序の確認を行い、5層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR138-G140-B142を示す。暗灰色砕石、駐車場表層の砕石層。
- 第2層 色調RGB数値はR171-G145-B119を示す。黄褐色土、ローム質土を主体とする盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR101-G088-B084を示す。暗褐色土、径1～3cmのロームブロックを少量含む。
- 第4層 色調RGB数値はR105-G098-B096を示す。暗灰色土、旧水田耕作土。
- 第5層 色調RGB数値はR102-G090-B083を示す。赤褐色砂、鉄分の沈着が顕著な基盤層となる砂層。

4. まとめ

調査の結果、掘り下げを行った15ヶ所全てのグリッドから遺構と遺物は出土しなかった。過去の上才塚遺跡の発掘調査では第4層と第5層の間に、奈良時代以降の遺物包含層となる砂礫混じりの暗褐色土が存在するが、本地点では確認できなかった。基盤層の直上が旧水田耕作土になっていることから、遺物包含層は水田耕作によって削平消滅したと考えられる。

以上のことから市段階の判断では事業地は遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と判断した。(注)

第22節 千枚原横穴群 第2地点 (No.129)

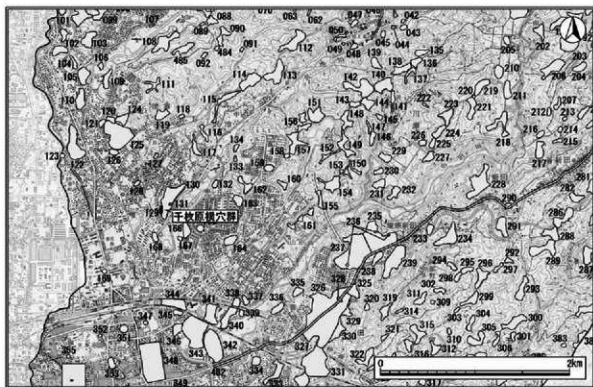
1. 調査の経緯と経過

この調査は、店舗併用住宅建設事に伴う千枚原横穴群第2地点の試掘・確認調査である。平成27年10月21日、株式会社平成建設より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道跡範囲No.129千枚原横穴群と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年10月22日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月21日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により11月21日付、三教文第399・400号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図る為の調査を実施する運びとなった。

現地調査は11月27日に開始、1箇所のトレンチを設置後、重機は使用せず、作業員3名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は11月29日付、三教文第412・413号により静岡県教育委員会と事業者により報告した。また平成27年10月22日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、11月29日付、三教文第414号で進達し、同法に添付する届申を三教文第415号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年12月16日付、教文第1464号で工事立会いの通知（受理12月22日）があり、事業者により12月22日付、三教文第446号で送付し、工事立ち会いを平成28年4月2日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

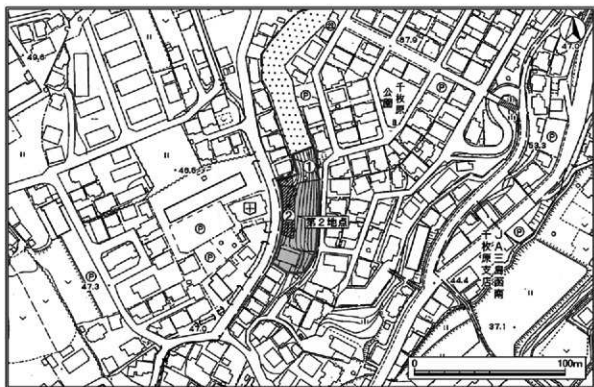
千枚原横穴群は、箱根山西麓から延びる丘陵末端、沢地川に開析された標高60～70mに位置し、南北約80m、東西約22mの範囲が古墳時代の横穴墓として三島遺跡地図に登録されている。本遺跡の所在する箱根山西麓の丘陵地帯には旧石器～縄文時代にかけての遺跡が濃密に分布している。第2地点はJR三島駅の北東(N-33.0°-E) 1.42km、標高は約50.0mに位置し、遺跡は事業地が遺跡範囲の西部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡でこれまでに調査が行われたのは第1地点のみである。かつて東側の崖面には複数の横穴が開口していたが、現在では崩落土等に埋もれて確認することができず、静岡県教育委員会が行った第1地点での調査では遺構や遺物は検出されていない『静岡県文化財年報(2015)』。周辺にはNa128寺門横穴群、Na168山神堂遺跡、Na166カンカン穴横穴群があり、その4横穴墓群で約1km四方の分布域を有する大場川左岸横穴群を形成している。なかでも、カンカン穴横穴群では7世紀後半から8世紀初頭までの横穴墓が2基確認され、第1号横穴墓からは須恵器36点、土器器44点は出土した。出土した土器の中には畿内系の皿があることから律令期における中央政府の地方支配を考察する上で重要な資料になると考えられる『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅷ(2003)』。(保科)

3. 調査の概要

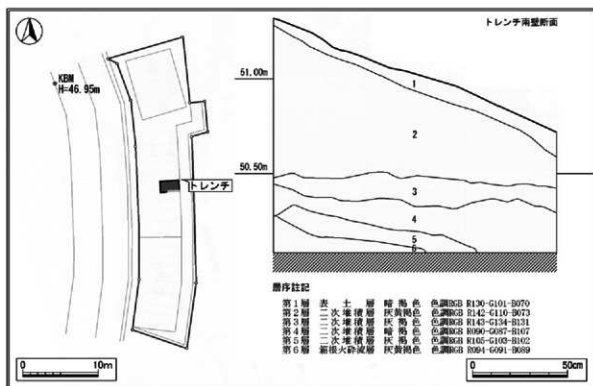
トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×5.0m(8.0㎡)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.36%であった。調査は、作業員3名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.20mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認はトレンチ南壁西端で行い、6層に分層した。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ南壁断面図 (1/5.00・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR130-G101-B070を示す。暗褐色土、腐植土を主体とする表土層。
 第2層 色調RGB数値はR142-G110-B073を示す。灰黄褐色土、山体崩落による二次堆積土。
 第3層 色調RGB数値はR143-G134-B131を示す。灰褐色土、山体崩落による二次堆積土。
 第4層 色調RGB数値はR090-G087-B107を示す。暗褐色土、山体崩落による二次堆積土。
 第5層 色調RGB数値はR105-G103-B102を示す。灰褐色土、三島パミスを含む暗褐色土。
 第6層 色調RGB数値はR094-G091-B089を示す。灰黄褐色土、箱根火砕流に相当する山体基盤層。

4. まとめ

千枚原横穴群は、かつて崖面に複数の横穴が開いていたことで広く知られているが、これまでに本格的な調査が行われたことはなく、現在では崩落土と繁茂する樹木や雑草に覆われて確認することすら困難である。また第二次世界大戦後の一時期、浮浪者が横穴を拡張改変して住みついていたとの情報もある。これを裏付けるかのように平成26年に急傾斜地崩壊対策工事中に発見された横穴は、調査を行った静岡県教育委員会が「平面形がU字状で開口部を二か所所有する防空壕状の工作物」と結論付けている。

今回の調査地点は西側の市道より約3m高くなった平坦面で、かつて開口していた横穴はこの平坦面から更に垂直に近い角度で立ち上がる東側の崖面の上部に位置している。調査は横穴墓の前庭部あるいは墓道を確認することを目的として平坦部にトレンチを設定したが、遺跡の存在を明らかにすることはできなかった。また第2層～第4層は二次堆積土で、とりわけ空隙が多く粗い堆積の第2層は、箱根火砕流によって形成された山体基盤層が崖面上部から急速に崩壊していることを物語っている。

以上のことから市段階の判断では事業地は遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形変化による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第23節 谷田前田遺跡 第6地点 (No.358)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、店舗建設事に伴う谷田前田遺跡第6地点の試掘・確認調査である。平成27年8月4日、株式会社おおぼより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.358谷田前田遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年10月23日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（11月29日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により11月29日付、三教文第416・417号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は12月1日に開始、13箇所のトレンチを設営後、バックホー（02）で盛土層を除去した後に作業員15名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働2日間で2日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は12月4日付、三教文第425・426号で静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年10月27日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていた為、平成27年12月4日付、三教文第427号で進達し、同法に添付する副申を三教文第428号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成27年12月16日付、教文第1465号で工事立会いの通知（受理12月22日）があり、事業者に12月22日付、三教文第447号で送付し、工事立ち会いを平成28年5月6日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

谷田前田遺跡は箱根山西麓の丘陵末端部の大場川左岸の微高地上に位置し、南北約130m、東西約220mのほぼ楕円形の範囲が縄文～古墳時代・近世の遺跡集落跡として三島遺跡地図に登録されている。第6地点は三島駅の南東 (N-122.0°E) 1.91km、標高は約20.0mに位置し、事業地が遺跡範囲のほぼ中央と重複するため調査の対象となった。

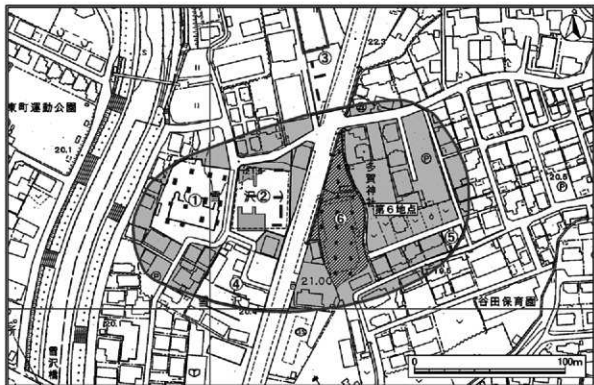
本遺跡は平野部と山間部の接線にあたり、沖積層とローム層を同時に確認できる数少ない地域にある。この地域は三島市街地を北から南に流下する大場川に箱根山西麓を源とする山田川が合流し、水利用面で耕作などに適した地域であったため、古くから農地として利用されている。しかし、国道1号が通っていることもあり、近年、開発件数が増加し、調査回数も増えてきている。

本遺跡ではこれまで5地点で調査を行っている。本調査に至った第2地点では古墳時代の住居跡が検出されたが、住居内覆土が削平されているのが確認できた。遺物は、縄文時代から江戸時代まで連続と続く状況が認められた『谷田前遺跡第2地点 (1998)』。このほか、第3地点では古墳時代の住居跡が検出しているが、他の地点では遺構・遺物は検出されていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XII (2007)・XIII (2008)』『同補助事業版第2号 (2015)』。(保科)

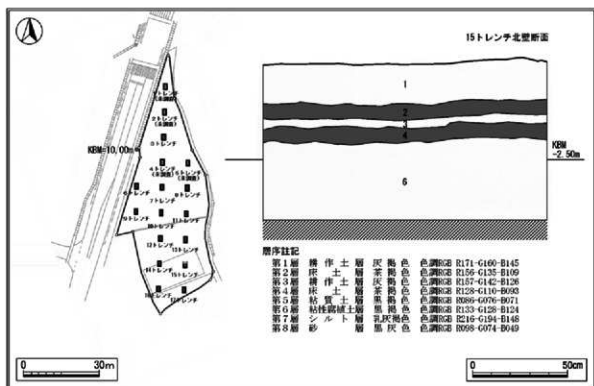
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3圖)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×3.5m (5.6㎡) のトレンチを13か箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.54%であった。調査は、作業員15名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下1.20mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。調査全体で土層の堆積は8層に分層できたが、土層観察を行った15トレンチ北壁では5層しか確認できなかった。



第2圖 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と15トレンチ北壁断面図 (1/1,500-1/40)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR171-G160-B145を示す。灰褐色土、耕作土。
- 第2層 色調RGB数値はR156-G135-B109を示す。茶褐色土、耕作土上土。
- 第3層 色調RGB数値はR157-G142-B126を示す。灰褐色土、耕作土。
- 第4層 色調RGB数値はR128-G110-B093を示す。茶褐色土、耕作土上土。
- 第5層 色調RGB数値はR086-G076-B071を示す。黒褐色土、鉄分の沈着が顕著な粘質土。
- 第6層 色調RGB数値はR133-G128-B124を示す。黒褐色土、白色粒子と鉄分を少量含む粘質の腐植土。
- 第7層 色調RGB数値はR216-G194-B148を示す。乳灰褐色シルト、河川堆積層と推定され粘性が強い。
- 第8層 色調RGB数値はR098-G074-B049を示す。黒灰色砂礫層。

4. まとめ

今回の試掘確認調査では対象となる2,051.15mに17か所のトレンチ設定を計画したが、様々な制約があり実際に調査を行ったのは13か所になった。対象地の地形は11トレンチ以北の駐車場（埋立地）と12トレンチ以南の耕作地に大きく二分できる。耕作地の土層は全体では8層に分層できたが、トレンチによっては層位の欠落が見られ一様ではない。土層観察の結果、第7層と第8層は河川氾濫による堆積層、第6層は未分解の腐植土、第5層は植物根に由来する鉄分の沈着が顕著なため、一定期間後背湿地であったことが推定できる。また第3層と第4層は水田耕作、第1層と第2層は畑作への転換後の耕作土に相当する。

この結果、事業地の全域が遺跡範囲中の空白域（湿地帯）、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(注)

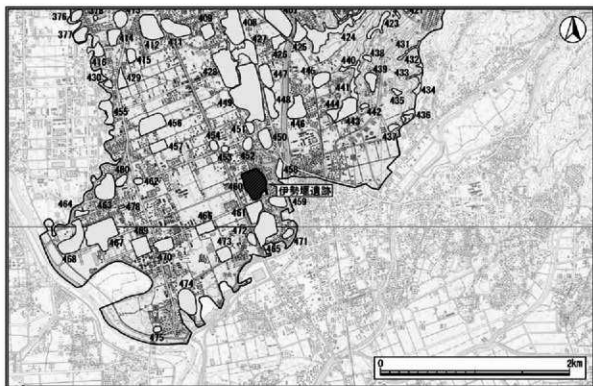
第24節 伊勢堰遺跡 第16地点 (No.460)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、個人住宅建設工事に伴う伊勢堰遺跡第16地点の確認調査である。平成27年12月16日、株式会社プライムホームより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.460伊勢堰遺跡と重複することを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年12月17日付で調査依頼書と土地所有者承諾書(事業主)が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定(平成28年1月5日決裁)した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者にて平成28年1月5日付、三教文第454・455号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図るための調査を実施することとなった。

現地調査は1月7日に開始、3箇所のトレンチを設置後、バックホー(01)で盛土層を除去した後に作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を1月9日付、三教文第463号・464号で送付し、埋蔵文化財発掘の届出書を1月16日、三教文473号で同封進達した。正式な終了報告は1月16日付、三教文第471・472号により静岡県教育委員会と事業者にて報告した。同日、法第93条第1項の添付する副申を三教文第474号で同封送付した。事業地は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、平成28年2月5日決済2月5日締結の遺跡保護に関わる協定関係を事業者との間で締結した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年1月22日付、教文第1619号で工事立会いの通知(受理1月26日)があり、事業者にて送付(1月26日付、三教文第494号)し、工



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

事立ち会いを2月26日に行った。埋蔵文化財の認定は、2月1日付、静三計第7号で通知（県認定通知1月22日付、三教文第1618号写し）があった。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

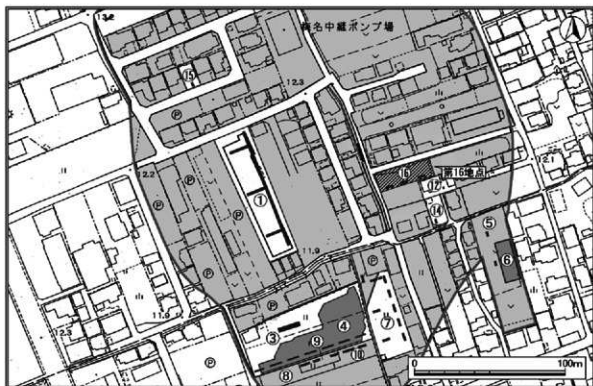
伊勢堰遺跡は御殿川右岸の微高地に位置する遺跡で、南北約330m、東西約250mの範囲が古墳時代～近世の遺物散布地として三島遺跡地図に登録されている。この地域にはNo.460伊勢堰遺跡・No.461箱根田遺跡・No.465堀込遺跡と連続して存在する。第16地点はJR三島駅の南南東（N-155.5°-E）4.34km、標高約12.0mを測り、事業地が遺跡範囲の中央部やや東寄りと重複するため調査の対象となった。

本遺跡はこれまで15地点で調査が行われており、遺構・遺物が確認されたのは第3～10地点である。第3・4・7～10地点での調査では、当遺跡の南に位置する箱根田遺跡でも確認されている奈良～平安時代の流路跡が発見された『伊勢堰遺跡第3・4地点（2010）』『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XVII（2013）・XIV（2014）』。第5・6地点では奈良時代集落跡の一樣相が確認でき、計画的な規則性を有した配置状況が認められた。『伊勢堰遺跡第5・6地点（2010）』。（保科）

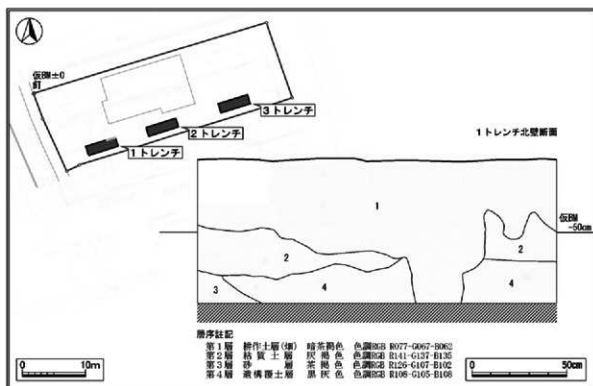
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序（第3図）

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m（4.0㎡）のトレンチを3箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約5.12％であった。調査は、作業員5名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、遺構と遺物の検出に努めた。層序の確認は1トレンチの北壁断面を利用して行い、4層に分層した。以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。（吉野）



第2図 調査地点の位置（1/2,500）



第3図 トレンチ配置と1トレンチ北壁断面図 (1/600・1/20)

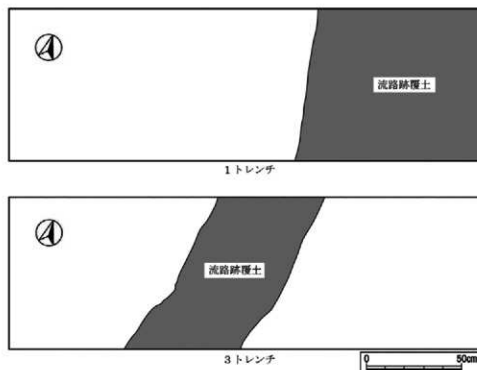
三島市教育委員会

第1層 色調RGB数値はR077-G067-B062を示す。暗茶褐色土、畑作耕作土。

第2層 色調RGB数値はR141-G137-B135を示す。灰褐色土、粘質が強い。

第3層 色調RGB数値はR126-G107-B102を示す。茶褐色砂、基盤層となる砂層。

第4層 色調RGB数値はR108-G105-B108を示す。黒灰色土、遺構覆土。



第4図 1・3トレンチ遺構配置図 (1/20)



第5図 1・3トレンチ出土遺物 (1/3)

1 トレンチにおける遺構・遺物 (第4図：遺構 第5図1：遺物)

本トレンチの東側より溝のプランを呈している遺構が検出した。層序確認を行うために北壁際の覆土を掘削した。完掘を行っていないため、溝底面は確認できていないが遺物が出土している。1は、須恵器の焼口縁部片である。外面が錆びついており、胎土がかなり密である。他の遺物は、微細なため図示しなかった。

2 トレンチにおける遺構・遺物

本トレンチでは、遺構または遺物が出土していない。

3 トレンチにおける遺構・遺物 (第4図：遺構 第5図1・2：遺物)

本トレンチの東側より溝のプランを呈している遺構が検出した。層序を確認するために、遺構覆土を掘りだけを行ったが、完掘はしていない。そのため、時期決定ができるような遺物は発見できていない。しかし、遺構覆土以外から遺物は複数出土している。1は、椀底部で残存率が1/4程度である。底部からの立ち上がりがかかなり肥厚であり胎土はかなり粗く、硬質である。(吉野)

4. まとめ

調査の結果、第1層は耕作土層、第2層は灰褐色粘質土、第3層は基盤層、第4層は遺構覆土となりました。断面図から本地点も三島市内南域に広がる遺跡に共通するように、砂を固めたような粘性の弱い基盤層を掘り込んで遺跡が形成されている。1 トレンチで検出した溝状遺構はNo.461箱根田遺跡第3地点・伊勢堰遺跡第3・4地点で検出した溝状遺構の延長として考えられる可能性がある。今後の調査によって、当時、人々がどのように生活していたのかを復元できるような資料に巡り会えることを期待している。

以上のことから、事業地全体に遺跡が広がっている可能性が大きいと判断される。よって事業を行う際は、建物の基礎構造が遺跡に対して影響を少なくするために遺跡保護協定を結び、保護層の確保に努めるよう事業者に通達した。保護層を確保することで、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当であると判断した。

(吉野)

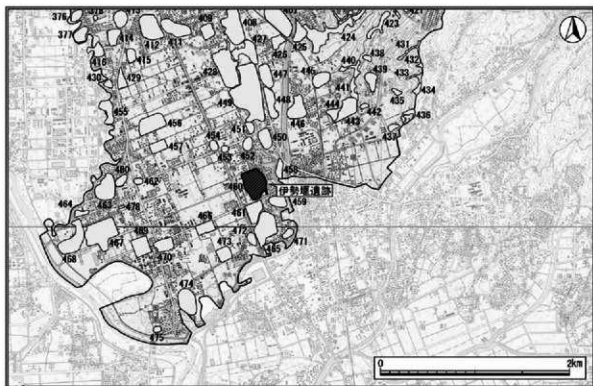
第25節 伊勢堰遺跡 第17地点 (No.460)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、集合住宅建設事に伴う伊勢堰遺跡第17地点の試掘・確認調査である。平成27年11月17日、大東建託株式会社より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道跡範囲No.460伊勢堰遺跡と重複関係にあることを三島市道跡地図で示した。そして平成27年12月22日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成28年1月13日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者にて平成28年1月13日付、三教文第465・466号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は1月14日に開始、2箇所のトレンチを設営後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員4名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日に完了した。調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を1月16日付、三教文第475号・476号で送付し、埋蔵文化財発掘の届出書を1月19日、三教文第481号で同封進達した。正式な終了報告は1月19日付、三教文第479・480号により静岡県教育委員会と事業者にて報告した。同日、法第93条第1項の添付する届申を三教文第482号で同封送付した。事業地は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、平成28年1月28日決済1月28日締結の遺跡保護に関わる協定関係を事業者との間で締結した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年1月27日付、教文第



第1図 遺跡の位置と周辺の道跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

1643号で工事立会いの通知（受理1月28日）があり、事業者に送付（1月28日付、三教文第498号）し、工事立ち会いを4月8日に行った。埋蔵文化財の認定は、2月8日付、静三計第8号で通知（県認定通知1月26日付、三教文第1636号写し）があった。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）

2. 遺跡の立地と周辺の調査例（第1・2図）

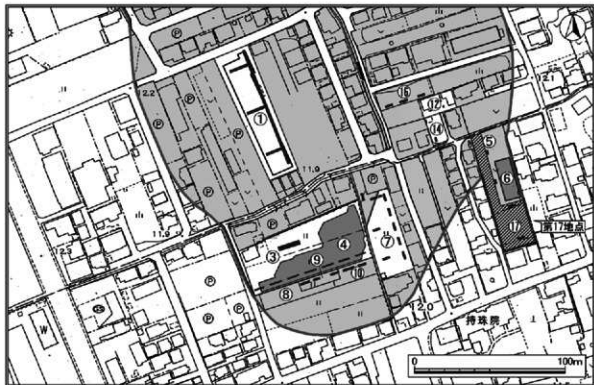
伊勢堰遺跡の御殿川右岸の微高地に位置し、南北約330m、東西約250mの範囲が古墳時代～近世の遺物散布地として三島遺跡地図に登録されている。第17地点はJR三島駅の南南東（N-155.0°-E）4.43km、標高は約12.0mを測り、事業地が遺跡範囲の南東部やや東寄りと重複するため調査の対象となった。

本遺跡ではこれまで16地点で調査が行われ、遺構・遺物の検出が確認されたのは第3～10地点である。第3・4・7～10・16地点での調査では、当遺跡の南に位置するNo.461箱根田遺跡で確認されている奈良～平安時代の流路跡が発見された『伊勢堰遺跡第3・4地点（2010）』『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XⅦ（2013）・XⅣ（2014）』。また、第5・6地点では奈良時代集落跡の様相が確認でき、計画的な規則性を有した配置状況が認められた。『伊勢堰遺跡第5・6地点（2010）』。（保科）

3. 調査の概要

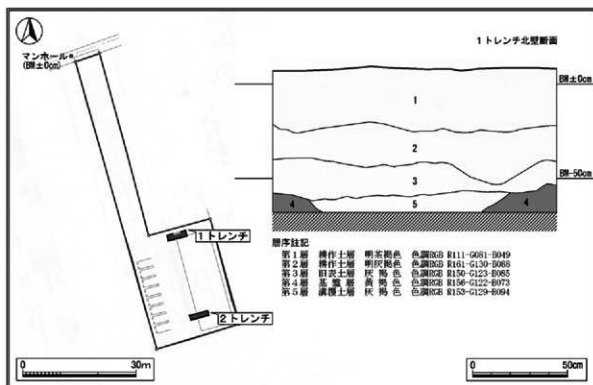
トレンチ配置と層序（第3図）

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×5.0m（8.0㎡）のトレンチを2箇所に配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.62％であった。調査は、作業員4名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返し、遺構と遺物の検出に努めた。層序の確認は1トレンチ北壁を利用して行い、5層に分層した。



第2図 調査地点の位置（1/2,500）

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ北壁断面図 (1/1,000・1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR111-G081-B049を示す。明茶褐色土、畑作耕作土。

第2層 色調RGB数値はR161-G130-B088を示す。明灰褐色土、粘質土。

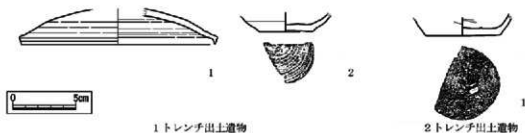
第3層 色調RGB数値はR150-G123-B085を示す。灰褐色土、少量の遺物を含む。

第4層 色調RGB数値はR156-G122-B073を示す。黄褐色土、粘質土。

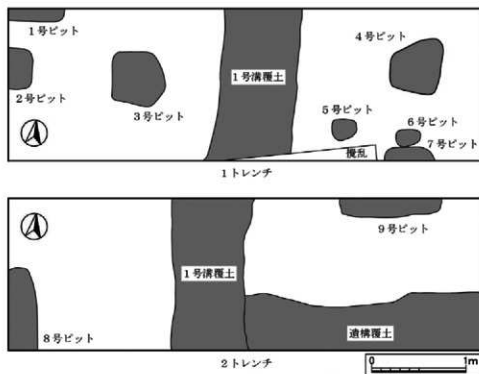
第5層 色調RGB数値はR153-G129-B094を示す。灰褐色土、遺構覆土。

1トレンチにおける遺構・遺物 (第5図:遺構 第4図1・2:遺物)

本トレンチでは、溝1条とピット7基が検出された。1トレンチでは、層序確認を行うために北壁際の覆土を掘削した。溝底面は確認できていないが遺物が少数出土している。ピットについては、プランカ四角プランを呈しているので、柱穴の可能性がある。遺物は、1は須恵器の蓋片である。口縁部が短く外反してお



第4図 1・2トレンチ出土遺物 (1/3)



第5図 1・2トレンチ遺構配置図 (1/40)

り、焼成前に意図的に十字に切った痕跡があることから窯印であると判断した。他は微細なため図示することができなかった。

2トレンチにおける遺構・遺物 (第5図: 遺構 第4図1: 遺物)

本トレンチでは、溝1条、ピット2基と不明遺構が検出されている。溝状遺構は、本調査トレンチの位置関係から(図3)1トレンチで検出した1号溝が南側に連続していると判断できる。

またピットは、覆土の掘削を行っていないため遺構の性格はつかめないが、1トレンチとは平面形態が異なることから遺構の性格が異なると判断できる。遺物は、土師器の坏が2点である。1は、ロクロ整形の痕跡が残る坏底部片である。2は、内側に焼成時に胎土目積みによって坏同士が密着しないようにした痕跡がある。(吉野)

4. まとめ

調査の結果、本地点では遺構・遺物が出土しているので遺跡が展開していると判断した。特に本地点と隣接する5・6地点において奈良・平安時代の住居跡・掘立柱建物・溝跡等に伴い土師器が出土していることから河の港、「津」の機能を有する施設が存在する遺跡として復元できると考えられる。本地点において検出した1号溝跡は5・6地点でも検出されており、集落を区画する溝であると考えられている。以上のことから、遺跡が展開することは確実であり、事業を行う際には遺跡を保護するように通達し、工事立会いを行うのが妥当であると判断した。(吉野)

第26節 中ノ坪遺跡 第11地点 (No.467)

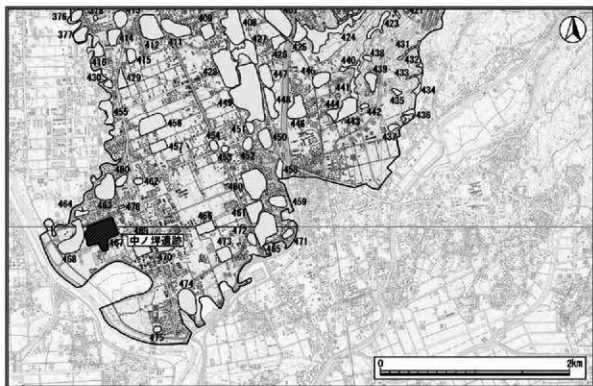
1. 調査の経緯と経過

この調査は、農業用倉庫建設工事に伴う中ノ坪遺跡第11地点の試掘調査である。平成28年1月14日、有限会社伊東建築設計事務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.467中ノ坪遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして同年1月14日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（1月21日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により1月21日付、三教文第484・485号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は1月26日に開始、1箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後に作業員2名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は1月26日付、三教文第490・491号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年1月14日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、1月26日付、三教文第492号で進達し、同法に添付する副申を三教文第493号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年2月3日付、教文第1667号で工事立ち会いの通知（受理2月4日）があり、事業者により2月4日付、三教文第509号で送付し、工事立ち会いを平成28年2月17日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2圖)

中ノ坪遺跡は、狩野川と境川の合流点東側の後背湿地に位置する遺跡で、南北約340m、東西約360mの範囲が弥生時代～中世の遺物の散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第11地点はJR三島駅の南(N-177, 0°E) 4.30km、標高約10.5mに位置し、事業地が遺跡範囲の北東部と重複するため調査の対象となった。本遺跡周辺は狩野川の洪水による被害を度々受ける反面、洪水によってもたらされるシルトや粘土によって土壌の更新が行われ、耕作地としては安定的な生産地域として継続してきたことが知られている。また、本遺跡北方約500mの境川流域の微高地上には、その成立が古くまで遡れる長伏集落がある。

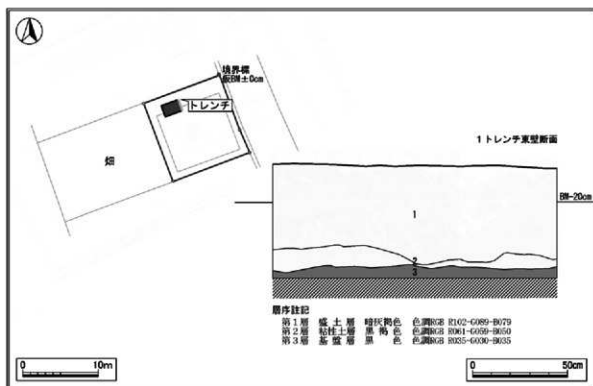
本遺跡はこれまで10地点で調査が行われ、第1地点では奈良・平安時代の遺物が少数出土した。さらに、第2地点では古墳・平安時代の遺物が混在して検出され、同一の遺構確認面に複数の時代遺跡が展開する可能性が残された。しかし、遺物包含層の確認はできるものの住居跡等の遺構が全く検出できない遺跡であり、遺跡の全体像は掴めていない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告Ⅲ (1994)・Ⅺ (2007)』。第3～7地点では、遺構は検出しなかったが、弥生時代～中世までの遺物が発見されていることから隣接するNo468長伏六反田遺跡からの流入であると判断した『三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅤ (2010)』。その他、第8～10地点では遺構・遺物が検出されなかった『三島市埋蔵文化財発掘調査報告ⅩⅣ (2014)・ⅩⅩⅠ (2017)』『同補助事業版第1号 (2015)』。

周辺の遺跡調査例として、西側に展開するNo468長伏六反田遺跡で弥生時代の方形周溝墓群や土坑等、古墳時代の円形周溝墓、平安時代の住居跡、中世の居館跡と考えられる溝で囲まれた掘立柱建物群の検出事例がある『長伏六反田遺跡 (1999)』。特に、方形周溝墓や土坑から出土した土器は東駿河地域の第三-3様式として弥生土器編年の基準になっている『弥生土器の様式と編年 東海編 (2002)』。さらに、北側に展開するNo476奈良橋向遺跡とNo481西大久保遺跡で、竪穴住居跡と河川跡を利用した杭打畦畔の水田跡の検出事例がある『西大久保・奈良橋向遺跡 (1996)』。(保科)



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置とトレンチ東壁断面図 (1/500・1/20)

三島市教育委員会

3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用を行い、事業地内に1.6m×2.5m (4.0m)のトレンチを1箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約3.38%であった。調査は、作業員2名の手掘りによる掘土と平面確認を繰り返し、遺構・遺物の検出に努めた。トレンチ東壁断面で層序の確認を行い、3層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR102-G089-B079を示す。暗灰褐色土、駐車場の盛土層。

第2層 色調RGB数値はR061-G059-B050を示す。黒褐色土、柔らかく鉄分を少量含む粘性土。

第3層 色調RGB数値はR035-G030-B035を示す。黒色砂、基盤層となる硬砂層。

4. まとめ

中ノ坪遺跡ではこれまでに10地点で確認調査が行われ、弥生時代～中世にかけての土器が水田耕作土及びその下層の黒色土から出土することが知られているが、未だ遺構の確認には至っていない。周辺は水田地帯であるにもかかわらず、調査地点には水田耕作土あるいは水田床土に相当する土層が存在しなかったため聞き取り調査を行ったところ、かつて駐車場の盛り土をするのに先立って耕作土のすき取りと搬出を行ったことが判明した。わずかに残る第2層の黒褐色土が遺物包含層に相当すると考えられるが遺物は出土せず、基盤層となる第3層上面でも遺構を確認することはできなかった。

この結果、事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。(注)

第27節 反り田遺跡 第2地点 (No.374)

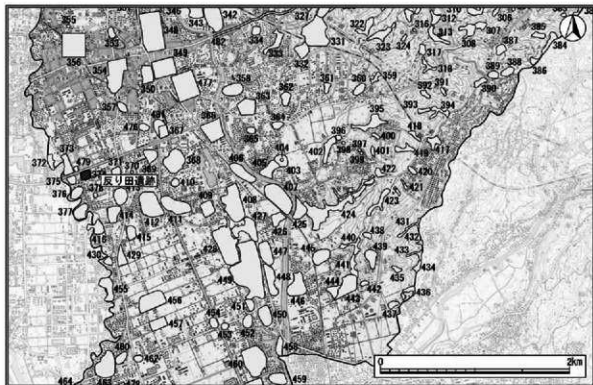
1. 調査の経緯と経過

この調査は、店舗建設工事に伴う反り田遺跡第2地点の試掘・確認調査である。平成27年8月4日、株式会社あおばより埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.374反り田遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年12月3日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成28年1月28日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により1月28日付、三教文第499・500号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は2月2日に開始、7箇所のトレンチを設置後、バックホー（02）で盛土層を除去した後に作業員5名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出に努め、実働1日間で同日に完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は2月10日付、三教文第522・523号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成27年12月3日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成28年2月10日付、三教文第524号で進達し、同法に添付する届申を三教文第525号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年2月22日付、教文第1756号で工事立会いの通知（受理2月23日）があり、事業者により2月23日付、三教文第548号で送付し、工事立ち会いを5月6日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

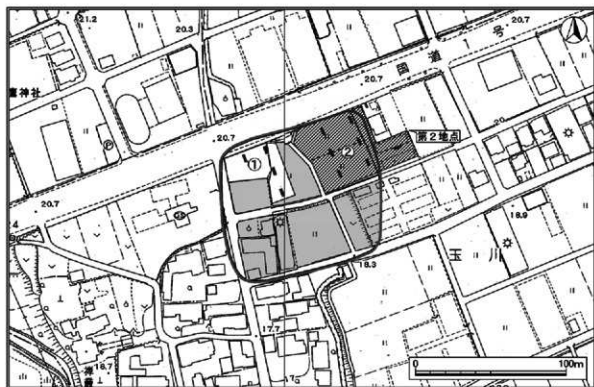
反り田遺跡は、境川左岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約98m、東西約103mの四角形の範囲が集落跡として三島地遺跡地図に登録され、古墳(後)・古代・近世の遺物が出土することで知られている。遺跡の西側を流れる境川は、その名称の通り古代、伊豆国と駿河国の国境となった川であり、今でもこの川を境に古代条里制の区画方位が異なることが地図上から読み取れる。第2地点はJR三島駅の南(N-0.0°-E)1.91km、標高約18.3mに位置し、事業地が遺跡範囲の北西部と重複するため調査の対象となった。

これまで本遺跡で調査が行われたのは第1地点のみであり、その際遺構・遺物の検出は認められていない。周辺の代表的な遺跡として、奈良・平安時代の耕作地跡、掘立柱建物跡や住居跡が検出しているNo.373宮ノ前B遺跡が挙げられる。この遺跡で発見された掘立柱建物跡は出土遺物が非常に少ないことから居住空間とは考えにくく、河川に近接するという立地条件を考慮すると水運や河川交通に関わる倉庫群の可能性が挙げられる『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV(2009)』。このほかに遺跡が所在する境川流域には、弥生時代中期～古墳時代後期の溝状遺構2条が検出されているNo.455平田前田遺跡や古墳～平安時代の溝状遺構が検出したNo.479玉川塚田遺跡、「安長勾束継申」と多文字墨書された坏が平安時代住居跡から検出したNo.480桶田遺跡などが存在する『平田前田遺跡(1998)』『玉川塚田遺跡(1992)』『三島市埋蔵文化財発掘調査報告II(1993)』。(保科)

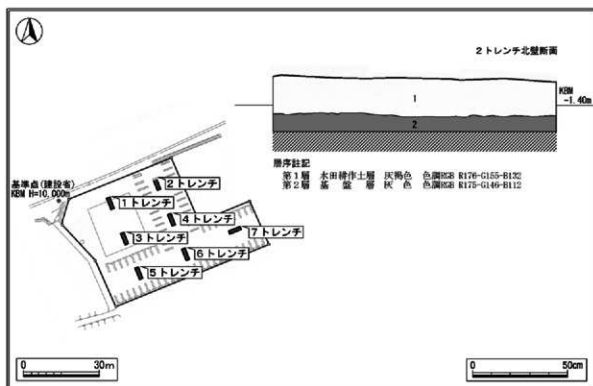
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序(第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを7箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.20%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.30mまで掘り下げを行い、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は2ト



第2図 調査地点の位置(1/2,500)



第3図 トレンチ配置と2トレンチ北壁断面図 (1/1,500-1/20)

三島市教育委員会

ンチの北壁断面で行い、2層に分層した。

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

第1層 色調RGB数値はR176-G155-B132を示す。灰褐色土、現代の水田耕作土。

第2層 色調RGB数値はR175-G146-B112を示す。灰色砂礫、本地域の基盤層となる砂礫層。

4. まとめ

反り田遺跡周辺は三島市南部を形成する水田地帯であったが、近年国道1号沿いを中心に急速に開発が進んできている。こうした開発に伴う近年の調査では、国道1号を挟んで北西に隣接するNo.479玉川塚田遺跡で、田方条里を区画する溝と目される幅70～110cmの直交する溝5本等が確認され、さらに西側のNo.373宮ノ前B遺跡第1地点で包含層から複数の塚が出土したほかに住居跡の一部を確認している。こうした結果をもとに、往時の当該地域には境川流域の微高地に集落営まれ、その背後に耕作地が広がり、それに伴う小屋あるいは倉庫が散在している風景を想像できる。こうしたことを念頭に田方条里を区画する遺構の確認を目的に試掘確認調査を実施した。

調査の結果、遺構と遺物は出土せず、水田耕作土の直下がこの地域の基盤層となる灰色砂礫層になり、遺物包含層となる黒色粘質土が存在しないかあるいは水田耕作によって削平消滅していることが判明した。

以上のことから市段階の判断では事業地は遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく、工事立会いが妥当と判断した。(辻)

第28節 箱根田遺跡 第8地点 (No.461)

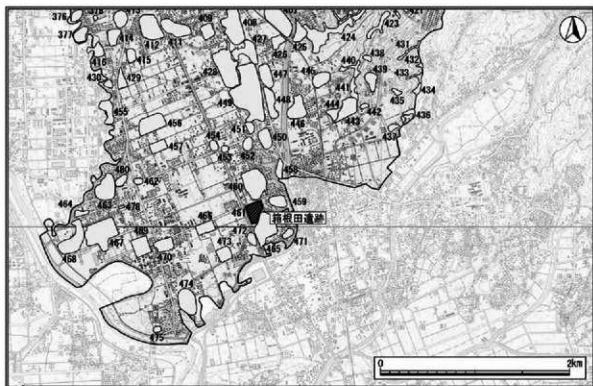
1. 調査の経緯と経過

この調査は、集合住宅建設事に伴う箱根田遺跡第8地点の試掘・確認調査である。平成27年9月16日、株式会社鈴木工務所より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.461箱根田遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年1月13日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（2月5日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者により2月5日付、三教文第513・514号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は2月9日に開始、2箇所のトレンチを設営後、バックホー（02）で盛土層を除去した後に作業員4名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は2月12日付、三教文第526・527号により静岡県教育委員会と事業者へ報告した。また平成28年1月13日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、2月12日付、三教文第528号で進達し、同法に添付する副申を三教文第529号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年2月26日付、教文第1783号で工事立会いの通知（受理3月1日）があり、事業者により3月1日付、三教文第559号で送付し、工事立ち会いを5月10日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

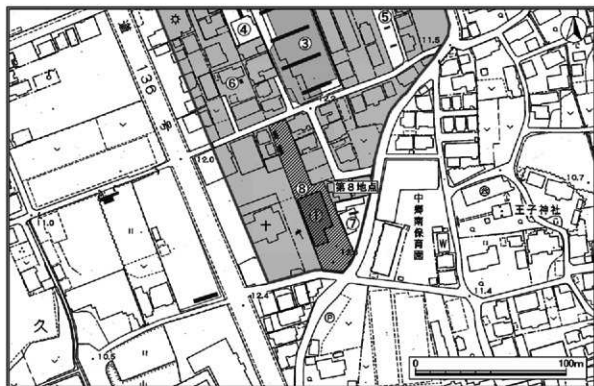
箱根田遺跡は大場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約220m、東西約190mの、奈良時代～平安時代の遺跡として三島遺跡地図に登録されている。この地域にはNo.460伊勢堰遺跡・No.461箱根田遺跡・No.465堀込遺跡と連続して存在する。第8地点は三島駅の南南東(N-158.0°-E) 4.61km、標高約12.1mに位置し、事業地が遺跡範囲の南東部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡ではこれまで7地点で調査が行われており、第1～3・6地点で遺構・遺物が検出されている。第1地点では古墳～平安時代までの溝が複数交差する状態で検出されている『安久杵形遺跡(1991)』。続く第2・3地点では人面黒書土器、人形といった祭祀具など多量の遺物が出土した河川跡や倉庫群と考えられる掘立柱建物跡等の遺構が検出された。この調査により、本遺跡は狩野川、大場川を利用した水運ネットワークの中間点に位置し、物資の集積、積み替えを行う中継地点として、川の港“津”の機能が想定できた。また、津に流入する他地域の物資の中に腐れた物、当地域に禍をもたらすものが含まれると考えた津の管理者達が、穢い祭祀の他に疫神の侵入防止や水神の祭祀など複数の祭祀を行っていたことが推察される『箱根田遺跡(2003)』。また、第6地点では平安時代の遺物と共に溝状遺構を検出し、生産遺跡が本地点周辺に展開するとして『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XIV(2011)』。(保科)

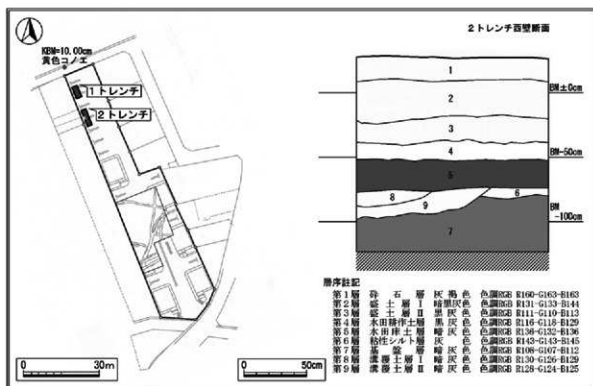
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序 (第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に2.0m×5.0m(10.0㎡)のトレンチを2箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約1.15%であった。調査は、作業員4名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、遺構・遺物の検出に努めた。層序の確認は2トレンチ西壁断面を利用して行い、9層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)



第3図 トレンチ配置と2トレンチ西壁断面図 (1/1,500-1/30)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR160-G163-B163を示す。暗灰色土、駐車場表層の砕石。
- 第2層 色調RGB数値はR131-G133-B144を示す。暗黒灰色土、硬く締まって粘性の強い盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR111-G110-B113を示す。黒灰色土、やや柔らかに粘性の強い腐植土質の盛土層。
- 第4層 色調RGB数値はR116-G118-B129を示す。黒灰色土、柔らかに粘性の強い水田耕作土。
- 第5層 色調RGB数値はR136-G132-B136を示す。暗灰色土、鉄分の沈着が顕著に見られる水田床土。
- 第6層 色調RGB数値はR143-G143-B145を示す。灰色粘性シルト、本層上面が遺構確認面となる。
- 第7層 色調RGB数値はR108-G107-B112を示す。暗灰色砂、粘性土と細砂の互層からなる基盤層。
- 第8層 色調RGB数値はR130-G126-B129を示す。暗灰色土、粘性土。人工河川の覆土。
- 第9層 色調RGB数値はR128-G124-B125を示す。暗灰色土、粘性土。人工河川の覆土。

4. まとめ

箱根田遺跡第8地点は、平成2年に安久杵形遺跡として発掘調査を実施した第1地点と、河川跡と祭祀遺構が出土した第3地点調査の中間に位置している。この河川跡の延長部を確認することを主な目的としてトレンチ調査を行った。その結果、第6層の灰色シルト層を掘り込む河川跡の存在を確認し、その連続性が明らかになったが、遺物は出土しなかった。

以上のことから事業地の全域に遺跡が存在していることが明らかになった。当事業は遺跡保護層の設定できる調査例であったため、遺跡保護に関わる協定事業者との間で締結した。(辻)

第29節 市ヶ原廃寺 第5地点 (No.349)

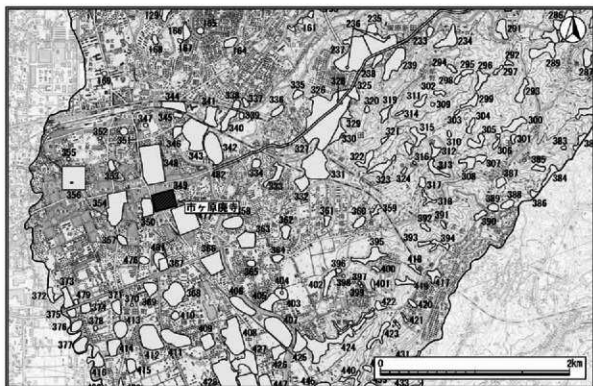
1. 調査の経緯と経過

この調査は、集合住宅建設工事に伴う市ヶ原廃寺第5地点の試掘調査である。平成27年5月21日、株式会社平成建設より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知遺跡範囲No.349市ヶ原廃寺と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成27年11月25日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（平成28年2月19日決議）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者にて2月19日付、三教文第541・542号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時代時期の確定を図るための調査を実施する運びとなった。

現地調査は2月23日に開始、4箇所のトレンチを設営後、バックホー（02）で盛土層を除去した後に作業員5名で遺構・遺物の検出につとめ、実働1日間で同日完了した。調査結果は口答で直ちに連絡し、正式な終了報告は2月24日付、三教文第553・554号により静岡県教育委員会と事業者にて報告した。また平成27年11月25日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたため、平成28年2月24日付、三教文第555号で進達し、同法に添付する副申を三教文第556号で同封送した。

静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年3月1日付、教文第1797号で工事立会いの通知（受理3月3日）があり、事業者にて3月2日付、三教文第561号で送付し、工事立ち会いを4月5日に行った。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号（2017）』で報告している。（吉野）



第1図 遺跡の位置と周辺の道路 (1/40,000)

三島市教育委員会

2. 遺跡の立地と周辺の調査例 (第1・2図)

市ヶ原廃寺は大場川右岸の微高地上に位置する遺跡で、南北約190m、東西約250mの四角形の範囲が奈良時代から近世の社寺跡として三島遺跡地図に登録されている。第5地点はJR三島駅の南南東(N-147.0°-E)1.08km、標高約24.7m位置し、事業地が遺跡範囲の北西部と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は白鳳期に在り地豪族層に建立された寺と考えられ、これまで4地点で調査が行われている。第1地点では3本のトレンチ内から基壇及び礎石、古瓦が検出された。また、この時の報告に三島市指定文化財(考古資料)である市ヶ原廃寺塔心礎についての記載がある。この塔心礎は現在、祐泉寺門前に据えられているが、元は現在の下田街道沿いにある郵便局前の道路上にあり、街道拡幅工事の際に祐泉寺境内に移されたとある。第1地点の調査結果及び塔心礎の存在により、以降、同地に東西に塔を有する薬師寺式伽藍配置の二町四方に及ぶ規模の古代寺院があったと想定される『三島市誌上巻(1958)』。しかし、第2地点では礎石状遺構や土坑が布目瓦とともに検出されたが、古代寺院に伴う遺構は確認できなかった『三島代官所・市ヶ原廃寺関連遺跡1(1995)』。そして、第3・4地点でも遺構・遺物は確認できず、調査で確認された塔心礎が西側のみであり、東塔心礎の存在が不確実であることから、近年は金堂の西側に塔を配する法隆寺式伽藍配置の可能性が指摘されている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告I(1992)・XX(2015)』。(保科)

3. 調査の概要

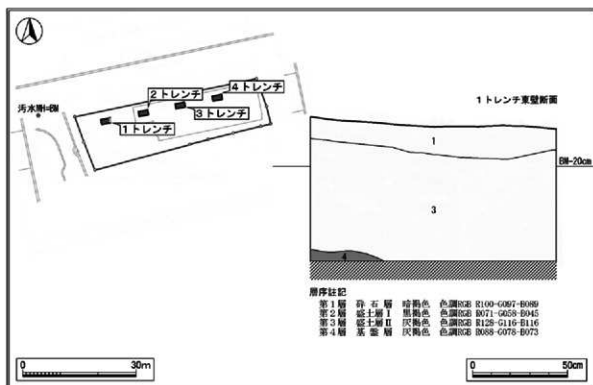
トレンチ配置と層序(第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを10m間隔に4箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.44%であった。調査は、作業員5名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、遺構と遺物の検出に努めた。層序の確認は1トレンチ東壁断面を利用して行い、大きく4層に分層した。



第2図 調査地点の位置 (1/2,500)

三島市教育委員会



第3図 トレンチ配置と1トレンチ東壁断面図 (1/1,000-1/20)

三島市教育委員会

以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)

- 第1層 色調RGB数値はR100-G097-B089を示す。暗灰色土、建物解体時に搬入した暗灰色の砕石層。
- 第2層 色調RGB数値はR071-G058-B045を示す。黒褐色土、15cm以下の瓦片や礫を含む盛土層。
- 第3層 色調RGB数値はR128-G116-B116を示す。灰褐色土、10cm以下のコンクリート片を含む盛土層。
- 第4層 色調RGB数値はR088-G078-B073を示す。灰褐色砂礫、基盤層となる灰褐色の砂礫層。

4. まとめ

市ヶ原廃寺は承和3（836）年に国分尼寺が焼失した後に、代用国分尼寺として使用された定額寺と推定される寺院である。これまでに4回の発掘調査が行われているが、寺院跡を確認できたのは昭和28年に行われた第1地点のみである。この調査は三島市誌編纂委員会の調査事業として行ったもので、トレンチ調査によって出土した現位置を保っていると考えられる礎石3個と、礎石を据えるための掘り込み痕5箇所から7間×4間の金堂を推定し、更に古老の記憶によって祐泉寺境内に移設保存されている塔心礎及びその他の礎石2個の大まかな旧位置を明らかにしている。この調査結果をもとに三島市誌では東西に塔を配する業師寺式伽藍配置と結論付けているが、東塔心礎の存在が不確定であることから、近年では東に金堂、西に塔を配する法隆寺式伽藍配置の可能性が指摘されている。

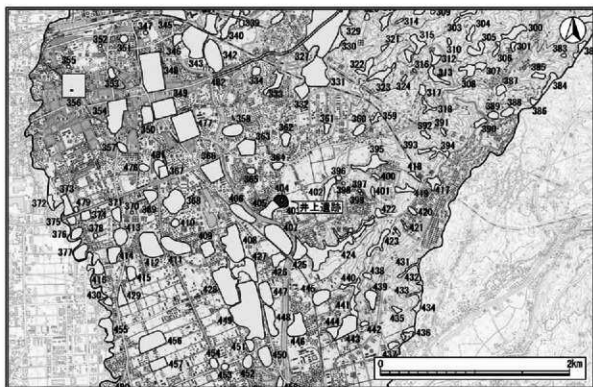
今回第5地点の調査では、旧建物の基礎工事による擾乱が基盤層まで及んでいて、遺構と遺物は全く確認できなかった。この結果、市段階では事業地の全域が遺跡範囲中の空白域、あるいは後世の地形改変による遺跡の消滅地と理解したので、本発掘調査の必要性はなく工事立会いが妥当と判断した。狭い範囲の調査では寺院跡を確認することは困難であり、集合住宅等ある程度まとまった面積の開発に伴う調査で市ヶ原廃寺の実態が解明されることを期待したい。(辻)

第30節 井上遺跡 第6地点 (No.403)

1. 調査の経緯と経過

この調査は、通所介護施設建設工事に伴う井上遺跡第6地点の試掘・確認調査である。平成28年3月10日、有限会社和光測量設計より埋蔵文化財包蔵地の該当の有無の代理照会があり、事業地が周知道跡範囲No.403井上遺跡と重複関係にあることを三島市遺跡地図で示した。そして平成28年3月15日付で調査依頼書と土地所有者承諾書（事業主）が三島市教育委員会宛に提出されたのを期に、確認調査業務計画書を策定（3月15日決裁）した。事業は、静岡県教育委員会との調整後に補助事業として遺跡の取扱いができる条件が整い、法第99条第1項の規定により静岡県教育委員会と事業者にて平成28年3月15日付、三教文第567・568号で通知し、遺跡の有無と遺存した場合の種別・深度・時期の確定を図る為の調査を実施する運びとなった。

現地調査は3月16日に開始、8箇所のトレンチを設置後、バックホー（01）で盛土層を除去した後作業員延べ14名で掘り下げを行い遺構・遺物の検出につとめ、実働2日間で17日に完了した。調査では土器等の出土があったため、埋蔵文化財発見届及び埋蔵文化財保管証を3月23日付、三教文第580号・581号で送付し、埋蔵文化財発掘の届出書を同日、三教文第584号で同封進達した。正式な終了報告は3月23日付、三教文第582・583号により静岡県教育委員会と事業者にて報告した。また平成28年3月15日、事業者より埋蔵文化財発掘の届出書（法第93条第1項）が提出されていたが、遺跡の存在が明らかになったため、地下調整池の位置を遺跡推定範囲外に設計変更したのち、9月27日付、三教文第312号で進達し、同法に添付する副中を三教文第313号で同封送した。静岡県教育委員会からは、土木工事等のための発掘に係る指示について、平成28年10月5日付、教文第1126号で工事立会いの通知（受理10月6日）があり、事業者へ送付（10月6日



第1図 遺跡の位置と周辺の遺跡 (1/40,000)

三島市教育委員会

付、三教文第329号)し、工事立ち会いを平成29年2月24日に行った。埋蔵文化財の認定は平成28年5月10日付、静三計第36号で通知(県認定通知4月21日付、三教文第167号写し)があった。

調査結果の概要は、『三島市文化財年報第28号(2017)』で報告している。(吉野)

2. 遺跡の立地と周辺の調査例(第1・2図)

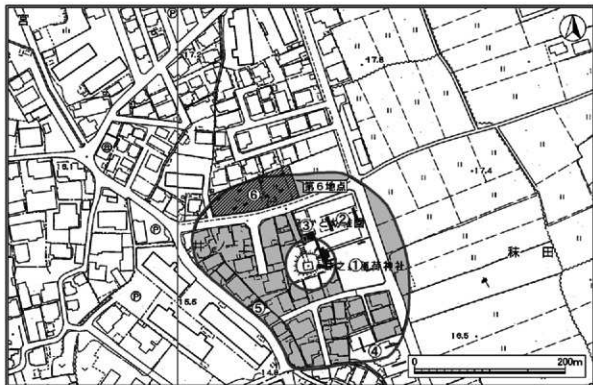
井上遺跡は平野部を流下する大場川左岸の段丘上に位置し、南北約130m、東西約140mの範囲は古墳時代後期の遺物の散布地として三島市遺跡地図に登録されている。第6地点はJR三島駅の南東(N-131.0°E)2.67km、標高約17.4mに位置し、事業地が遺跡の範囲の北端と重複するため調査の対象となった。

本遺跡は古墳時代中期以降の造営とされるNo404井之森古墳に関わる人々の集落域と考えられている。しかし、これまで5地点で調査が行われているが、第1～3地点調査時に古墳時代の土器片を包含する層が一部検出したものの、遺構等は検出せず、第4・5地点においては遺構・遺物共に検出していない『三島市埋蔵文化財発掘調査報告XVI(2011)・XVII(2013)』。また、当遺跡範囲の中心所在する井之森古墳には、現在その頂部に井之森稲荷神社が祀られており、調査を実施した結果、同古墳は主体部には横穴式石室を有する円墳であると考えられている『三島市埋蔵文化財発掘調査報告X(2005)』。(保科)

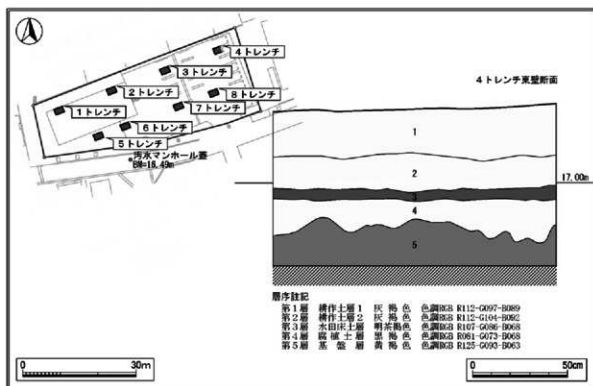
3. 調査の概要

トレンチ配置と層序(第3図)

試掘・確認調査はトレンチ調査法を利用して行い、事業地内に1.6m×2.5m(4.0㎡)のトレンチを8箇所配置した。事業面積に対する確認調査率は約2.81%であった。調査は、作業員延べ14名の手掘りによる排土と平面確認を繰り返し、表土下0.80mまで掘り下げを行った。層序の確認は4トレンチ東壁断面を利用して行い、5層に分層した。以下、各層位について色調と名称・特記事項を記述する。(吉野)



第2図 調査地点の位置(1/2,500)



第3図 トレンチ配置と4トレンチ東壁断面図 (1/1,000-1/20)

三島市教育委員会

- 第1層 色調RGB数値はR112-G097-B089を示す。灰褐色土、耕作土。
 第2層 色調RGB数値はR112-G104-B092を示す。灰褐色土、耕作土。
 第3層 色調RGB数値はR107-G086-B068を示す。明褐色土、鉄分を多く含む床土。
 第4層 色調RGB数値はR081-G073-B068を示す。黒褐色土、遺物包含層となる腐植土。
 第5層 色調RGB数値はR125-G093-B063を示す。黄褐色土、基盤層。



第4図 3トレンチ出土遺物 (1/3)

3トレンチにおける遺構・遺物 (第4図1～3)

本トレンチにおいて遺構は検出せず、包含層からの出土したものに限定。1は、環部との接合部にあたり、環から脚部末端まで短く上下に調整が施されている。2は、タキ痕を残す須臾器の穂である。他多数の遺物が存在するが微細なため図示するにたえる資料がなかった。(吉野)

4. まとめ

第4層からの遺物の出土により、3・7トレンチ以東に遺跡が存在していることが明らかになった。そのため事業者に遺跡保護層の確保と事業地東部に当初設計していた地下調整池の位置変更を依頼したところ、地下調整池の位置を2トレンチと3トレンチの間に設計変更して事業に着手する運びとなった。工事立会では遺跡を破壊するような行為は認められなかった。(吉野)

写真図版



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 出土遺物



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 工事立会い



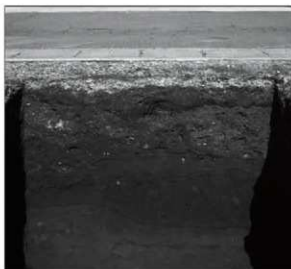
1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



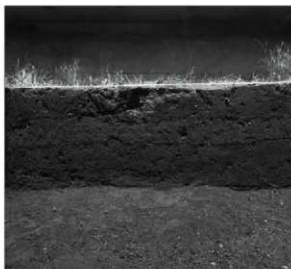
1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 完了



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (3トレンチ)



5. 完了



6. 出土遺物



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (3トレンチ)



4. 断面 (3トレンチ)



5. 完掘 (1トレンチ)



6. 断面 (1トレンチ)



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 完了



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (1トレンチ)



4. 断面 (1トレンチ)



5. 完掘 (2トレンチ)



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 完了



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 完掘（2トレンチ）



6. 埋の戻し



1. 調査前



2. 調査風景



3. 調査風景



4. 完備



5. 断面



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査前



3. 調査風景



4. 完掘



5. 断面



6. 埋め戻し



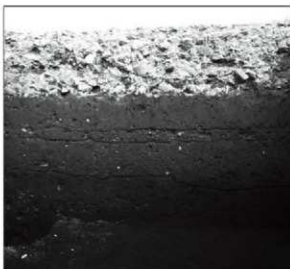
1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 工事立会い



6. 出土遺物



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (14トレンチ)



4. 断面 (14トレンチ)



5. 断面 (3トレンチ)



6. 完了



1. 調査前



2. 調査前



3. 調査風景



4. 完掘



5. 断面



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



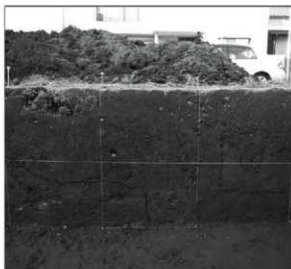
1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘 (2トレンチ)



4. 断面 (2トレンチ)



5. 断面 (1トレンチ)



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 工事立会い



1. 調査前



2. 調査風景



3. 完掘



4. 断面



5. 埋め戻し



6. 完了

報告書抄録

ふりがな	みしままいごうぶんかざいはっくつちょうさほうこく ほじょじょうばん だいきんごう							
書名	三島市埋蔵文化財発掘調査報告 補助事業版 第3号							
副書名	埋蔵調査							
編者名	辻真人・吉野文郎・保科純子							
編集機関	三島市教育委員会							
所在地	静岡県三島市大宮町1丁目8番30号 TEL 055-983-2672 FAX 055-972-3304 E-mail:bunkazai@city.mishima.shizuoka.jp							
発行年月日	西暦2018年3月23日							
所収遺跡名 (フリガナ)	所在地 (フリガナ)	コード	番号	北緯	東経	期 間	面積	原 因
上才塚遺跡 (カミサイヅカイセキ) 第10地点	静岡県三島市東町 (シズオカケンシマシヒゴシヤウ)	22002	477	35° 07' 80"	138° 55' 21"	20141112	4.0㎡	個人住宅建設工事
青木B遺跡 (アオキビーイセキ) 第7地点	静岡県三島市青木 (シズオカケンシマシアオキ)	22002	411	35° 06' 20"	138° 55' 18"	20141120～1121	16.0㎡	建て売りに宅建設工事
稲込遺跡 (ホリゴメイセキ) 第9地点	静岡県三島市安久 (シズオカケンミヤマシヤヒサ)	22002	405	35° 05' 11"	138° 55' 57"	20150121	4.0㎡	個人住宅再築工事
久保遺跡 (クボイセキ) 第1地点	静岡県三島市玉川 (シズオカケンシマシタマダワ)	22002	376	35° 06' 26"	138° 54' 40"	20150128	2.75㎡	個人住宅再築工事
上才塚遺跡 (カミサイヅカイセキ) 第11地点	静岡県三島市東町 (シズオカケンシマシヒゴシヤウ)	22002	477	35° 07' 01"	138° 55' 28"	20150303	4.0㎡	個人住宅建設工事
千枚原A遺跡 (センマキハラエーイセキ) 第6地点	静岡県三島市千枚原 (シズオカケンシマシセンバイハラ)	22002	130	35° 08' 19"	138° 55' 21"	20150213	4.0㎡	個人住宅建設工事
井上遺跡 (イノウエイセキ) 第5地点	静岡県三島市沼田 (シズオカケンシマシイナガタ)	22002	403	35° 06' 35"	138° 56' 02"	20150227	4.0㎡	個人住宅建設工事
三島御前跡 (ミヤマゴシヤンアト) 第9地点	静岡県三島市南本町 (シズオカケンミナモトミナモトノチヤウ)	22002	354	35° 06' 02"	138° 55' 56"	20150428	4.0㎡	個人住宅建設工事
反り田遺跡 (ソリダイセキ) 第1地点	静岡県三島市玉川 (シズオカケンシマシタマダワ)	22002	374	35° 06' 31"	138° 54' 40"	20150522	32.0㎡	飲食店築建設工事
塔ノ森庵寺 (トウノモリハイジ) 第10地点	静岡県三島市大宮町 (シズオカケンシマシオオミヤチヤウ)	22002	348	35° 07' 25"	138° 55' 08"	20150527	5.6㎡	賃貸併用住宅建設工事
青木B遺跡 (アオキビーイセキ) 第8地点	静岡県三島市青木 (シズオカケンシマシアオキ)	22002	411	35° 06' 16"	138° 55' 20"	20150604	7.0㎡	土地取引
稲込遺跡 (ホリゴメイセキ) 第10地点	静岡県三島市安久 (シズオカケンミヤマシヤヒサ)	22002	405	35° 05' 16"	138° 55' 00"	20150610	5.6㎡	土地取引
長伏遺跡 (ナガブセイセキ) 第7地点	静岡県三島市長伏 (シズオカケンシマシナガブセ)	22002	403	35° 05' 22"	138° 54' 49"	20150708	5.6㎡	個人住宅建設工事
天神原遺跡 (テンジンハラセキ) 第2地点	静岡県三島市加茂田町 (シズオカケンシマシカモリノチヤウ)	22002	341	35° 07' 37"	138° 55' 35"	20150715	7.0㎡	宅地分譲事業
塔ノ森庵寺 (トウノモリハイジ) 第11地点	静岡県三島市大宮町 (シズオカケンシマシオオミヤチヤウ)	22002	348	35° 07' 25"	138° 55' 12"	20150723	4.0㎡	倉庫及び車庫増築工事
稲込遺跡 (フジノロイセキ) 第5地点	静岡県三島市青木 (シズオカケンシマシアオキ)	22002	400	35° 06' 20"	138° 55' 32"	20150728～0730	36.0㎡	宅地分譲事業
天神原遺跡 (テンジンハライセキ) 第3地点	静岡県三島市天神原 (シズオカケンシマシテンジンハラ)	22002	341	35° 07' 38"	138° 55' 35"	20150801	12.0㎡	宅地分譲事業
塔ノ森庵寺 (トウノモリハイジ) 第12地点	静岡県三島市大宮町 (シズオカケンシマシオオミヤチヤウ)	22002	348	35° 07' 21"	138° 55' 13"	20150805	12.0㎡	賃貸併用住宅建設工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
上才塚遺跡第10地点	官衙跡	奈良時代～近世	—	—	遺跡空白域である。
青木B遺跡第7地点	集落跡	弥生時代～奈良・近世	古墳（周溝）	弥生土器・土師器	遺跡保護標を設定し、遺跡保護協定を締結した。
福込遺跡第9地点	散布地	古墳時代～中世	—	—	遺跡空白域である。
久保遺跡第1地点	散布地	弥生時代～古代	—	—	遺跡空白域である。
上才塚遺跡第11地点	官衙跡	奈良時代～近世	—	—	遺跡空白域である。
千枚原A遺跡第6地点	集落跡	縄文時代～古墳	—	—	遺跡空白域である。
井上遺跡第5地点	散布地	古墳・古代	—	—	遺跡空白域、あるいは消滅域である。
三島御殿跡第9地点	城館跡	弥生・古墳・平安・近世	—	—	遺跡空白域である。
反り田遺跡第1地点	散布地	古墳・古代・近世	—	—	遺跡空白域である。
塔ノ森南寺第10地点	社寺跡	古墳時代～近世	—	—	遺跡空白域、あるいは遺跡の消失域である。
青木B遺跡第8地点	集落跡	弥生～奈良・近世	—	—	遺跡空白域である。
福込遺跡第10地点	散布地	古墳時代～中世	—	—	遺跡空白域である。
長伏遺跡第7地点	散布地	弥生時代	—	—	遺跡空白域である。
天神原遺跡第2地点	散布地	縄文・古墳	—	—	遺跡消失域である。
塔ノ森南寺第11地点	社寺跡	古墳時代～近世	—	—	遺跡空白域、あるいは遺跡の消失域である。
藤代遺跡第5地点	散布地	弥生・古墳・中世	方形周溝墓 住居跡	弥生土器・土師器・須恵器	遺跡保護標を設定し、遺跡保護協定を締結した。
天神原遺跡第3地点	散布地	縄文・古墳・古代	—	—	遺跡消失域である。
塔ノ森南寺第12地点	社寺跡	古墳時代～近世	—	—	遺跡空白域である。

所収遺跡名 (フリガナ)	所在地 (フリガナ)	コード	番号	北緯	東経	期間	面積	原因
千枚原A遺跡 (セムマイバラエーイセキ) 第7地点	静岡県三島市谷田 (シズオカケンミシマシヤタ)	22002	130	35° 08' 14"	138° 55' 13"	20150812	4.0㎡	個人住宅建設工事
元作堀日遺跡 (モトサクハビイーセキ) 第2地点	静岡県三島市萩 (シズオカケンミシマシハギ)	22002	103	35° 09' 12"	138° 54' 44"	20150827	8.0㎡	個人住宅建設工事
上才塚遺跡 (カミサイヅカイセキ) 第12地点	静岡県三島市東町 (シズオカケンミシマシヒガシチョウ)	22002	477	35° 07' 04"	138° 55' 25"	20150903	4.0㎡	個人住宅建設工事
中島B遺跡 (ナカジマビイーセキ) 第9地点	静岡県三島市中島 (シズオカケンミシマシナカジマ)	22002	449	35° 06' 06"	138° 55' 50"	20150916	12.0㎡	賃貸住宅建設工事
緑地遺跡 (キナバイセキ) 第1地点	静岡県三島市谷田 (シズオカケンミシマシヤタ)	22002	331	35° 07' 18"	138° 56' 21"	20150926	8.0㎡	個人住宅建設工事
千枚原A遺跡 (セムマイバラエーイセキ) 第8地点	静岡県三島市千枚原 (シズオカケンミシマシセンマイバラ)	22002	130	35° 13' 13"	138° 55' 16"	20151015	3.0㎡	個人住宅建設工事
伊豆園分寺跡 (イズコクワンジヤウ) 第12地点	静岡県三島市泉町 (シズオカケンミシマシイズノイ)	22002	356	35° 07' 15"	138° 54' 41"	20151022	8.0㎡	個人住宅建設工事
青木原遺跡 (アキキハライセキ) 第10地点	静岡県三島市南二丁目 (シズオカケンミシマシミナミニノチヨウ)	22002	308	35° 06' 32"	138° 55' 19"	20151029	4.0㎡	個人住宅建設工事
青木原遺跡 (アキキハライセキ) 第11地点	静岡県三島市南二丁目 (シズオカケンミシマシミナミニノチヨウ)	22002	308	35° 06' 37"	138° 55' 22"	20151105	16.0㎡	集合住宅建設工事
上才塚遺跡 (カミサイヅカイセキ) 第13地点	静岡県三島市東町 (シズオカケンミシマシヒガシチョウ)	22002	477	35° 07' 04"	138° 55' 25"	20151119~1120	60.0㎡	集合住宅建設工事
千枚原第六群 (セムマイバラエーイセキ) 第2地点	静岡県三島市志町田 (シズオカケンミシマシシマシチノタ)	22002	129	35° 08' 12"	138° 55' 13"	20151127	4.0㎡	店舗併用住宅建設工事
谷田原田遺跡 (ヤタマエダイセキ) 第6地点	静岡県三島市谷田 (シズオカケンミシマシヤタ)	22002	358	35° 06' 59"	138° 55' 44"	20151201~1202	52.0㎡	店舗建設工事
伊勢原遺跡 (イセワゲイセキ) 第16地点	静岡県三島市梅名 (シズオカケンミシマシウメナ)	22002	460	35° 05' 28"	138° 55' 53"	20160107	24.0㎡	個人住宅建設工事
伊勢原遺跡 (イセワゲイセキ) 第17地点	静岡県三島市梅名 (シズオカケンミシマシウメナ)	22002	460	35° 05' 23"	138° 55' 57"	20160114	16.0㎡	個人住宅建設工事
小ノ坪遺跡 (コノツボイセキ) 第11地点	静岡県三島市長伏 (シズオカケンミシマシナガフセ)	22002	467	35° 05' 15"	138° 54' 51"	20160126	4.0㎡	農業用倉庫建設工事
反り田遺跡 (ソリダイセキ) 第2地点	静岡県三島市玉川 (シズオカケンミシマシタマガワ)	22002	374	35° 06' 31"	138° 54' 42"	20160302	56.0㎡	フライイン建設工事
箱根田遺跡 (ハコネダイセキ) 第8地点	静岡県三島市安久 (シズオカケンミシマシヤスヒサ)	22002	461	35° 02' 14"	138° 55' 52"	20160309	22.0㎡	集合住宅建設工事
赤ヶ原廣寺 (アカハラヒロイ)	静岡県三島市大社町 (シズオカケンミシマシオホシヤウ)	22002	349	35° 07' 08"	138° 55' 12"	20160223	16.0㎡	集合住宅建設工事
井上遺跡 (イノウエイセキ) 第6地点	静岡県三島市谷田 (シズオカケンミシマシヤタ)	22002	403	35° 06' 37"	138° 56' 02"	20160316~0317	32.0㎡	通所介護施設建設工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
千枚原A遺跡第7地点	集落跡	縄文時代～古墳	—	—	遺跡空白域である。
元作場B遺跡第2地点	散布地	縄文時代	—	—	遺跡消失域である。
上才塚遺跡第12地点	官衙跡	奈良時代～近世	—	—	遺跡空白域である。
中島B遺跡第9地点	集落跡	弥生～平安・中世	—	—	遺跡の空白域、あるいは遺跡の消失域である。
隈崎遺跡第1地点	散布地	縄文時代	—	—	遺跡の空白域である。
千枚原A遺跡第8地点	集落跡	縄文時代～古墳	—	—	遺跡の空白域、あるいは遺跡の消失域である。
伊豆園分寺跡第12地点	社寺跡	奈良時代～近世	—	—	遺跡の空白域、あるいは遺跡の消失域である。
青木原遺跡第10地点	散布地	弥生時代～古代・中世	—	—	遺跡の空白域である。
青木原遺跡第11地点	散布地	弥生時代	—	弥生土器・土師器	遺跡保護柵を設定し、遺跡保護協定を締結した。
上才塚遺跡第13地点	官衙跡	奈良時代～近世	—	—	遺跡の空白域、あるいは遺跡の消失域である。
千枚原廣六群第2地点	廣六墓	古墳時代～中世	—	—	遺跡の空白域、あるいは遺跡の消失域である。
谷田前田遺跡第6地点	集落跡	縄文・古墳～近世	—	—	遺跡の空白域、あるいは遺跡の消失域である。
伊勢塚遺跡第16地点	散布地	古墳時代～近世	溝状遺構	土師器・須恵器	遺跡保護柵を設定し、遺跡保護協定を締結した。
伊勢塚遺跡第17地点	散布地	古墳時代～近世	溝状遺構・柱穴	土師器・須恵器	遺跡保護柵を設定し、遺跡保護協定を締結した。
中ノ坪遺跡第11地点	散布地	弥生時代～中世	—	—	遺跡空白域、あるいは遺跡消失域である。
反り田遺跡第2地点	散布地	古墳・古代・近世	—	—	遺跡空白域である。
熊根田遺跡第8地点	その他	弥生時代～中世	溝状遺構	—	遺跡保護柵を設定し、遺跡保護協定を締結した。
市ノ原岡寺第5地点	社寺跡	奈良時代～近世	—	—	遺跡空白域である。
井上遺跡第6地点	散布地	弥生時代～古墳	—	土師器・須恵器	事業地の西側が遺跡範囲、東側は遺跡空白域である。

©2018

三島市埋蔵文化財発掘調査報告

補助事業版 第3号

発行年月日 平成30年3月23日
編集・発行 三島市教育委員会
印刷 大和印刷株式会社

〒411-0035 三島市大宮町1丁目8番38号
電話 055-983-2672
FAX 055-983-0870
bunkazai@city.mishima.shizuoka.jp
